

令和 2 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (2月13日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	7
開議の宣告	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定について	7
諸般の報告	7
施政方針演述	8
報告第1号～報告第7号の上程、報告	21
・報告第 1号 携帯電話用伝送路本復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第 2号 日影橋ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第 3号 その他町道大平線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第 4号 林道見内川線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第 5号 林道沢山線(2号箇所ほか)災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第 6号 林道長葛沢線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について	

いて

・報告第 7号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負変更契約の専決処分について	
議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
・議案第30号 安家地区複合施設建築工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて	
議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
・議案第31号 二級町道大沢口鼠入線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて	
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
・議案第32号 一級町道奥岩泉線ほか災害復旧（その2）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて	
議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
・議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めることについて	
議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
・議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて	
議案第1号～議案第21号の上程、説明、委員会付託	35
・議案第 1号 岩泉町未来づくりプラン基本構想の策定に関し議決を求めることについて	
・議案第 2号 岩泉町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例について	
・議案第 3号 岩泉町支所設置条例の一部を改正する条例について	
・議案第 4号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	
・議案第 5号 岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	

- ・議案第 6 号 岩泉町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 7 号 岩泉町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 8 号 基幹集落センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 9 号 岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例及び岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 10 号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 11 号 岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 12 号 岩泉町診療所設置条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 13 号 岩泉町道路占用料徴収条例及び道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 33 号 権利の放棄について
- ・議案第 14 号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第 5 号）
- ・議案第 15 号 令和元年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- ・議案第 16 号 令和元年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- ・議案第 17 号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- ・議案第 18 号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）
- ・議案第 19 号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 5 号）
- ・議案第 20 号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- ・議案第 21 号 令和元年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 22 号～議案第 29 の上程、説明、委員会付託…………… 42

- ・議案第 22 号 令和 2 年度岩泉町一般会計予算
- ・議案第 23 号 令和 2 年度岩泉町国民健康保険特別会計予算

- ・議案第 2 4 号 令和 2 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算
- ・議案第 2 5 号 令和 2 年度岩泉町介護保険特別会計予算
- ・議案第 2 6 号 令和 2 年度岩泉町観光事業特別会計予算
- ・議案第 2 7 号 令和 2 年度岩泉町公共下水道事業特別会計予算
- ・議案第 2 8 号 令和 2 年度岩泉町大川財産区特別会計予算
- ・議案第 2 9 号 令和 2 年度岩泉町水道事業会計予算

散 会 の 宣 告 4 7

第 2 号 (2月26日)

出席議員 4 9

欠席議員 4 9

職務のため議場に出席した者の職・氏名 5 0

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名 5 0

議事日程 5 1

開 議 の 宣 告 5 3

議事日程の報告 5 3

議案第 1 号～議案第 2 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決 5 3

- ・議案第 1 号 岩泉町未来づくりプラン基本構想の策定に関し議決を求めることについて
- ・議案第 2 号 岩泉町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 3 号 岩泉町支所設置条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 4 号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 5 号 岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 6 号 岩泉町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について

- ・議案第 7 号 岩泉町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 8 号 基幹集落センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 9 号 岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例及び岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 10 号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 11 号 岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 12 号 岩泉町診療所設置条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 13 号 岩泉町道路占用料徴収条例及び道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 33 号 権利の放棄について
- ・議案第 14 号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第 5 号）
- ・議案第 15 号 令和元年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- ・議案第 16 号 令和元年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- ・議案第 17 号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- ・議案第 18 号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）
- ・議案第 19 号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 5 号）
- ・議案第 20 号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- ・議案第 21 号 令和元年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第 1 号）

選挙管理委員及び補充員の選挙について…………… 6 2

散会の宣告…………… 6 3

第 3 号（3月3日）

出席議員…………… 6 5

欠席議員	6 5
職務のため議場に出席した者の職・氏名	6 6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	6 6
議事日程	6 7
開議の宣告	6 9
議事日程の報告	6 9
受賞報告、表彰の伝達	6 9
一般質問	6 9
7番 坂本 昇議員	7 0
1番 畠山昌典議員	7 8
2番 畠山和英議員	8 4
4番 八重樫龍介議員	9 4
5番 三田地久志議員	1 0 4
10番 合砂丈司議員	1 1 1
散会の宣告	1 1 6

第 4 号 (3月4日)

出席議員	1 1 7
欠席議員	1 1 7
職務のため議場に出席した者の職・氏名	1 1 8
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	1 1 8
議事日程	1 1 9
開議の宣告	1 2 1
議事日程の報告	1 2 1
一般質問	1 2 1
8番 三田地和彦議員	1 2 1
3番 小松ひとみ議員	1 2 7
6番 林崎竟次郎議員	1 3 3

13番 野館泰喜議員	1 4 3
12番 三田地泰正議員	1 5 2
散会の宣告	1 6 2

第 5 号 (3月10日)

出席議員	1 6 3
欠席議員	1 6 3
職務のため議場に出席した者の職・氏名	1 6 4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	1 6 4
議事日程	1 6 5
開議の宣告	1 6 7
議事日程の報告	1 6 7
議案第22号～議案第29号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 6 7
・議案第22号 令和2年度岩泉町一般会計予算	
・議案第23号 令和2年度岩泉町国民健康保険特別会計予算	
・議案第24号 令和2年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算	
・議案第25号 令和2年度岩泉町介護保険特別会計予算	
・議案第26号 令和2年度岩泉町観光事業特別会計予算	
・議案第27号 令和2年度岩泉町公共下水道事業特別会計予算	
・議案第28号 令和2年度岩泉町大川財産区特別会計予算	
・議案第29号 令和2年度岩泉町水道事業会計予算	
行政報告	1 7 0
同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 1
・同意第1号 岩泉町副町長の選任に関し同意を求めることについて	
同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 2
・同意第2号 岩泉町教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて	
て	
議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 4

・議案第36号 財産の貸付に関し議決を求めることについて	
議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	175
・議案第37号 財産の貸付に関し議決を求めることについて	
閉会中の継続審査申し出について……………	176
常任委員会の閉会中の継続調査申し出について……………	177
令和2年度議員派遣について……………	177
副町長の発言……………	177
町長の発言……………	178
閉会の宣告……………	182
署名……………	185

令和 2 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 号)						
招 集 年 月 日	令 和 2 年 2 月 3 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 2 年 2 月 1 3 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 2 年 2 月 1 3 日 午 後 1 時 1 8 分				
出席 及び 欠 席 議 員 出席 1 4 人 欠 席 0 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	1 0	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	1 1	畠 山 直 人	○
	4	八 重 樫 龍 介	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	三 田 地 久 志	○	1 3	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○	1 4	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三 田 地 和 彦	○			

会議録署名議員	1 1 番	畠山直人	1 2 番	三田地泰正
	1 3 番	野館泰喜		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局長	箱石良彦	副主幹兼 議事係長	大森淳一
	主査	佐々木美穂子		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町長	中居健一		
	副町長	山崎重信	副町長	末村祐子
	教育長	三上潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木重光
	総務課長	應家義政	政策推進課長	三浦英二
	会計管理者兼 税務出納課長	中川英之	町民課長	三上久人
	保健福祉課長	田鎖英明	経済観光交流課長	馬場修
	農林水産課長	佐々木修二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木真
	上下水道課長	三上訓一	消防防災課長	和山勝富
教育次長	三上義重			
議事日程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議事の経過	別紙のとおり			

令和 2 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 2 年 2 月 1 3 日 (木曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開会

開 会 の 宣 告

開 議 の 宣 告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 施政方針演述

日程第 5 報告第 1 号 携帯電話用伝送路本復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 6 報告第 2 号 日影橋ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 7 報告第 3 号 その他町道大平線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 8 報告第 4 号 林道見内川線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 9 報告第 5 号 林道沢山線 (2 号箇所ほか) 災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 1 0 報告第 6 号 林道長葛沢線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 1 1 報告第 7 号 小本漁港地域水産物供給基盤整備 (北防波堤) 工事の請負変更契約の専決処分について

日程第 1 2 議案第 30 号 安家地区複合施設建築工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第 1 3 議案第 31 号 二級町道大沢口鼠入線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第 1 4 議案第 32 号 一級町道奥岩泉線ほか災害復旧 (その 2) 工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

- 日程第15 議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めることについて
- 日程第16 議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて
- 日程第17 議案第1号 岩泉町未来づくりプラン基本構想の策定に関し議決を求めることについて
- 日程第18 議案第2号 岩泉町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第3号 岩泉町支所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第4号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第5号 岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第6号 岩泉町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第7号 岩泉町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第8号 基幹集落センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第9号 岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例及び岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第10号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第11号 岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第12号 岩泉町診療所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第13号 岩泉町道路占用料徴収条例及び道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第33号 権利の放棄について
- 日程第31 議案第14号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第5号）

- 日程第 3 2 議案第15号 令和元年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 3 議案第16号 令和元年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 4 議案第17号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 5 議案第18号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 6 議案第19号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 3 7 議案第20号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 8 議案第21号 令和元年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 9 議案第22号 令和 2 年度岩泉町一般会計予算
- 日程第 4 0 議案第23号 令和 2 年度岩泉町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第24号 令和 2 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第25号 令和 2 年度岩泉町介護保険特別会計予算
- 日程第 4 3 議案第26号 令和 2 年度岩泉町観光事業特別会計予算
- 日程第 4 4 議案第27号 令和 2 年度岩泉町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 4 5 議案第28号 令和 2 年度岩泉町大川財産区特別会計予算
- 日程第 4 6 議案第29号 令和 2 年度岩泉町水道事業会計予算

散 会 の 宣 告

◎開会の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまから令和2年第1回岩泉町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（加藤久民君） これより議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、11番、畠山直人君、12番、三田地泰正君、13番、野館泰喜君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（加藤久民君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、2月10日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本定例会の会期はお手元に配りました案のとおり本日から3月10日までの27日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月10日までの27日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（加藤久民君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動、令和元年12月宮古地区広域行政組合議会臨時会に係る議決事件の概要報告は、印刷し、お手元に配りましたとおりです。ご了承願います。

ここで報告がありますので。議会事務局長から報告させます。

箱石事務局長。

○事務局長（箱石良彦君） 議会だよりの入賞についてご報告を申し上げます。

いわいずみ議会だより第186号が第34回全国町村議会広報コンクールにおいて、第10位となる優良賞を受賞しました。また、第188号が第38回岩手県町村議会広報コンクールにおいて入選1席を受賞しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） これで諸般の報告を終わります。

◎施政方針演述

○議長（加藤久民君） 日程第4、町長の施政方針演述を行います。

中居町長。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 本日ここに、令和2年第1回岩泉町議会定例会が開会されるに当たり、今後の所信の一端と町政運営の基本方針について申し述べさせていただきます。

未曾有の大災害でありました平成28年台風第10号豪雨災害から3年半の歳月がたとうとしておりますが、この間復旧事業につきましては、国や県をはじめ、町民の皆様、関係団体、そして町議会のご理解、ご協力の下、徐々にではありますが、その道筋が見えてきたものと考えております。この場をお借りして衷心より感謝を申し上げるものであります。

また、昨年10月には、県内で初めて「大雨特別警報」が発令をされた台風第19号によって本町でも小本地区を中心に甚大な被害を受けたところであります。犠牲になられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、引き続き被災された方々の生活再建へ向けた支援に全力で取り組んでまいります。

さて、昨年は、新天皇陛下がご即位をされ、「平成」から「令和」への新しい時代の幕開けとなりました。

歴史的な大きな節目の中で新しいことへの挑戦や今より一步踏み出そうとする気運の高まりが感じられる中、本年は夏季五輪としては、約半世紀ぶりに「東京2020オリンピック・パラリンピック」が開催されるなど、日本全体が夢や希望に満ちあふれる年になるのではないかと期待をすすめるものであります。

また、昨年は「ラグビーワールドカップ」がアジアで初めて開催をされ、復興のシンボルとして本県釜石市でも試合が行われました。

残念ながら台風第19号の接近により、第二試合は中止となりましたが、日本が初のベスト8に進出するなど、日本国民に勇気と感動をもたらす大会になったものと感じております。

この快挙の原動力となった「ワンチーム」というスローガンは、目標に向かって全員が1つになってやり遂げるという意味だと認識をしておりますが、人口減少や少子高齢化が進む中で、まさに私たちにとっても胸に刻むべき言葉ではないかと考えております。

三陸に目を通しますと、昨年3月23日に、三陸鉄道リアス線が開通をし、三陸が1つの鉄路でつながった一方、台風第19号豪雨災害により、再び災害を受けたところでありますが、本年3月20日の全線運行再開へ向けて、復旧事業が進められております。

また、県が主導した「三陸防災復興プロジェクト2019」では、本町でも三陸ジオパークフォーラムが開催されるなど、広域連携による効果的な取組が実現できたものと考えております。

本町の昨年を振り返りますと、10月は、平成28年の悪夢を思い起こさせる「台風第19号」の襲来により、甚大な被害を受けたところであり、改めて自然の猛威に対する危機管理の重要性を再認識したところであります。

台風第10号に係る災害復旧工事は、林道につきましては、本年度内に全て完了する予定であります。

また、公共土木施設は、66契約のうち61契約について本年度内完成となる予定であります。

残る5契約につきましては、繰り越し事業になる見込みではありますが、着実に完成できるよう取り組んでまいります。

また、災害公営住宅63戸につきましては、平成29年度から整備を進めてまいりましたが、昨年7月に全戸完成をし、入居を完了しております。

並行して整備を進めてまいりました被災者用移転地26区画も完成をし、現在は移転地を希望した18世帯の方々が順次建築を進めているところであります。

復旧工事が完了いたしました岩泉球場につきましては、使用再開の復興記念イベントとして楽
天野球団の全面協力の下「イースタンリーグ公式戦」を昨年8月に開催をし、多くの観客に復興
をアピールできたものと考えております。

被災をした「ふれあいランド岩泉」につきましては、関係者と協議を重ねながら基本設計を進
めており、来年度には詳細設計に着手する予定で作業を進めております。

「安家地区複合施設」の建設につきましては、用地の確保など、地域の皆様からのご協力をい
ただきながら、本年5月の完成に向け、工事の進捗を図っているところであります。

今後におきましても、災害復旧工事の総仕上げに向け、万全を期してまいりたいと考えており
ますので、引き続き町民の皆様、町議会のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、町政運営の基本となる考え方について申し上げます。

平成28年台風第10号豪雨災害からの復旧復興に全力で取り組むことを最重要課題として、この
変わり果てた町の光景を必ず緑豊かな以前の姿に戻さなくてはならないとの思いの中で、この2
年間取り組んでまいりました。

今後におきましても、町の復旧事業はもとより、県事業においても佳境に入りますことから、
さらに復旧事業の完遂に向け、全力で事業推進に努めてまいりたいと考えております。

また、一方では、復旧事業の取組とともに、その先にある本町の未来をどうつくっていくかと
いう道筋も示していかなければなりません。

町民の皆様の日常生活に必要な行政サービスは、ある程度の人口規模が必要と言われておりま
すが、今日本全体が人口減少社会に突入している中で、とりわけ地方への影響が懸念をされます。

働き手不足による生活関連サービスの縮小や担い手不足、地域コミュニティの停滞など、人
口減少社会の中で持続可能なまちづくりをどう進めていくのかが大きな課題であります。これ
まで以上に町民の皆様からご支援を賜りながら「地域と地域」、そして「個人と個人」が助け合い、
協力し合う環境の構築に加え、行政の推進力、すなわち役場職員個々の職員力もこれまで以上に
高めていく必要があると考えております。

そのためには、各課の垣根を越えて、全ての職員が知恵を出し合い、現状に甘んじることなく、
政策形成能力を高め、「改善・改革」の意識を強く持つことが非常に重要となりますことから、そ
の環境づくりにも努めてまいりたいと考えております。

本定例会には、令和2年度から8年度までの7年間を期間とする新しい総合計画「岩泉町未来

づくりプラン」の基本構想を上程をいたしますが、人口減少という大きな課題を真正面から捉え、町の将来を職員や町民の皆様と知恵を出し合いながら希望の持てる町として未来への可能性を見いだしてまいりたいと考えております。

次に、行財政運営について申し上げます。

国では、令和2年度予算の基本的な方針について、引き続き歳出改革に取り組むこととしてい一方、地方の財政運営に必要となる一般財源の総額につきましては、平成30年度を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしております。

町といたしましても、生産年齢人口が減少する社会構造の中で限られた財源による住民福祉の向上と行政サービスの提供を効率的に持続することが重要であります。

近年の大災害を風化させないためにも危機管理の強化及び防災意識の向上が必要不可欠であると考えており、町民の皆様のお安全、安心な生活を確保するため、引き続き危機管理体制の強化に取り組んでまいります。

人口構造の変化により、政策や課題等もハードからソフトへと変化をしてきており、時代の要請に対応すべく業務の遂行、地域の強みや特色を生かした効果的な事業を展開するため、機能的な組織の検討を進めるとともに、職員の育成・確保、ワークライフバランスに配慮した職場環境づくりにも取り組んでまいります。

公債費につきましては、当面災害復旧の影響などで高水準となり、財政の硬直化が想定をされることから、プライマリーバランスを維持した財政計画の下、将来を見据えた実効性のある事業を選定するなど、透明で安定的な財政運営を推進してまいります。

次に、予算編成方針について申し上げます。今回ご提案いたします令和2年度各会計の当初予算案は、新しい総合計画となる未来づくりプランの実現に向けた第一歩として、未来へのまちづくりを進める上で必要な取組、さらには台風災害からの復旧事業の完遂に向けた予算として編成をしたところであります。

町の台風災害関連当初予算は、公債費を除き8億2,662万円まで縮減されており、いよいよ総仕上げとなってきておりますので、全力で取り組んでまいります。

また、一般会計の通常ベース予算では、対前年度比5.6%増となっておりますが、各事業の目的、目標が達成できるよう限られた財源を活用し、事業効果が高い施策に重点的、計画的に配分を行った予算編成としたところであります。

次に、台風災害復旧・復興事業の完遂に向けた取組について申し上げます。

既に災害公営住宅や新しい住宅での生活をスタートさせている被災者の方々にとりましては、住まいの心配からは解消され、幾らかは落ち着いた生活に戻られたものではないかと感じております。

一方でこれから住宅再建される方や高齢者の方など、見守りなどが必要な方々もおりますので、被災者の皆様の相談にきめ細かに対応をし、一日でも早く安心した暮らしが取り戻せるようこれからも努力をしてまいります。

来年度におきましては、被災者の皆様が新居へスムーズな引っ越しができるよう支援をし、現在ある仮設住宅の統合も進め、効果的な見守りやアフターケアができるよう被災者の皆様の生活再建支援に取り組んでまいります。

災害復旧工事につきましては、来年度が平成28年台風第10号発災年度から5年となり、補助制度上の区切りの年となります。これまで災害査定を受けた町道、河川、橋梁及び林道施設などにつきましては、土木作業員や資材の不足など、様々な要因が重なり、工事の遅れもありましたが、林道施設については、本年度中の完了、また町道、河川等につきましても、来年度の繰越予算で完了にこぎ着けるめどが立ちました。

また、水道施設や公共下水道施設の復旧につきましても、県の河川改修事業との調整を図りながら、引き続き早期完成に向け進捗を図ってまいります。災害復旧工事に付随する小工事につきましても、町民の皆様からのご要望も伺いながら残っている危険箇所を随時確認をし、復旧工事に併せながら対応をしてまいりたいと考えております。

来年度から本格化する県の河川改修工事において、用地及び工事など、町といたしましても、復旧の進捗が図られるよう、引き続き協力をしてまいりたいと考えております。

被災した生活橋の復旧工事もこれから本格化してまいりますので、河川の災害復旧工事の進捗と併せながら被災者の皆様からの相談にきめ細かく対応をし、事業が滞りなく進むよう支援をしてまいります。

昨年の台風第19号被害につきましては、小本地区を中心に被害が甚大でありましたが、早期の住宅修繕や道路等の復旧に取り組み、林道の災害復旧を除き、おおむね本年度内に完了するものと考えております。

国民健康保険の一部負担金と介護保険サービス利用料の減免につきましては、東日本大震災及

び台風第10号豪雨災害は、延長することとし、台風第19号は台風第10号と同様の軽減として12月まで延長をしております。

次に、新たな総合計画「岩泉町未来づくりプラン」の策定について申し上げます。

今回策定をする計画では、「令和」という新しい時代の幕開けとともに、過去最大規模の大災害を経験した本町が目指すべき将来像として「希望の大地から未来の花咲くいわいずみ」を掲げております。

平成28年の台風第10号豪雨災害では、町政施行60年間の中で築き上げてきたあらゆる生活基盤が一瞬で失われ、まさに失意の底からの再出発でありました。

このような中、過去に幾度の災害に見舞われながらも不撓不屈の精神で立ち上がってきた先人たちのように緑豊かなふるさと岩泉町を取り戻し、希望の大地の再生を図りながら、そこから町全体、そして町民一人一人のそれぞれの未来の花が咲き誇るような町を目指し、地域社会の在り方を示したものであります。

この将来像を形にしていくための基本目標として、「誰もが健康で学び幸せな生涯が咲き誇る“生きがいの花”」、「安全安心で豊かな生活が咲き誇る“暮らしの花”」、「地域資源を活用し新しい価値が咲き誇る“なりわいの花”」の3つを掲げ、将来像の実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

また、6つの重点プロジェクトとして、「台風災害からの復旧復興」と今後の大きな課題である人口減少対策を総合的に推進していく「魅力ある居住環境の整備」、「結婚・出産・子育て環境の充実」、「関係人口の拡大」、「産業の強化による働く環境の充実」、「持続する集落形成」を掲げ、「岩泉町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を兼ねたものとして位置づけたものであります。

基本目標を具現化するための取組として、24項目の部門別振興計画、地域振興協議会単位で進める住民主体の地域別振興計画を位置づけ、部門別振興計画を具体的に進めるための実施計画を定め、着実に持続あるまちづくりを進めてまいります。

この新しい総合計画の基本構想につきましては、本定例会においてご審議をいただく予定としており、この計画に基づき、町民一人一人に未来の花が咲き誇る取組を町民の皆様とともに進めてまいりたいと考えております。

次に、令和2年度の主要な施策について、未来づくりプランの3つの基本目標の区分により順次申し上げます。

初めに、「誰もが健康で学び幸せな生涯が咲き誇る『生きがいの花』づくり」について申し上げます。

この基本目標では、健康づくりや保健・医療・高齢者福祉、教育などの施策を主な分野としております。

まず、健康づくりにつきましては、誰もが望む健康増進の取組を着実に推進するため、健康づくりネットワーク事業による野菜摂取量の増加運動、減塩・適塩の取組を行うなど、脳血管疾患の予防対策を進めてまいります。

健康の維持・増進のためには、町民の皆様がご自身の健康状態をまずは把握することが大切でありますので、各種がん検診や特定健康診査などの受診率の向上に向けた啓発活動に取り組んでまいります。

感染症対策につきましては、中学生以下や65歳以上の方などへのインフルエンザ予防接種の費用助成を行うとともに、新たに乳幼児を対象としたロタウイルスワクチンの接種を10月から実施してまいります。医療対策につきましては、地域医療の要である済生会岩泉病院に対する支援を継続し、医師や専門職スタッフの確保等に努めるほか、無歯科医地区への巡回診療を実施してまいります。

国民健康保険につきましては、医療制度の基盤として重要な役割を果たしておりますので、県と連携をしながら財政の健全化に取り組んでまいります。

乳幼児・児童・妊産婦に対する医療費助成につきましては、本年8月から現物給付を中学生まで拡大し、子育て世代の負担を軽減するとともに、子育て支援センターや放課後児童クラブの運営を支援し、子育て環境の充実に努めてまいりました。

また、昨年10月から実施をしておりますこども園保育料の一部無償化に加えて、さらに負担軽減を図るため、副食費の無料化につきましても検討をしてみたいと考えております。

さらに、本年度策定を進めている第2期子ども・子育て支援計画に基づき、国の全世代型社会保障に呼応した子育て支援対策などを推進してみたいと考えております。

高齢者福祉につきましては、高齢者が住み慣れた環境で安心して暮らし続けることができるよう、済生会岩泉病院や介護事業者などと連携をし、在宅における医療、介護環境の充実に取り組んでまいります。

また、地域の自主的な活動としての介護予防や、支え合いの体制づくりを進めるため、多くの

高齢者が活躍できる場を設けるなど、地域包括ケアシステムの考え方を取り入れた地域づくりを検討してまいります。

来年度は、第8期介護保険事業計画と高齢者福祉計画の策定年度となりますので、高齢者の現状を把握、分析し、必要なニーズについて検討するとともに、保険料の適正化に努め、高齢者サービスの安定的な提供が図られるよう取り組んでまいります。高齢者の見守り対策として、本年度県及び県立大学と連携をし、安家地区の一部で「ぴーちゃんねっと」を活用した元気確認を実施することとしており、効果の検証を行いながら、各地域での活用について検討をしてまいりたいと考えております。

障害者福祉につきましては、相談支援事業所や地域活動支援センターとの連携による相談体制の充実のほか、災害時に円滑で迅速な避難支援が行えるよう「避難行動要支援者個別避難プラン」の作成を進めてまいります。

次に、学校教育についてであります。本町の教育目標として「一人ひとりが学び、郷土を愛する、心豊かでたくましい人づくり」を掲げております。

各学校においては、学力の向上はもとより、郷土愛の醸成と健やかな体の調和による「生きる力」の育成を基本とした教育の振興に努めており、各学校の特色を生かした地域教育を進めてまいります。

特にも、来年度からは小学校で新学習指導要領がスタートをし、外国語教育が導入されることから、国際化社会に対応できる教育を推進してまいります。

また、子どもたちの平等な環境づくりを進めるため、準要保護の認定範囲と援助対象項目の拡充を行い、教育の均等に努めてまいります。

来年度からは、小川小学校と門小学校が統合し、新設校としてスタートし、また安家中学校が閉校をし、岩泉中学校に統合をいたします。

学校の統廃合につきましては、様々な声をいただいておりますが、将来ある子どもたちの教育環境を第一義的に考え、地域の皆様のご理解をいただきながら、よりよい教育環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

岩泉高等学校につきましては、本町になくてはならない教育機関でありますことから、これまで同様に振興事業や通学費など、必要な支援を行うほか、4月からは学校給食の配食についても実施をしてまいりたいと考えております。

社会教育につきましては、「NPOぱあとなあ」と連携をしながら、多種多様な学習機会の提供や自主グループの活動支援などを進めてまいります。

また、東京都昭島市や米国ウイソコンシン・デルズ市、台湾嘉義県との国内外交流活動を実施し、本町の未来を担う人材の育成に努めるとともに、町の歴史、文化の継承、史跡文化財の保護、郷土芸能の保存・伝承活動の支援に努めてまいりたいと考えております。

社会教育施設である岩泉町民会館は、築37年経過しており、屋根の老朽化が著しく、飛散の危険性がありますので、屋根改修事業に係る設計業務を進めてまいります。

また、国内でオリンピックが開催されることは、非常に貴重な機会であり、この大会への気運を高め、本町からもできる限り多くの方にオリンピック関連事業に触れていただくため、「オリンピック・パラリンピック聖火事業」に取り組む実行委員会を組織し、支援を行ってまいります。

次に、「安全安心で豊かな生活が咲き誇る『暮らしの花』づくり」について申し上げます。

この基本目標では、道路などの生活基盤整備、防災、住環境などの施策を主な分野としております。

まず、日常生活に密着した社会資本の道路整備であります。これまでは、平成28年台風第10号豪雨災害に係る災害復旧工事を最優先課題として取り組んできたところであり、国庫補助事業を活用した工事は最終年度になりますので、まずは円滑な工事の進捗に万全を期してまいります。

一方で、災害復旧事業により中断してきた町道尾丸部線舗装事業の完了のほか、町道唐地線橋梁新設事業の再開、町道東三本松7号線改良舗装事業に着手をし、地域住民の利便性の向上を図ってまいります。

国道455号は、災害に強い信頼性のある道路としてかさ上げや拡幅改良を進めるため、近隣の市町村とも連携をしながら国、県に要望をしてまいります。

国道340号は、来年度に押角トンネルの開通が予定をされておりますが、前後の改良が進まないことから、「住民総決起大会」を開催し、国、県に対し、要望をしてまいりたいと考えております。

また、町内の主要県道整備につきましても、長年要望を繰り返しておりますが、目に見える進展がないことから、「住民総決起大会」を開催し、これまで以上に整備着手に向けて粘り強く要請をしてまいりたいと存じます。

公共交通機関につきましては、広大な町の面積の中で交通弱者などへの移動手段確保の観点から、利用状況や地域事情にも配慮をしながら運賃負担の軽減策などの検討を進めてまいりたいと

考えております。

情報通信につきましては、テレビ共同受信施設組合のケーブルテレビへの移行を計画的に進め、組合の維持管理の負担軽減等を図るとともに、三田貝地区に携帯電話基地局を建設し、不感地帯の解消を進めてまいります。

防災対策につきましては、集中豪雨等による災害に備え、避難所備品等の充実強化を進めるとともに、地域防災のリーダー的役割を担う防災士の育成に引き続き取り組み、各地区自主防災協議会との連携がさらに強固なものとなるよう行政と地域が一体となって、地域防災力の向上に努めてまいります。

また、防災情報の迅速かつ正確な提供を行い、早期の避難体制を確立し、町民の皆様の命を守ることを最優先とした防災対応を進めてまいります。

消防体制の充実につきましては、消防施設や消防水利等の計画的整備を進めるとともに、消防団員の確保に努めてまいります。

防犯対策に関しましては、地域や関係機関と連携をし、防犯の意識啓発、夜間における犯罪防止等のため、防犯灯の復旧整備を進めてまいります。

地域の協働体制の構築につきましては、地域振興協議会と連携した協働のまちづくりを引き続き進め、地域活動の活性化を図ってまいります。

また、地域の活力を創出するため、町民の皆様の地域づくりに対する様々なアイデアを実践するための支援制度を新たに構築してまいります。

居住環境につきましては、近年空き部屋が増加している町営住宅や災害公営住宅について入居要件の緩和など、制度の見直しを進めてまいりたいと考えております。

また、空き家の利活用を促進するため、空き家、空き地バンクの成約奨励金や家財等の整理費用補助の周知に努め、利用実態の個別調査を行うなど、利用可能な空き家の流通促進を図るとともに、引き続きアパート情報を町ホームページに掲載し、民間住宅の活用を支援してまいります。

なお、住宅政策につきましては、地域整備課に一元化をし、総合的な住宅施策を展開してまいりたいと考えております。

UIターンの推進につきましては、県外移住コーディネーターや現地移住コーディネーターによるきめ細かな対応を行うとともに、地域おこし協力隊、お試しプログラムやインターンシップを通じて潜在的な移住希望者の確保に努めてまいります。

水道事業につきましては、来年度から地方公営企業法に基づく水道事業に移行することから、より企業的な視点を重視した経営に努め、持続ある水道事業に取り組んでまいります。

また、老朽化が進んでおります大牛内地区の配水管につきましては、地域との協議が調い、来年度に工事着手する運びとなりますことから、引き続き支援を進めてまいります。

公共下水道事業につきましては、全ての事業体が令和6年度までに地方公営企業法を適用する下水道事業に移行との国の方針に基づき、移行に向けた手続に着手してまいりたいと考えております。

環境保全に関しましては、本町のリサイクル率県内一を継続すべく、引き続き廃棄物の分別収集や資源化などにリサイクル推進員と連携した活動を推進するとともに、ごみの減量化に向け、積極的に取り組んでまいります。

また、劣化が著しい岩泉斎場焼却炉の改修を実施し、適正な管理運営に努めてまいります。

町税、保険料等の収納につきましては、多様なライフスタイルに対応した納付しやすい環境を整備するため、ゆうちょ銀行やコンビニで公金を収納できるシステムを導入してまいります。

役場庁舎につきましては、一部耐震性が脆弱な箇所や庁舎の延命化、防災拠点としての観点から、耐震補強工事を実施してまいります。

最後に、「地域資源を活用し新しい価値が咲き誇る『なりわいの花』づくり」について申し上げます。

この基本目標では、農林水産業、商工業、観光振興などを主な分野としております。

農業の担い手確保・育成につきましては、引き続き新規就農者支援を継続し、地域おこし協力隊希望者をはじめ、就農を希望する方への情報発信や就農体験などを強化するとともに、新たに就農する方々の早期の経営安定を図るため、振興作物などの種子及び苗の購入費に対し、新たに支援を実施してまいります。

持続する農業支援対策につきましては、集落ごとに5年から10年後のあるべき姿の話し合いについて、全町的に取り組み、農地中間管理事業を積極的に活用するとともに、畜産主体の集落にあっては、作業性の向上を進め、粗飼料生産基盤の強化に結びつけてまいりたいと考えております。

畑わさびの生産につきましては、生産者の要望に応えられるような苗の供給に努め、土壌分析・施肥設計及び堆肥供給の支援を引き続き行い、病害虫防除の推進、除草や収穫に係る作業の省

力化につきましても調査研究の上、高齢者でも一定面積の栽培ができるよう取り組んでまいります。

酪農につきましては、畜産クラスター協議会と連携をし、新たに町独自のかさ上げ支援を行い、労働環境の整備に取り組んでまいります。

日本短角種につきましては、市場導入及び自家保留に対する支援を行い、放牧頭数の維持、拡大と生産意欲の向上を図ってまいりたいと考えております。

農作物の被害防止につきましては、設置距離が長く、事業費が高額となる畑わさびと果樹に対して、防止柵設置に係る補助率を引き上げてまいります。

林業につきましては、事業体みずから雇用を拡大させる安定雇用対策支援及び高性能林業機械化導入支援の継続、また町及び関係者が一体となって取り組む岩泉高校生などを対象とした林業の魅力を紹介する機会の提供など、新規事業者の確保対策について多角的に取り組んでまいります。

森林の集約化や新たな森林管理制度による取組の推進につきましては、森林組合の経営改善と機能向上、集約化の活動に対する支援を新たな取組として実施してまいります。

また、F S C 森林認証材の普及啓発による町産材の流通促進を図るため、「岩泉フォレストマーケティング」と連携の上、県内外の中学生に対するF S C 認証教材を提供し、町産木材の魅力拡大につなげてまいりたいと考えております。

水産業につきましては、担い手不足や近年のサケ不漁及び磯焼けによるアワビ漁獲量の減少など、地域経済への影響が深刻化しておりますことから、小本浜漁協及び関係機関と定期的な情報交換を行い、抜本的な対策を調査、研究するとともに、加工品質の向上に有効な機器導入に対して支援をし、持続的な漁業振興につなげてまいりたいと考えております。

次に、商工業の振興についてであります。昨年策定をいたしました「中小企業・小規模企業振興条例」に基づく振興計画を策定をしてまいります。

また、第三セクター関連各社につきましては、昨年3月に合併して新たな体制となりました「岩泉ホールディングス株式会社」を中心に、組織力の強化、連携による事業展開を進め、さらなる業績向上に努めてまいりたいと考えております。

企業誘致につきましては、既存企業の支援や企業誘致推進委員会との情報交換などにより、新たな雇用の場の確保につながるよう努めてまいります。

観光振興につきましては、本年度内に策定する「龍泉洞園地再整備基本構想」を着実に実行するため、年次ごと及びエリアごとの整備計画や詳細調査を実施をし、受入れ体制の構築や園地内の環境整備を順次進めてまいります。

また、龍泉洞の来訪者をうれいら通り商店街に誘導するための新たな取組についても進めてまいりたいと考えております。

本年は、「第33回日本鍾乳洞サミット」が本町において開催されますことから、全国の観光鍾乳洞関係者とともに、観光鍾乳洞が持つ魅力の効果的なPR方法や誘客方法、さらには地域活性化のための方策などについて情報交換を密にしていまいりたいと考えております。

広域観光の推進につきましては、各種団体の構成市町村と連携をしながら、みちのく潮風トレイルの利用促進や三陸ジオパークの世界認定に向けた取組を進めるとともに、地域おこし協力隊等と連携をした情報発信の強化に努めてまいります。

また、団体ツアーや個人客の誘客促進を図るため、潜在的な観光資源の発掘、磨き上げを行い、商談会やエージェント訪問、さらにはSNS等での積極的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

本年は、去年の台風第19号で被災をした三陸鉄道の全線運行再開や三陸沿岸道路の整備が進むとともに、宮古港への大型客船の寄港や7月に開幕する東京オリンピック・パラリンピックなどを契機として、外国人旅行者を含めた多くの観光客の来訪が期待できることから、おもてなしの心でお迎えをし、本町のPRを図り、交流人口の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

ふれあいランド岩泉につきましては、町民の憩いの場、特にも子どもが楽しめる施設としての整備を念頭に多くの子どもたちが訪れ、賑やかで来訪者の笑顔があふれる姿をイメージしながら早期の工事発注に向けて町議会とも協議をし、整備方針を定めてまいります。

廃校施設の利活用につきましては、様々な視点を取り入れたリノベーションなど、交流人口等の拡大につながる事業展開が期待できることから、多岐にわたる活用の道を探るための調査を進めてまいりたいと考えております。

以上、令和2年度における主な施策の概要について申し上げます。

「花」は、世界中に約20万種類もの数があるとされています。

今回策定をする新しい総合計画の将来像の中に掲げた「未来の花」の概念は、それぞれの場所や置かれた環境の下で咲くあまたの花のように、町民一人ひとりの価値観の違いや多様な個性の

中でそれぞれが追い求める幸せの形を探求し、人口減少や厳しい自然環境の中でも幾つもの希望と笑顔があふれる町を創る。すなわち「一人ひとりの未来の花が咲き誇る町」を創造していくことを目指すものであります。

これからの社会情勢は、加速的に進んでいく人口減少や65歳以上の人口がピークを迎える2040年問題など、様々な難題が待ち構えており、本町にとっても間違いなく大きな試練となることは明白であります。

このような課題には、特効薬がなく、多くの自治体でその対策を見いだせないでいる背景には、とりわけ地方における雇用機会の不足や社会インフラ、子育て環境などの様々な課題が複雑に絡み合っていることが大きな要因であり、中、長期的な視点で総合的な人口減少対策を確実に実施し、検証を繰り返しながら継続していくことが肝要であると考えております。

人口減少の中で未来を創り出すという大きな目標を達成するためには、一步一步着実に施策を積み重ねていくこと、そしてその積み重ねの中で「改善・改革」を行いながら、必要な軌道修正をしていくことが結果的に持続ある本町の発展につながる方法だと考えております。

新しい時代の中で全ての町民の皆様が心をつにし、これまでの経験と学びの蓄積を礎に知恵を出し合いながら、本町が明るい未来の一步を踏み出していけるよう全身全霊で取り組む所存でありますので、議員各位並びに町民の皆様のなご一層のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます、私の所信表明とさせていただきます。どうかよろしくようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（加藤久民君） 町長の施政方針演述が終わりました。

町長の施政方針、その他に関する一般質問は、3月3日及び4日に行いますので、議員各位の質問通告は、2月20日正午までをお願いいたします。

◎報告第1号～報告第7号の上程、報告

○議長（加藤久民君） 日程第5、報告第1号から日程第11、報告第7号までの報告を行います。

報告第1号 携帯電話用伝送路本復旧工事の請負変更契約締結の専決処分についてから報告第7号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負変更契約締結の専決処分についてまで順番に報告を求めます。

應家総務課長、はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 報告第1号 携帯電話用伝送路本復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。

携帯電話用伝送路本復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月13日、岩泉町長、中居健一。

次のページの別紙を御覧願います。専決処分書。携帯電話用伝送路本復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年1月30日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、携帯電話用伝送路本復旧工事。

2、工事場所、岩泉町全域。

3、契約金額、当初請負額1億260万円、第1回変更請負額1億450万円、第2回変更請負額1億42万2,300円、変更による減額407万7,700円。

4、請負者、住所、宮城県仙台市若林区新寺1丁目2番23号。氏名、株式会社TTK、代表取締役社長、土肥幹夫。

5、変更理由、光ファイバーケーブル敷設距離の短縮等による減。

次に、報告第2号でございます。日影橋ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。

日影橋ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月13日、岩泉町長、中居健一。

次のページの別紙を御覧願います。専決処分書。日影橋ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年1月28日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、日影橋ほか災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町二升石字橋の下地内ほか。

3、契約金額、当初請負額1億7,031万6,000円、第1回変更請負額1億9,049万1,100円、第2回変更請負額1億9,278万200円、変更による増額228万9,100円。

4、請負者、住所、岩泉町岩泉字大館19番地1。氏名、県北緑化株式会社、代表取締役、昆野裕治。

5、変更理由、残土運搬距離等の数量の変更による増。

次に、報告第3号 その他町道大平線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。

その他町道大平線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月13日、岩泉町長、中居健一。

次のページの別紙を御覧願います。専決処分書。その他町道大平線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年1月28日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、その他町道大平線ほか災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町安家字大平地内ほか。

3、契約金額、当初請負額6,134万4,000円、変更請負額5,545万4,760円、変更による減額588万9,240円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地8。氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野友寛。

5、変更理由、ブロック積工等の数量の変更による減。

次に、報告第4号 林道見内川線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。

林道見内川線災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月13日、岩泉町長、中居健一。

次のページの別紙を御覧願います。専決処分書。林道見内川線災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年1月28日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、林道見内川線災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町門字見内川地内。

3、契約金額、当初請負額7,344万円、変更請負額7,104万4,560円、変更による減額239万5,440円。

4、請負者、住所、田野畑村羅賀268番地1。氏名、佐藤建設株式会社、代表取締役、佐藤治。

5、変更理由、大型ブロック積工等の数量の変更による減。

次に、報告第5号 林道沢山線（2号箇所ほか）災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。

林道沢山線（2号箇所ほか）災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月13日、岩泉町長、中居健一。

次のページの別紙を御覧願います。専決処分書。林道沢山線（2号箇所ほか）災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年1月28日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、林道沢山線（2号箇所ほか）災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町二升石字案台地内。

3、契約金額、当初請負額2億952万円、第1回変更請負額1億7,779万9,320円、第2回変更請負額1億8,216万7,920円、変更による増額436万8,600円。

4、請負者、住所、田野畑村羅賀268番地1。氏名、佐藤建設株式会社、代表取締役、佐藤治。

5、変更理由、コンクリート擁壁工等の数量の変更による増。

次に、報告第6号 林道長葛沢線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。

林道長葛沢線災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及

び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月13日、岩泉町長、中居健一。

次のページの別紙を御覧願います。専決処分書。林道長葛沢線災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年1月28日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、林道長葛沢線災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町浅内字大沢日蔭地内。

3、契約金額、当初請負額9,072万円、第1回変更請負額6,467万2,560円、第2回変更請負額6,007万5,000円、変更による増額459万7,560円。

4、請負者、住所、岩泉町門水上52番地の1。氏名、高德建設株式会社、代表取締役、高橋清人。

5、変更理由、大型ブロック積工等の数量の変更による減。

次に、報告第7号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負変更契約締結の専決処分について。

小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月13日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。専決処分書。小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年1月27日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事。

2、工事場所、岩泉町小本字小本地内。

3、契約金額、当初請負額1億9,764万円、第1回変更請負額2億130万円、第2回変更請負額2億9万円、変更による減額121万円。

4、請負者、住所、久慈市新中の橋第4地割35番地の3。氏名、宮城建設株式会社、代表取締役社長、竹田和正。

5、変更理由、クレーンの運搬撤去等の数量の変更による減。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） これで報告第1号から報告第7号までの7件全部の報告を終わります。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第12、議案第30号 安家地区複合施設建築工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第30号 安家地区複合施設建築工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。

安家地区複合施設建築工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

1、工事名、安家地区複合施設建築工事。

2、工事場所、岩泉町安家字日蔭地内。

3、契約金額、当初請負額2億6,760万2,400円、第1回変更請負額2億7,255万8,000円、第2回変更請負額2億8,900万8,500円、変更による増額1,645万500円。

4、請負者、住所、久慈市長内町第24地割162番地。氏名、下館建設株式会社、代表取締役、下館康見。

令和2年2月13日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。コンクリート擁壁工等の追加に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料を御覧願います。工事期間でございますが、平成31年4月26日に着工してございまして、令和2年3月30日完成予定となっております。

今回の変更内容でございますけれども、3つ目でございますが、逆L擁壁を変更後で追加で83.8メ

ートル、それから仮設道路で420.1平米追加するものが主なものとなっております。仮設道路につきましては、県にお願いをしています町道の進捗が遅れておりまして、それに伴いまして仮設道路は実施するものでございますし、逆L擁壁につきましては、施設の周辺を有効活用すると、広く取るということで今回追加をするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第30号について質疑を行います。質疑はございませんか。

4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） 1つお伺いします。町長の施政方針にもございましたが、この完成予定が本年の5月と言われておりましたが、この工事によって完成予定が遅れるということはないかお伺いします。

○議長（加藤久民君） それでは、應家総務課長、答弁願います。

○総務課長（應家義政君） 工期でございますけれども、工事は5月には完成をさせたいということでございます。

実は、当初は4月完成で5月連休過ぎぐらいには供用開始を予定をしてございましたけれども、若干遅れがございまして、5月に完成をさせて、6月には何とか供用開始をしたいと考えてございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） ただいまの説明ですと、道路が仮設という説明でありました。これが町道がきちんと通ったならば、今の説明で数か月の間でこの金額が無駄になるような気がするのですが、仮設というのは、いつまで仮設で使って、どのように入るような仕組みになってくるのか。金額が何かもったいないような気がするのですが。

○議長（加藤久民君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 計画では、県が代行して建築します町道が、大体この施設が完成の頃には同様のフラットになって利用ができるというような予定でございましたけれども、大変遅れてございまして、施設ができません、当面この仮設道路を使っていくというような流れになると考えてございます。

まだ県が実施しております道路の完成がいつになるかというのも、まだめどがついてございま

せんし、河川改修と、それからすぐ近くに橋もできるのですけれども、橋の橋台等もまだ予定より大変遅れているような状況でございますので、無駄とえば無駄でございますけれども、施設ができて道路がないと行けませんので、何とかよろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） 確認しますが、今回議案にある仮設用の道路のいわゆる道路用地は町有地なのか、そうでないのかお伺いします。

○議長（加藤久民君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） これは町有地、買収した町有地になります。着工式の際に、上がって行く道路、議員各位にもご案内してご存じだと思いますけれども、あそこの道路を少しいをよくするような形になると思います。

また、県のほう、ちょっと情報でお伺いしているところでありますと、道路を、現道を改修する際に、迂回路としてもそちらの道路をさらに拡幅して利用するというような計画もあるとお伺いしておりますので、当面といたしますか、早くできれば幸いなのでございますけれども、当分使われるような形になります。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第30号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第13、議案第31号 二級町道大沢口鼠入線ほか災害復旧工事の請負変

更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第31号 二級町道大沢口鼠入線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。

二級町道大沢口鼠入線ほか災害復旧工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

1、工事名、二級町道大沢口鼠入線ほか災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町浅内字大沢日蔭地内ほか。

3、契約金額、当初請負額5億6,484万円、変更請負額5億884万2,000円、変更による減額5,599万8,000円。

4、請負者、住所、岩泉町門字水上52番地の1。氏名、高德建設株式会社、代表取締役、高橋清人。

令和2年2月13日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。ブロック積工等の数量の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料を御覧願います。工事期間でございますけれども、平成29年8月9日に着工してございまして、令和2年3月27日完成予定でございます。

工事概要でございますけれども、変更箇所が道路8工区でございまして、道路8工区と河川3工区でございまして、道路は大型ブロック積工が16.3平米の減。ブロック積工が28.2平米の増。河川のほうは、施工延長で109メートルの減、ブロック積工で1,099.6平米の減となるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第31号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第31号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第14、議案第32号 一級町道奥岩泉線ほか災害復旧（その2）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第32号 一級町道奥岩泉線ほか災害復旧（その2）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。

一級町道奥岩泉線ほか災害復旧（その2）工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。

1、工事名、一級町道奥岩泉線ほか災害復旧（その2）工事。

2、工事場所、岩泉町門字上救沢地内ほか。

3、契約金額、当初請負額2億4,300万円、変更請負額2億3,275万9,440円、変更による減額1,024万560円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地8。氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野友寛。

平成31年2月15日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。大型ブロック積工等の数量の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするもので

ある。

次のページの参考資料を御覧願います。工事期間でございますが、平成30年6月7日に着工してございまして、令和2年3月31日完成予定でございます。

工事概要でございますけれども、変更が道路5工区の変更でございます、大型ブロック積工で16平米の減、種子散布工で27.4平米の減、表層工で29.2平米の減、ブロック積工で5.5平米の減となるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第32号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第32号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第15、議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めることについて。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月13日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。三田貝辺地に係る公共的施設の整備を図るため、新たに計画を策定しようとするものである。

別紙の総合整備計画書を御覧願います。三田貝辺地でございまして、辺地の概況は、岩泉町門字三田貝、字南三田貝、字穴沢字南沢を辺地の構成とするものでございます。

整備を必要とする事情としましては、携帯電話不感地域でございまして、携帯電話基地局を整備をするというものでございます。

3の公共的施設の整備計画でございますが、令和2年度から令和6年度まで5年間でございます。施設名が電気通信施設、事業主体は町、事業費で1億195万円、財源内訳としましては、特定財源で6,796万6,000円、一般財源が3,398万4,000円、一般財源のうち辺地対策事業債、辺地債の予定額が3,390万円となるものでございます。

この事業は、2か年、2か所予定をしておございまして、令和2年、それから令和3年で南三田貝の西側と東側、2基を整備をするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第34号について質疑を行います。質疑はありますか。

2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） まず、今回整備する基地局の通信をしようとする会社は、予定はどこでしょうか。ドコモとかありますよね、3社があるのですが。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 現時点の予定、計画ではNTTドコモ、それからKDDI、それからソフトバンク、3社の予定でございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） これで今2か所を整備という説明でありました。そうしますと、国道455の道路で不感する地域はこれで解消されるものでしょうか、岩泉分。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 私どもも国道455号、かねてからここを特定区域として認識をしておりました。これで小本から早坂トンネルまで、まず通じるという認識でございます。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） この1億円をかけたことによる今は道路網についての不感地域となりました。民家についての不感地域というのはないのか、この地域において。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 今回の整備につきましては、6世帯20名くらい、この世帯分が解消をされるものというふうに計画をしております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ということで、この不感世帯はなくなる、解消されると、世帯も解消されるというふうに理解していいのかどうかお願いします。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 三田貝地区につきましては、ほぼほぼ解消されるとは思っておりますけれども、町内にはまだ数十世帯の不感世帯があるということでございます。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第34号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第16、議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に
し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に
し議決を求めることについて。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更するため、辺地に係る公共的施設の
総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の
規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月13日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。猿沢辺地及び大川辺地に係る公共的施設の整備を図るため、総合整備計画を変更し
ようとするものである。

最後のページの参考資料の新旧対照表を御覧願います。第1次変更になります。2の公共的施
設の整備を必要とする事情の中に3号としまして、当辺地内の消防車両の関係が記載をされ追加
させていただいております。3の整備計画で「平成32年」を「令和2年」に改めまして、一番下
の行、段でございますけれども、消防施設、施設名で消防施設、事業主体町、事業費で1,110万円、
財源内訳としまして特定財源409万7,000円、一般財源700万3,000円、辺地対策債の予定額を700万
円を追加をさせてもらうものでございます。これは、猿沢地域への消防車両、積載車を予定をし
ているものでございます。

裏面を御覧願います。大川辺地でございます。第1次変更で2の公共的施設の整備を必要とす
る事情の中に、「及び町道唐地線」を追加をしてございます。3の整備計画では、平成34年を令和
4年に改めまして、表の中の一番上、町道等を事業費で3億7,719万5,000円に改めます。財源内
訳としまして、特定財源が1億87万8,000円、一般財源が2億7,631万7,000円、辺地債が2億7,630万
円。それから1つ飛びまして、通学施設でございますが、事業費で1,240万円、特定財源が600万
円、一般財源が640万円、辺地債で640万円。合計が、事業費で5億6,059万5,000円、特定財源が
1億7,068万7,000円、一般財源3億8,990万8,000円、辺地債が3億3,730万円と変更をするもので
ございます。

道路につきまして、唐地線を追加してございますけれども、減になっているのは、以前からありました外山川崎線、これが令和4年度からの実施ということでこの辺地計画の最終年度にスライドしましたので、その分が減少になったことによりまして、トータルとしては減となっております。

それから、通学施設でございますけれども、スクールバスを令和2年、令和3年を予定をしてございまして、これは大川小学校と釜津田小学校の分ということとして計画をするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第35号について質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第35号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号～議案第21号の上程、説明、委員会付託

○議長（加藤久民君） 日程第17、議案第1号 岩泉町未来づくりプラン基本構想の策定に関し議決を求めることについてから日程第38、議案第21号 令和元年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）までの22件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第1号 岩泉町未来づくりプラン基本構想の策定に関し議決を求めることについて。

岩泉町未来づくりプラン基本構想を別紙のとおり策定するため、岩泉町議会の議決すべき事件を定める条例の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月13日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、岩泉町未来づくりプラン基本構想を策定しようとするものである。

次に、議案第2号 岩泉町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例について。

岩泉町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月13日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

議案第3号 岩泉町支所設置条例の一部を改正する条例について。

岩泉町支所設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月13日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。安家支所の位置を変更するため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第4号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月13日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、特別職非常勤職員の要件が見直されたことに伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第5号 岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月13日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。会計年度任用職員の時間外勤務等に係る勤務1時間当たりの給与額及び報酬額の規定を改めるため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第6号 岩泉町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について。

岩泉町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月13日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。地方公営企業法の適用を受ける水道事業を設置することに伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第7号 岩泉町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について。

岩泉町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月13日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第8号 基幹集落センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

基幹集落センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月13日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。安家地区総合交流センターを設置し、安家生活改善センターを廃止するため、この

条例を制定しようとするものである。

次に、議案第9号 岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例及び岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について。

議案第9号 岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例及び岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月13日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。医療費給付に係る現物給付の対象を中学校卒業まで拡大するため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第10号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月13日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第11号 岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月13日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第12号 岩泉町診療所設置条例の一部を改正する条例について。

岩泉町診療所設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第

1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 13 日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町安家診療所の位置を変更するため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第 13 号 岩泉町道路占用料徴収条例及び道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例について。

岩泉町道路占用料徴収条例及び道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 13 日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町道路占用料及び道路法の適用を受けない公共用財産占用料の単価を引き上げるため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第 33 号 権利の放棄について。

次のとおり権利を放棄するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

1、放棄する権利の内容。菌床しいたけ生産振興施設等及び同用地に係る平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの貸付料に係る債権。

2、放棄する額 879 万 1,756 円。

3、債務者、住所、岩泉町浅内字下栗畑 68 番地 11。氏名、株式会社岩泉きこの産業、代表取締役社長、柳畑正勝。

4、放棄する理由。特用林産物である菌床しいたけの生産振興により、町民の雇用を創出してきた株式会社岩泉きこの産業の経営改善の取組を支援するため、同社に貸し付けている菌床しいたけ生産振興施設等及び同用地の貸付料に係る債権を放棄しようとするものである。

令和 2 年 2 月 13 日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。株式会社岩泉きこの産業に貸し付けている菌床しいたけ生産振興施設等及び同用地の貸付料に係る債権を放棄しようとするものである。

次に、議案第 14 号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第 5 号）。

令和元年度岩泉町の一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 億 9,336 万

5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億3,590万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)、第3条、既定の債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)、第4条、既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年2月13日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第15号 令和元年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

令和元年度岩泉町の国民健康保険特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,534万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,158万4,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,927万4,000円とする。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月13日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第16号 令和元年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

令和元年度岩泉町の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ389万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,829万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月13日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第17号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第4号)。

令和元年度岩泉町の介護保険特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,183万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,320万円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ41万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,117万3,000円とする。

第2項、事業勘定及びサービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月13日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第18号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算(第4号)。

令和元年度岩泉町の簡易水道特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,955万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,756万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)、第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年2月13日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第19号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第5号)。

令和元年度岩泉町の観光事業特別会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ94万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,988万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月13日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第20号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)。

令和元年度岩泉町の公共下水道事業特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ389万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,814万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月13日提出、岩泉町長、中居健一。

最後でございます。議案第21号 令和元年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度岩泉町の大川財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ448万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月13日提出、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第1号から議案第13号及び議案第33号、議案第14号から議案第21号までの22件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第13号及び議案第33号、議案第14号から議案第21号までの22件は、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることに決定しました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩（午前11時59分）

再開（午後1時00分）

○議長（加藤久民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎議案第22号～議案第29号の上程、説明、委員会付託

○議長（加藤久民君） 日程第39、議案第22号 令和2年度岩泉町一般会計予算から日程第46、議

案第29号 令和2年度岩泉町水道事業会計予算までの8件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

[総務課長 應家義政君登壇]

○総務課長（應家義政君） それでは、令和2年度一般会計、特別会計予算書をご準備願います。

1ページでございます。議案第22号 令和2年度岩泉町一般会計予算。

令和2年度岩泉町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101億3,700万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は10億円と定める。

（歳出予算の流用）、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年2月13日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、145ページをお開き願います。議案第23号 令和2年度岩泉町国民健康保険特別会計予算。

令和2年度岩泉町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億1,850万円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,140万円と定める。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの

最高額は、事業勘定8,000万円、診療施設勘定1,000万円と定める。

(歳出予算の流用)、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。第2号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年2月13日提出、岩泉町長、中居健一。

195ページをお開き願います。議案第24号 令和2年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算。

令和2年度岩泉町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,120万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月13日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、205ページをお開き願います。議案第25号 令和2年度岩泉町介護保険特別会計予算。

令和2年度岩泉町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億9,710万円、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,110万円と定める。

第2項、事業勘定及びサービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、事業勘定4,000万円と定める。

(歳出予算の流用)、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。第2号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年2月13日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、249ページをお開き願います。議案第26号 令和2年度岩泉町観光事業特別会計予算。

令和2年度岩泉町の観光事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,280万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2,000万円と定める。

令和2年2月13日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、273ページをお開き願います。議案第27号 令和2年度岩泉町公共下水道事業特別会計予算。

令和2年度岩泉町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,180万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定める。

令和2年2月13日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、299ページをお開き願います。議案第28号 令和2年度岩泉町大川財産区特別会計予算。

令和2年度岩泉町の大川財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ800万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月13日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、別冊になります。令和2年度岩泉町水道事業会計予算書をお願いいたします。

1ページでございます。議案第29号 令和2年度岩泉町水道事業会計予算。

(総則)、第1条、令和2年度岩泉町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)、第2条、業務の予定量は次のとおりとする。第1号、給水戸数3,729戸。第2号、総給水量127万8,595立米。第3号、一日平均給水量3,503立米。第4号、主要な建設改良事業、水道施設改良事業1億1,888万円。

(収益的収入及び支出)、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入。第1款、水道事業収益3億5,933万2,000円。第1項、営業収益1億6,035万4,000円。第2項、営業外収益1億9,897万8,000円。支出。第1款、水道事業費用4億3,891万円。第1項、営業費用4億1,530万2,000円。第2項、営業外費用1,737万4,000円。第3項、特別損失423万4,000円。第4項予備費200万円。

次のページをお開き願います。(資本的収入及び支出)、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,723万円は、引継金6,723万円で補填するものとする。)収入。第1款、資本的収入2億3,500万5,000円。第1項、企業債2,060万円。第2項、出資金1億1751万8,000円。第3項、他会計負担金165万円。第4項、その他収入9,253万7,000円。支出。第1款、資本的支出3億223万5,000円。第1項、建設改良費1億1,888万円。第2項、企業債償還金1億8,335万5,000円。

(特例的収入及び支出)、第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の額は、それぞれ8,439万3,000円及び1億1,412万3,000円である。

(企業債)、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、上水道事業。限度額、2,060万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、3%以内。(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。償還の方法、政府資金については、その融通条件により、その他の場合には、その債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。

(一時借入金)、第6条、一時借入金の限度額は、1億円を定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)、第7条、予定指数の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、営業費用及び営業外費用。第2号、建設改良費及び企業債償還金。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)、第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費を、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。第1号、職員の給与費5,245万4,000円。

(他会計からの補助金)、第9条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は4,235万7,000円である。

(たな卸資産購入限度額)、第10条、たな卸資産の購入限度額は840万3,000円と定める。

令和2年2月13日提出、岩泉町長、中居健一。

以上でございますが、ほかに資料がございますので、参考をお願いをいたしたいと存じます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第22号から議案第29号までの8件については、議長を除く全員の議員で構成する新年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号から議案第29号までの8件については、議長を除く全員の議員で構成する新年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（加藤久民君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

(午後 1時18分)

令和 2 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 2 号)						
招 集 年 月 日	令 和 2 年 2 月 3 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会 、 開 議 、 散 会 延 会 、 閉 会 の 日 時	開 議	令 和 2 年 2 月 2 6 日 午 後 1 時 0 0 分				
	散 会	令 和 2 年 2 月 2 6 日 午 後 1 時 2 1 分				
出 席 及 び 欠 席 議 員 出 席 1 4 人 欠 席 0 人 (凡 例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	1 0	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	1 1	畠 山 直 人	○
	4	八 重 樫 龍 介	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	三 田 地 久 志	○	1 3	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○	1 4	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三 田 地 和 彦	○			

会議録署名議員	1 1 番	畠 山 直 人	1 2 番	三田地 泰 正
	1 3 番	野 舘 泰 喜		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	箱 石 良 彦	副 主 幹 兼 議 事 係 長	大 森 淳 一
	主 査	佐々木 美穂子		
地方自治法第 121条の規 定により説 明のため出 席した者の 職・氏名	町 長	中 居 健 一		
	副 町 長	山 崎 重 信	副 町 長	末 村 祐 子
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	應 家 義 政	政策推進課長	三 浦 英 二
	会計管理者兼 税務出納課長	中 川 英 之	町 民 課 長	三 上 久 人
	保健福祉課長	田 鎖 英 明	経済観光交流課長	馬 場 修
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木 真
	上下水道課長	三 上 訓 一	消防防災課長	和 山 勝 富
教 育 次 長	三 上 義 重			
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 2 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 2 年 2 月 2 6 日 (水曜日) 午後 1 時 0 0 分開議

開 議 の 宣 告

議 事 日 程 の 報 告

- 日程第 1 議案第 1 号 岩泉町未来づくりプラン基本構想の策定に関し議決を求めることについて
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 2 議案第 2 号 岩泉町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 3 議案第 3 号 岩泉町支所設置条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 4 議案第 4 号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 5 議案第 5 号 岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 6 議案第 6 号 岩泉町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 7 議案第 7 号 岩泉町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 8 議案第 8 号 基幹集落センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 9 議案第 9 号 岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例及び岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 10 議案第 10 号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

(条例補正予算等審査特別委員長報告)

日程第11 議案第11号 岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

(条例補正予算等審査特別委員長報告)

日程第12 議案第12号 岩泉町診療所設置条例の一部を改正する条例について

(条例補正予算等審査特別委員長報告)

日程第13 議案第13号 岩泉町道路占用料徴収条例及び道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例について

(条例補正予算等審査特別委員長報告)

日程第14 議案第33号 権利の放棄について (条例補正予算等審査特別委員長報告)

日程第15 議案第14号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算 (第5号)

(条例補正予算等審査特別委員長報告)

日程第16 議案第15号 令和元年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)

(条例補正予算等審査特別委員長報告)

日程第17 議案第16号 令和元年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

(条例補正予算等審査特別委員長報告)

日程第18 議案第17号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算 (第4号)

(条例補正予算等審査特別委員長報告)

日程第19 議案第18号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算 (第4号)

(条例補正予算等審査特別委員長報告)

日程第20 議案第19号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算 (第5号)

(条例補正予算等審査特別委員長報告)

日程第21 議案第20号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算 (第4号)

(条例補正予算等審査特別委員長報告)

日程第22 議案第21号 令和元年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算 (第1号)

(条例補正予算等審査特別委員長報告)

日程第23 選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙について

散会の宣告

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎議案第1号～議案第21号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 岩泉町未来づくりプラン基本構想の策定に関し議決を求めることについてから日程第22、議案第21号 令和元年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）までの22件を一括議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

条例補正予算等審査特別委員長、三田地和彦君。

〔条例補正予算等審査特別委員長 三田地和彦君登壇〕

○条例補正予算等審査特別委員長（三田地和彦君） 令和2年2月26日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。条例補正予算等審査特別委員長、三田地和彦。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果。

議案第1号 岩泉町未来づくりプラン基本構想の策定に関し議決を求めることについて、原案可決。

議案第2号 岩泉町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第3号 岩泉町支所設置条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第4号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

について、原案可決。

議案第5号 岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第6号 岩泉町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第7号 岩泉町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第8号 基幹集落センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第9号 岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例及び岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第10号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第11号 岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第12号 岩泉町診療所設置条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第13号 岩泉町道路占用料徴収条例及び道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第33号 権利の放棄について、原案可決。

議案第14号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第5号）、原案可決。

議案第15号 令和元年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第16号 令和元年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第17号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第18号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第19号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第5号）、原案可決。

議案第20号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第21号 令和元年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） ただいまの条例補正予算等審査特別委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

これから議案第13号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

これから議案第33号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

これから議案第14号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

これから議案第16号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

これから議案第17号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

これから議案第20号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

これから議案第21号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長（加藤久民君） 日程第23、選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

この選挙は、現選挙管理委員4名及び補充員4名の任期が来たる3月4日をもって満了となるものであり、地方自治法第182条の規定により、選挙を行うものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員については、岩泉町門字国境44番地1、八重樫ケイ子君。岩泉町大川字下町109番地4、佐々木和子君。岩泉町小本字大牛内121番地、阿部佳史君。岩泉町岩泉字沢廻39番地5、植村敏幸君。

以上の4名を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した4名を選挙管理委員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した重樫ケイ子君、佐々木和子君、阿部佳史君、植村敏幸君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員については、岩泉町下有芸字肘葛28番地、前川幸子君。岩泉町安家字太平40番地、佐藤裕子君。岩泉町穴沢字大宮内42番地2、小須田憲弘君。岩泉町乙茂字和乙茂88番地、藤田博成君。

以上の4名を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した4名を補充員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した前川幸子君、佐藤裕子君、小須田憲弘君、藤田博成君、以上の4名が補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

◎散会の宣告

○議長（加藤久民君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 1時21分）

令和 2 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 3 号)						
招 集 年 月 日	令 和 2 年 2 月 3 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会 、 開 議 、 散 会 延 会 、 閉 会 の 日 時	開 議	令 和 2 年 3 月 3 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 2 年 3 月 3 日 午 後 2 時 2 0 分				
出 席 及 び 欠 席 議 員 出 席 1 4 人 欠 席 0 人 (凡 例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	1 0	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	1 1	畠 山 直 人	○
	4	八 重 樫 龍 介	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	三 田 地 久 志	○	1 3	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○	1 4	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三 田 地 和 彦	○			

会議録署名議員	1 1 番	畠山直人	1 2 番	三田地泰正
	1 3 番	野館泰喜		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局長	箱石良彦	副主幹兼 議事係長	大森淳一
	主査	佐々木美穂子		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町長	中居健一		
	副町長	山崎重信	副町長	末村祐子
	教育長	三上潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木重光
	総務課長	應家義政	政策推進課長	三浦英二
	会計管理者兼 税務出納課長	中川英之	町民課長	三上久人
	保健福祉課長	田鎖英明	経済観光交流課長	馬場修
	農林水産課長	佐々木修二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木真
	上下水道課長	三上訓一	消防防災課長	和山勝富
教育次長	三上義重			
議事日程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議事の経過	別紙のとおり			

令和 2 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 2 年 3 月 3 日 (火曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

開 議 の 宣 告

議 事 日 程 の 報 告

日 程 第 1 一 般 質 問

散 会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎受賞報告、表彰の伝達

○議長（加藤久民君） ここで、議事日程に入る前に表彰状の伝達を行います。

事務局長から表彰の報告をさせます。

箱石事務局長。

○事務局長（箱石良彦君） 去る2月18日に開催された第71回岩手県町村議会議長会定期総会の席上で、いわずみ議会だより第186号が第34回全国町村議会広報コンクールにおいて第10位となる優良賞に、また第188号が第38回岩手県町村議会広報コンクールにおいて第2位となる入選1席に入賞し、表彰されました。

ただいまから表彰状の伝達を行いますので、広報広聴常任委員の皆さんは前にお進み願います。

○議長（加藤久民君） 表彰状、優良賞、岩手県岩泉町議会殿。貴議会広報誌は、第34回町村議会広報全国コンクールにおいて頭書の成績を収められました。よって、ここにこれを表彰します。

令和2年2月3日、全国町村議会議長会会長、松尾文則。（拍手）

表彰状、入選、岩泉町議会だより、岩泉町議会殿。令和元年度岩手県町村議会広報コンクールにおいて、審査の結果、頭書のとおり優秀な成績を収められました。よって、これを表彰します。

令和2年2月18日、岩手県町村議会議長会会長、上山文雄。（拍手）

以上で表彰状の伝達を終わります。

◎一般質問

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

7番、坂本昇君。はい、どうぞ。

〔7番 坂本 昇君登壇〕

○7番（坂本 昇君） 7番、坂本昇でございます。平成28年台風10号の復旧・復興の完遂に向け努力され、また昨年の台風19号被害に対しましても全力で取り組んでいる中居町長はじめ職員の皆様に敬意と感謝を表しながら、次の2点について質問いたします。

1点目の質問は、岩泉町未来づくりプランについてであります。本プランでは、人口減少、少子高齢化問題に正面から取り組み、職員力の向上に努めながら、住民との協働による持続可能なまちづくりを図ると定めております。議会にも機会を捉え再三にわたり説明を頂き、その意見、提言を組み入れていただいたこと、また本構想策定のため日夜に及ぶご努力を傾注してこられた担当者をはじめ関係各位に改めて敬意を表するものであります。

本プランによる「咲かせよう！笑顔と希望にあふれる3つの花」、さらにそれを実現するための6つの重点プロジェクトや未来をつくる10の希望プロジェクトなど、町と住民が明るい未来を展望できる構想となっております。今後は本プランをいかに具現化、実現、そして見える化に向けて推進していくかであります。

本プランは、進行管理のためP D C Aサイクルの中でその実効性を検証していくと定めております。私もこのことが非常に重要であり、担当する室や課の壁を乗り越え、住民の声に耳を傾けた事業の推進が必要であると考えます。

そこで、本プラン推進のための適切な進行管理、P D C Aの具体的な取組内容についてお伺いします。P D C Aを行うメンバーは改めて構成するのか、検証する時期、例えば半年とか四半期ごとなど、また専門部会の設置や住民とのコンセンサスの要否等々について、町長はどのように考えているのか、見解をお伺いします。

また、検証に当たって職員間でP D C Aサイクルを行うことは職員力の向上や意識改革につながり、町民の町政に対する期待も高まるものと考えますが、町長のお考えをお伺いします。

2点目の質問は、健康づくり、介護予防についてであります。健康づくりは、未来づくりプランでも生きがいの花の中で重点施策として定めており、介護保険については来年度、第8期の事業計画策定が予定されております。

高齢化がますます進行する中、介護保険の予算規模は年々増加し、令和2年度の予算は前年度比3.4%、保険給付費は3.5%、繰入金は13.4%も伸びております。議員と語る会でも、高騰する介護保険料や制度の在り方についての声も聞かれております。町としては必要とされる介護給付費の実態を見据え計画を立てると思いますが、その想定だけでは介護保険料の改善は難しいものと考えます。改善策は介護予防であり、健康づくりではないでしょうか。つまり高齢者になってからの予防策では残念ながら後手に回ってしまいます。

そこで、健康のまち宣言の原点に立ち返り、未来づくりプランや施政方針で掲げているように、誰もが望む健康増進の取組を着実に推進することこそ肝要かと思えます。健康は自らが守る、その意識の高揚を図るためにも、未来づくりプランに掲げている3か年の数値目標を達成することが重要であります。特に特定健診受診率の向上については8.2ポイントのポイントアップ、内臓脂肪症候群の割合については5.3%の引下げ、野菜摂取量は1日当たり56グラムの増量、脳血管疾患の死亡率は14.2ポイントの改善が必要となっております。これは、是が非でも達成すべき目標値と思われまふ。目標を達成するためには新年度どのように取り組むのか、具体的な推進対策をお伺いします。

また、未来づくりプランにおいては10の希望プロジェクトの中の6つ目に、保健活動と町内の購買活動の活性化を連動させたポイント還元システム事業をうたっております。この取組についても、考えをお示してください。

また、気になるのは小学生の朝食欠食割合であります。3歳児や中学生の朝食欠食割合は2%前後であるのに対し、小学生は9.5%もの児童が朝御飯を食べないで学校に行っている実態があります。健康管理上問題がないのか、その対応についてもお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 7番、坂本昇議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、未来づくりプランの進行管理の具体的な取組内容についてであります。当該プランを実効性のあるものとして推進していくためには、施策の効果を検証をしながら改善・改革に努めていく必要があります。このため、まず担当課レベルで各種事業の効果検証や課題の整理をしながら協議検討をし、その内容を政策推進課で一元的に取りまとめ、庁内全体で共有をすな

から改善に向けて取り組んでいくなど、まさに議員ご提案の職員間でP D C A、いわゆる計画・実施・評価・見直しを行うことは、職員力の向上と意識改革にもつながるものでありますので、効果的・効率的な進行管理とその実効性の検証に努めてまいりたいと考えております。

また、この取組の内容につきましては町総合開発審議会にもお示しをし、ご意見を頂戴するとともに、次年度の予算編成にも反映される仕組みなど、新年度において多角的に検討をしながら取り組んでまいりたいと存じます。

次に、健康づくり、介護予防についてであります。議員ご指摘のとおり、町民の健康づくりは医療費の抑制、健康寿命の延伸にもつながる重要な事項と認識をしております。これまでの施策を通じて脳血管疾患の死亡率が減少をするなど一定の成果は上がったものの、さらに自らの健康は自ら守るという意識を高める必要があります。

町が定めた健康目標値を達成するため、健診カレンダーの活用、保健推進員の声かけ、ぴーちゃんねつとの活用による健診日時等の周知徹底、未受診者を対象とした個別通知や保健師の訪問指導など、積極的に取り組んでまいります。また、食生活改善推進員や保健推進員との協力体制を拡充をし、生活習慣病の予防や改善に向けた普及啓発の取組を強化し、さらには調理実習を含めた健康教室などの充実に努め、先進地の事例等も参考にしながら目標の達成に向け取り組んでまいります。

次に、議員ご指摘のポイント還元でがっちりプロジェクトは、受診率の向上や町内イベント等の参加者の増加など、町の活性化に資することが期待をされます。商工団体などの関係者とも十分に協議を進めながら、具現化に向けた課題を整理をし、制度設計に取り組んでいく必要がありますので、前期の計画期間内において先進事例の視察研修など調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、小学生の朝食欠食への対応についてでございますが、朝食を欠食することは脳の栄養不足状態が継続をすることになり、集中力の低下や学習意欲の停滞につながると言われております。

本年度小学校全児童333人を対象とした生活調査を実施したところ、朝食をあまり食べない、ほとんど食べない、この子供さんは10人でありました。その主な理由は、食べる時間がないとの結果でありました。

このことから、校長会議等を通じ各学校に早寝早起きの実践に向けた組織的な取組の再確認を行うとともに、栄養教諭の食育指導や学校保健だよりを通じて朝食を摂取することの重要性を周

知するなどの対応を進めているところであります。

今後におきましても、さらに学校と家庭の連絡・連携を強め、児童生徒の健康管理に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（加藤久民君） 7番、再質問はございませんか。どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ありがとうございます。

それで、何点か質問させていただきますが、1つ目はこの未来づくりプランで非常によくできた計画であるというふうなことから、こういうときにこそP D C Aをきちっとやって、町民に咲く花が見えるような形で取り進めるべきだということからご質問させていただきます。

1つ目は、職員力等の向上と意識改革というところで私もご質問したところ、町のほうでもそういうふう位置づけているということですが、まさに生きた職員研修の内容だと思っております。

そこで私は、せっかく3つの花というふうに部門を分けて施策を展開しているわけですから、職員についても3つの部署でそれぞれの部門を分けながらそれぞれのP D C Aをやっていくということになれば、さらに研修内容なりそもその未来づくりプランが共有が深まっていくのではないかと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） ただいまのご質問の3つの花でございます。これは、内容を見ますれば、議員ご案内のとおり、1つの花の中に各課、部局を横断をしました施策がちりばめられているわけでございます。したがって、この部門別でやるということにもつながってくると思うのですが、今私どものほうで考えている一つの方向性としたしましては、これまでも実施をしてまいったことがございますけれども、個々の事務事業を振り返って評価をする、個々の事務事業の評価だけではなく、まさに議員がご指摘をしていただきました一定の方向性を持った複数の事務事業の目的であるいわゆる施策、施策という一段上位のくくりから俯瞰的に眺めて分析をする、いわゆるそういったようなことをやることによりまして事務事業の重複度合いや優先度までを評価をする。そして、スクラップ・アンド・ビルドにもつなげていく。そういったようなこともより効果的、効率的なことではないかということで考えておりますので、議員の方向性と一にするものだというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） まちづくりのプランの場合はつくられた担当の方と、それから課員、それから町職員全体となったときに、どうしてもそこに認知度の差異があるというふうに従来であれば受け止めておりましたので、さらに町民とのまちづくりプランとなるとまだまだどういう方向に町が行くのかなというのは見えにくい部分があるかと思しますので、そのところは推進方よろしくをお願いします。

そこで、町総合開発審議会での審議を頂くということにもなっておりますが、そこに加えてこの有識者の皆さんともひとつ、私たちの常任委員会ではこの前子育ての若いお母さん方との議員と語る会をさせていただきましたが、そうすると実践をしているお母さん方なものですから、もう全く意見がそのとおり、率直でございました。ですので、年代なり課題によってはそういう若い世代の方々を時としてこのテーマによってPDCAの一角を担ってもらいたいということも必要ではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 1つは私どもの附属機関でもございます総合開発審議会、これは町民の皆様、各界各層の皆様から構成をさせていただいております、いろいろご意見、ご審議を賜っているわけでございます。また、それに加えて、議員からのご指摘も賜りました一つは議会の常任委員会あるいはそうなった場合には今度は町民の皆様のじかの声を聞くということの必要性も予想はしているところでございます。これは、どういった構成にした皆様からのご意見をお聞きする機会を設けたらいいのかということにつきましては、これは新年度にきっちりと方向性のほうを考えて実践に移してまいりたいというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） この3.11から始まって台風10号、19号、そして今度のコロナウイルスというふうに、町民の方々にとってはずっと不安材料が多いこの10年なら10年でございますので、今回のまちづくりプランがもう花が咲くというふうなことなものですから、それをなるほどこれを実践していくことによって町民にも花が見えてくるというふうなことになると希望が持てるのではないかというふうなことからの質問でございましたので、ぜひ取組方よろしくをお願いします。

次に、健康づくりでございます。特定健診の受診率も、30%、40%台だったものが今50%台まで伸びてまいりました。それを今回60%近くまで伸ばしていくというとてもすばらしい目標を立て

ていただきましたので、このいろいろな目標達成のために積極的に取り組んでまいりますという
ことではございますが、実際にもうこの段階になると具体的なこの方法では2ポイント、この
方法では5ポイントというふうにして上げていくことによって6割、7割になっていくと思うの
ですが、半分までは受診率の向上は行くところまで行くのですが、ここからの10ポイントとい
うのは非常に大きな行政の力が必要になってくるかと思いますが、その点について担当課ではど
ようにお考えなのか、お願いをします。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

まず、8.2ポイントの上昇というふうなところにつきましては、国が定めました目標値でありま
す60%、60ポイント、ここを目指した数字でございまして、まだそこまでは届かない、うちのほ
うとしては58ポイントぐらいのところを目標値と設置したところでございます。

この目標値に向かったの取組方につきましては、先ほども答弁いたしました中身でございまし
て、まずは今までの取組がベースとなります。これによりまして、脳血管疾患による死亡率も年
間四十数名あったところが、現在だと16名というふうなことで減ってきておりますし、こうい
ったところを基本的に進めていくというふうなところで、ベースをそちらに置きまして、加えて現
在ぴーちゃんねっとで受診日の日程しかお知らせしていないというふうなところですので、ここ
もまた工夫を加えましてぴーちゃんをより活用した内容で皆様のほうに受診勧奨をしてみたい
と。

さらに、受診を終わった後の検診対象者の受診率も低いものになりますので、その検診を対象
とした方々へもさらにアプローチをしまして、保健師による指導を強化して健康づくりに努めて
まいりたいなと思っております。

さらに加えますと、先ほどのポイント、商品券を利用するといいますか、町内活性化でもある
ポイント還元とか、健診受診料の無料化とか、様々な健康づくりをするための手だてを考えて対
応していきたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、その中で1点気になるこ
とが再検査、今もお話がありましたが、せっかく受診したと、再検査の方が、例えば1,000人中100人
あったと。100人あったのに、再検査を必要とするのに、受ける方が30人、3割しかいないという

ことで、ここは例えば100人前後となると保健師さん方も住民が特定できたり個別指導が可能だと思うのですが、それが3分の1以下しか再受診がしていないというところ、このところにはちょっと危機感というか、力を入れてもいいのではないかなと。このところで100人再検査が必要だと、100人が100人受けててもらえれば、次の介護保険、今要支援者、要介護者が去年との比較で100人増えているわけですが、この100人増えている人たちの抑制にもつながると思うのです。ですので、この点について少し力を入れて再検査者への対応というのをしていただきたいのですが、課長の答弁をお願いします。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 保健師による訪問指導ということになりますと、保健師につきましては乳幼児から高齢者といいますか、検診の対象の方々までということで、各地区担当でそれぞれ活動しておりまして、どうしても特定健診だけに特化した訪問指導ではないというのをまづご理解いただきたいなと思っております。

そういった上で、今回の受診が確かに30%ほどしかここ数年経過していないということであります。どのようにすれば自分の健康は自らが守るというふうな、こういった考え方を持っていただけののか、その辺をさらに健康保健推進員とか食生活推進員からも地元の方々の声もお聞きしながら取り組んで、より受診者の高い率に押さえて、より健診結果によってさらに指導が必要な方々を多くして健康づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） そのところは、確かに保健師さんは乳幼児から高齢者までというのは分かります。それはぜひ全面的に従事していただかなければならないと思うのですが、何せ13人の保健師さんがいたと、その再検査を受けなければならない人が100人いて30人受けていけば70人ですよね。1人5人か、担当を割り返せば5人か6人の再検査のような方を何とかそれを再指導できないのかと。どういうことかという、今再検査をすることによって10年後の姿、20年後の姿が見えるのは保健師さんしかいない、保健師さんのほうがよく見えていると思うのです。あなたの血糖値が、あなたの尿酸値がこれだけ高いというのを一般の人は、なあに、大したことはないです。今そんなに痛くないからとか、体に異変を感じないとか、これは受診者かもしれませんが、保健師さんから見るとこの数字はちょっと異常だと、だから再検査が必要なんだというのを相手に示せるのは、やっぱり先を見えているのは保健師さんと思われまので、そのところは

担当が5人か6人になるかとは思いますが、ぜひ再検査を受診していただくような指導を課長としてもしていただきたいと。再度答弁をお願いします。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 保健師の指導につきましては、頑張っているというふうには見ております。ですが、今指摘がございました逆算すればそういった人数にはなっていないかもしれませんが、より保健師の指導を受けていただくように、こちらから町民の対象者の人の心を動かすような方策をとってまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 最後に、小学生児童の関係で、私が見た資料では9.5%ですから、330人いると30人以上いるというポイントなのですが、現在は10人ということですが、これはいい結果なので、それはそれでいいのですが、この数字の拾い方と、それから実態についてご説明をお願いしたいと思います。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 議員からご質問のありました内容のほうは、町の今回策定を進めておりました未来づくりプランのほうからの数字かと思いますが、こちらのほうが未来づくりプランの中身のほうの数字なのですが、これは小学校4年生の部分と中学校3年生の部分を目指値といえますか、指標の目安にしてございます。この数字のほうは、現在進められております町の食育推進計画のほうにも小学校4年生、中学校3年生、高校3年生という、その食生活、朝食の欠食率のほうが拾い上げてございます。といいますのも、これは県の環境保健研究センターのほうで行っております、毎年行っています生活習慣病の予防システムというものの中での数値になってございます。それを指標にしまして、今回未来づくりプランあるいは食育計画のほうでも目標値を定めて実施していると、進めているということになっております。

先ほど答弁いたしました333人というのは、こちらのほうは全国の学力調査とともに生活調査というのを教育委員会のほうでも実施してございます。この調査のほうは、小学生の全学年、中学生の全学年を対象としています。その数字とすれば、我々のほうとすれば、町内の全児童330人のうちの、先ほど答弁のほうをしております、あまり食べない、ほとんど食べないという者が10人、約3%という数字になってございましたので、プランのほうとか計画のほうに上げております数字よりもまた数字とすればもう少し精査してみれば細かい数字になるのかなと思っております、

実際はやっぱり児童数も少ないために1人欠食者がいてもそのパーセントが、例えば100人で1人いれば1%ですが、岩泉町の場合は1学年今50人ぐらいとなれば、1人で2%、欠食すれば、というような数字が出てきます。そのためにも先ほど答弁書の中でもありましたが、現在はそれをゼロに近い形にするために各学校を通じまして保護者のほうには声かけをして早寝早起き、一番はやはり生活の習慣づけですね、そちらのほうになってございますので、そういった食事のリズムを大切に、規則正しい生活が送れるようにということで、そちらのほうを進めて、声かけのほうに力を入れています。今までもやっておりますが、さらに教育委員会のほうとしましてもこれはゼロになれば一番いいことですので、それに向けて頑張っていきたいと思っております。

○教育長（三上 潤君） これですべて7番、坂本昇君の質問を終わります。

次に、1番、島山昌典君。はい、どうぞ。

〔1番 島山昌典君登壇〕

○1番（島山昌典君） 1番、島山昌典です。通告に基づきまして一般質問を行います。

平成から改元され、様々な期待とともにスタートした令和も1年がたとうとしています。今年は、東京オリンピック・パラリンピックを控え、日本中が熱狂したあのラグビーワールドカップの盛り上がりを超えるわくわく感、雰囲気包まれています。

しかしながら、中国を発生源とする新型コロナウイルスの脅威を世界中が危惧しており、早期の終息を願わずにはいられない状況が続いています。

本町におきましても、その対策には万全を期していただきたいと思っています。町長が施政方針の中でも言われていたワンチームで取り組む姿勢は、この対策ばかりではなく、町が直面している多くの問題解決にも欠かすことができないものだと思います。町当局と議会、住民が一体となり努力することが令和をよりよい時代にするために必要であり、その一員である私も気を引き締めて活動しなければと改めて感じています。

さて、本町が抱える問題の一つに少子化があります。先日の施政方針でも、こども園保育料の負担軽減、副食費の無償化を検討し、子育て支援対策を推進していくと述べられています。これまでも当町では様々な子育て支援施策を展開してきています。

しかしながら、他の自治体に目を向けますと、これまでの制度をさらに発展させ、新たな支援を打ち出しているところも少なくありません。先日の岩手日報では、盛岡市が新たな支援策を講

じる記事が掲載されました。また、普代村では全園児の保育料、給食費の完全無償化を実施しています。

本町におきましても、国の制度から比べますとその補助対象を拡大した制度ではありますが、さらなる支援としまして保育料、給食費の完全無償化を提案します。子育て世代の負担軽減を図ることで子供を安心して育てられる環境整備がさらに進むと考えますが、町長の所見を伺います。

こういった子育て支援を整備することは、本町にとって人口流出に少しでも歯止めをかける施策であり、またIターン・Uターンにもアプローチできるものと考えます。そこで、そうなったときのもう一つの課題が住宅問題であります。町では、今までも子育て応援住宅の整備など、必要に応じ住宅施策を展開してきましたが、子育て応援住宅の入居募集の際には倍の希望者が申し込むなど、十分とは言えない状況が続いています。

町長は、施政方針の中でも、町営住宅等の入居要件の緩和や制度の見直しを進め、住宅施策は地域整備課に一元化し、総合的な施策を展開していくとしています。子育て世代の定住・移住は、町の未来の担い手の育成につながります。希望があった場合には、多様なニーズに対応できる施策や住宅などの整備が必要と考えます。町長の所見を伺います。

令和となった新しい時代に町長も言っています、一人ひとりの未来の花が咲き誇るまち岩泉町を創造することが期待できる力強い答弁をお願いし、本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁をお願いします。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 1番、畠山昌典議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、保育料等の無償化についてでございますが、保育料、副食費の完全無償化は子育て世代の経済的負担軽減が図られ子育て環境改善の一助となるものと、このように認識をしております。そのため、3歳児から5歳児の副食費無償化につきましては本年10月からの実施に向け現在準備を進めており、子育て支援をさらに拡充をしまいたいと、このように考えております。

なお、実施に当たりましては民営保育所との格差が生じないよう、これまた配慮をしまいたいと、このように考えております。

また、ゼロ歳児から2歳児の保育料無償化につきましては保育士等人材の確保などの課題もありますことから、今後の検討課題とさせていただきたいと、このように考えておりますので、ご

理解をお願いを申し上げたいと、このように思います。

次に、住宅施策についてであります。これまでも子育て応援住宅や定住促進住宅の建設、定住促進宅地の分譲、空き家・空き地バンク、リフォーム補助に加え、最近ではホームページでのアパート情報の提供などを進めておりますが、一方では住宅を探しているが見つけれない、家を建てたいが、売ってくれる土地を探せないなどの声も聞こえております。

新年度におきましては、住宅施策を地域整備課に一元化をし、町営住宅の入居基準の緩和や住宅用地の分譲など、定住・移住を促進できるよう多様なニーズに対応できる施策の展開に取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いを申し上げます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（加藤久民君） 1番、再質問はありますか。はい、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） ありがとうございます。それでは、幾つか再質問させていただきます。

まず、現在の保育料、給食費の国の支援と、あと町で独自に拡大して支援している部分、それをお示してください。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

現在国のほうで支援をさせていただいておりますところは、副食費の4,500円、この部分で頂かない方々につきまして10月から国の分としております。あと、町の分については本当に少ないのですけれども、そこにぎりぎりのところで該当になっていない方について若干、1名ですけれども、該当させているというところになります。

あとは、国の施策に準じているというところでありまして、国からの今年度における補助制度については国のほうに準じた施策を行った部分を国から頂いていると、令和2年度につきましてはまた交付税措置というふうなことで金額がちょっと見えない状況であるというところでございます。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） 副食費に関しましては、答弁書の中でも本年10月からの実施に向けて準備を進めているということですので、ぜひそこはこの当初の目標どおりというか、進めていただきたいと思います。

そして、ゼロ歳から2歳児の保育料のことなのですけれども、質問の中でも話しましたけれども、盛岡市では第2子以降の無償化を方針として打ち出していると、そして副食費に関しましても、年収の制限がありますけれども、それもこれからやっていくということで、岩手日報の1面に報道されました。

その部分、次年度の予算書で見ますと、大体岩泉町だと合わせまして1,100万円程度の歳入と見込んでおまして、ここを支援するとなるとそのくらいが支援の内容となってくるのではないかなというふうに思っています。例えば現在3歳未満児と呼ばれている子供さんの入園の状況と、もしこれが無償化になった場合、これが完全無償化になった場合にどの程度預けられる家庭が増えるのか、課内でその検討がされていればそれをお示しください。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） ただいま現在の入園ということでしょうか。ただいま現在ですと、いわいずみこども園の2歳以下が49名でございます。ゼロ歳児6名、1歳児17名、2歳児25名、ここの子供たちが入っておりまして、これを……すみません、2年度で見ていただければよろしいのですが、2年度で見た場合の今の申込みの状況で見ますと、いわいずみこども園につきましてはゼロ歳児については今3人の申込みで、それ以降可能な受入れは9名、1歳児につきましては現在13名で、可能な受入れは3名、2歳児については15名の申込みで、可能受入れ数は14名、ほかの園、こがわこども園についてはゼロ歳児から1歳児が同じ部屋に入っておりまして、ここは5人の受入れで、受入れ可能は11名、2歳児は入園受入れは8名申込みされて、受入れ可能は4名、おもとこども園につきましてもこがわこども園と同じような、まだ受入れ可能数はある状況でございます。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） ありがとうございます。

この受入れ人数というか、希望者数もその年、その年で移行しているとは思いますが、大体予算で見ますとその程度の支援をすれば完全無償化が実施できるものと。そして、今答弁のありました受入れ人数も、私もちょっと調べたところによりますと、保育士の数だったりとか、あるいはその施設の大きさだったりによって受入れ可能なところが制限されるということです。現在の状況でいうと、一気に倍にも増えるとか、そういった状況は恐らく見受けられないと思います。ですので、今の予算措置の中では十分可能かと思しますので、その検討のほうはよろしく

お願いいたします。

そこで、質問を別の視点からちょっとさせていただきたいのですが、この未満児と呼ばれるゼロ歳から2歳の子供をこども園に預けるといふ、その今の家庭に対して例えば無償化した場合に経済的支援をする、町の幼児教育の支援で非常に町内外にPRできると思うのですが、その教育面で見た場合に本当に小さい子供を小さい時期、ゼロ歳からこども園に預けるといふことが果たしていいことか、悪いことかということをお聞きしたいのですが、そういったことに対して町ではどういうふうな見解を持っているのか、ありましたらお答えください。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたしますが、先ほどご質問があった中で、ゼロ歳児から2歳児、令和2年度につきましてもし減額をすれば約900万円の減額というふうなことを申し添えます。

ただいまのご質問でありますけれども、健康づくりという観点からでございますが、私ども保健福祉課のほうでは保健師の指導をしております。その中で、1つはやはり今の世の中、時代の流れにあります核家族化とか、あとは仕事が忙しくて親子のコミュニケーションを取れないとか、そういうふうなことで子供を独りきりにしているというふうなところが多く見受けられます。また、親がいてもスマートフォンをとるか、そういったものを預けてコミュニケーションを取っていないとか、そういうふうなところもあるというふうなことで、コミュニケーションを取ることを見ず一つに考えておりますし、3歳児まではできるだけ親の愛情を注いでもらいたいというふうなことで捉えてその指導に当たっているところであります。技術的なところではやはりスマートフォンとかはもう子供に対しては、3歳未満とか子供に対してはもう見せないようにする、親と子の触れ合いをもう、屋外活動で過ごすことで親子触れ合いを行うとか、そういった指導を行って、子供の健康づくりに努めているところであります。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） もちろん私もその考えには賛成でございますが、提案はさせていただきかれましたけれども、その無償化によって、それではうちでも預けようとか、そういった安易な行動に移らないような、そういったアドバイスなりそういったことも必要ではないかなと思っております。経済的な支援をしていくというのは町の教育施策にとっては非常に重要なことだと思っております。

いますので、進めていって、岩泉町は子育てがしやすい町だということを内外にPRすることも重要だと思っております。

そこで、もう一つの問題が住宅施策なのですけれども、先日子育てをしている世代の親御さんと議員と語る会で意見交換をしたときにも、家を建てたいけれども、土地を買えない、見つけれないとか、あるいはこういった住宅に入りたいのだけれども、なかなか思うような、希望に添うような住宅を見つけれないといった声が聞かれました。それによって町外に移転した人もいたとか、非常に残念なお話を聞くことになったのですけれども、今回この住宅施策を地域整備課に一元化して展開していくと、住宅の施策を展開していくということでありました。その一元化によるメリットというか、今までとの違いをどういうふうに考えているのか、お考えをお聞かせください。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 現在地域整備課のほうで所管しておりますのが、一般の町営住宅、それに加えて災害公営住宅ですね、東日本大震災、それから平成28年の台風10号、これら、それとあと定住促進住宅、PFIで実施した子育て応援住宅、これらを現在所管しております。この住宅につきましては300戸あるわけですが、これを町民の方に提供してきておりました、これまで。

令和2年度におきましては、政策推進課で所管しております定住用の分譲、それから空き家対策、こういったものも地域整備課のほうに一本化して実施していくということになります。地域整備課のほうでまずこれらの住環境、住まいの施策を一本化することによりまして、町民の方からの相談、こういったものはワンストップでいろいろ相談を受けると。その中で宅地についても提供できる、あとは町営住宅も提供できる。町営住宅につきましては、令和2年度早々に条例改正のほうを考えておりまして、これらについても皆さんに使いやすいように条例を改正していきたいというふうに考えております。

その町民の方の相談に乗ることによって、議員のほうからもお話のあった多様なニーズに対応できるという部分では、様々な相談に乗っていただけるのかなというふうに考えておりました。ほかから来て暮らしていただく方、あと町内で住環境でお困りの方、この方々に一本で相談に乗りながら、いろいろな情報を提供していくというふうなところができるのかなというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） ぜひそういった、どこに行ったらいいかわからない、あるいはここでは用が足りなかった、違うところに行かなければいけない、そういったものではなくて、ここに行けばもうその住宅のものは、岩泉町内の住宅に関しては全ての情報を得られるとか、あるいはそういった感じでまさにニーズに即した丁寧な対応というか、をお願いしておきます。

いずれにいたしましても、この町の子育てあるいは教育の施策というのは非常に大事な施策の一つだと思っております。例えば無償化にしましても、今後制度設計する際には、関係機関の方あるいは現場の声も十分に聞きながら、内容を精査して制度をつくっていかねばと思っておりますので、そこを強く要望して本席からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤久民君） これで1番、畠山昌典君の質問を終わります。

次に、2番、畠山和英君。はい、どうぞ。

〔2番 畠山和英君登壇〕

○2番（畠山和英君） 2番、畠山和英です。令和2年第1回岩泉町議会定例会に当たり、今後の町政運営の一端について一般質問を行います。

中居町政が誕生して2年の歳月が過ぎました。2020年度は中居町政の折り返しであり、新しい総合計画、未来づくりプランがスタートします。この計画は、人口減少に歯止めをかける新しいまち・ひと・しごと創生総合戦略を組み込んだものとなっています。これまでの間中居町長は、いち早く副町長を2人体制とし危機管理監を設置するなど、トップマネジメント、リスクマネジメントの強化を図り、職員力、組織力の向上に取り組むとともに、町の最重要課題である台風災害からの復旧・復興に全力で当たってきました。道路等公共土木施設災害復旧はおおむね完成のめどが立ち、災害公営住宅への入居、移転地の分譲が完了するなど、復旧・復興が図られてきています。残るふれあいランド岩泉の被災施設の再建、ミート工房や林道など復旧・復興の完遂に向け、より町民に寄り添った取組を期待するものであります。

また、これらの復旧事業を推進する一方で、今触れました町の最上位計画であります新しい総合計画を策定したほか、子育て支援、高校生への給食提供、定住型奨学金制度、鳥獣被害防止対策の強化など、きらりと光るソフト施策、制度設計に取り組むなど、評価するものであります。

さて初めに、中居町政の任期の折り返しに当たり、これまでの町政運営についてどう点検、総括し、その検証と成果を未来づくりプランにどうつなげていこうとしているのか、伺います。

また、副町長2人体制を実施しているところですが、町長、副町長のトップマネジメントが具体的にどう発揮されてきたのか、未来づくりプランのスタートとなる来年度から町長らのトップマネジメントはどのようにするお考えか、伺います。

次に、未来づくりプランの推進について伺います。私は、さきの一般質問で、次期総合計画の策定に当たっては現状認識の把握とともに課題を解決するアイデア、プロセスを示すものでありたいと申し述べました。未来づくりプランで6つの重点プロジェクトを掲げていますが、それらを達成するための具体的なプロセスが示されていないので、よく伝わってきません。特に地方創生に資する施策と思われます居住環境の整備、関係人口の拡大、産業の強化による働く環境の充実をどう推進していこうとしているのか。重点プロジェクトごとに施策、事業を示して実施すべきではありますが、具体的な展開方策を伺います。

2点目は、現総合戦略で人口の社会増減を2020年にゼロとする計画を未来づくりプラン、つまり新総合戦略では2025年にゼロにすると先送りしています。2025年以降に社会増減をゼロとするために各般の施策を講じていくとしています。どのようにして達成していこうと考えているのか、伺います。

3点目は、未来づくりプランを推進するための国の補助事業の導入であります。自主財源に乏しく財政基盤が脆弱な本町にあっては、この計画を実行するため国の補助事業の導入をはじめ財源の確保が欠かせません。内閣府では地方創生関連交付金の制度が生まれ、関係省庁においても様々な支援メニューが示されています。あらかじめ取り組もうとする事業計画の企画、内容を作成準備し、アンテナを高く張って国の事業公募が開始されたら手を挙げる、そんな意気込みが望まれます。例えば単に過疎対策事業債、特別地方交付税があるからそれでやればいいとの考えでは、実施する事業量は限られますし、未来づくりプランの実効性が問われます。国の補助、交付金事業の導入に積極果敢に挑戦し財源を確保すべきではありますが、予定事業を含め取り組むお考えがあるか、伺います。

次に、日本短角牛の生産振興について伺います。先ほど触れました未来づくりプランの重点プロジェクトに挙げる産業の強化による働く環境の充実の具体的事業の一つとして日本短角牛の生産振興を掲げ、事業推進を図るべきであると考えます。

日本短角牛は、本町が発祥の地で、いにしえから夏山冬里方式により飼育されている主産地として形成され、発展してきました。現在は、釜津田、安家、大川の3つの肉牛生産組合が11放牧

地を管理運営しています。

近年、畜産、国産牛肉を取り巻く情勢は、日欧E P Aと環太平洋戦略的経済連携協定、T P P 11に続く日米貿易協定など関税の自由化により、ますます厳しくなることが予測されています。また、生産者の高齢化や後継者不足により、組合員数、飼養頭数の減少は深刻な問題となっています。このような中本町における日本短角牛をめぐる生産環境は、老朽化する放牧地・施設の改修、繁殖素牛の導入による放牧頭数の維持拡大、冬季に繁殖牛を共同管理するキャトルセンターの整備、牛肉加工販売を行うミート工場の再建、交流イベントの再開などなど、課題は山積しています。生産者、生産組合は、先を見据えて今これらの振興対策や投資を図らないと10年後がない、10年先がないと危機感を抱いています。

町では、3つの肉牛生産組合から要請を受けて、新規事業として放牧頭数維持支援補助金を予算計上するなどの取組を評価するものでありますが、短角牛生産振興対策は、先ほど述べましたように、飼養頭数の維持拡大から短角牛肉の消費、販売まで多岐にわたります。また、緊急に講じなければならないものや中長期的に取り組むものなど、計画的に推進していかなければなりません。

そこで、岩泉短角牛ブランドを確立し地域産業の振興発展を図るために、来年度早々に岩泉町短角牛生産振興計画アクションプランを策定し、計画的に整備を進め、振興策を展開していくべきであります。

計画策定に当たっては、関係機関、関係者などをメンバーとしてキャトルセンター、ミート工場の整備に向けた調査研究や整備財源の確保する場にもなると考えます。

また、台風災害で中断している消費者との交流、短角牛をP Rする町の活性化イベントの復活開催が求められます。町長のご所見を伺います。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 2番、畠山和英議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、これまでの町政運営を踏まえた今後のまちづくりについてであります。まずは台風災害から緑豊かなふるさと岩泉町を取り戻すことを最優先の課題として復旧・復興事業を押し進めてまいったところでもあります。また、危機管理部局の体制強化や本町の産業振興の要でもあります第三セクターの一部合併など、喫緊の課題につきましても復旧・復興事業と並行をして

取り進めてきたところであります。

ここに来てその道程も見えてきましたことから、今後はこれまでの復旧・復興の取組を足がかりに、災害に強いまちづくりを進めるとともに、未来づくりプランにおける総合的な人口減少対策をはじめ新たな行政課題により一層力を入れてまいりたいと存じます。特に産業振興、そして居住環境の整備等が大きな課題としてありますので、これらの施策推進に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、トップマネジメントについてであります。私は着任時からボトムアップでの政策形成を進めてまいりました。職員自らがそれぞれの課題を共有をし、様々な視点で解決策を検討し、事業の具現化に取り組む中で、特に両副町長からはその推進役としての役割を担っていただいております。また、台風災害からの復旧・復興事業は東日本大震災からの経験からまさに時間との戦いであり、国、県等のパイプを兼ね備えた両副町長には両輪となって東奔西走していただいたところであり、その成果は着実に復興事業の原動力となっているものと、このように認識をしております。

未来づくりプランのスタートである来年度以降におきましても、全職員で課題を共有し、マンパワーを十分発揮できる体制を構築をしながら、町民の皆様の福祉の向上ため、ワンチームとなって一つ一つ目の前の課題にチャレンジをし、目的、目標の達成に向かって邁進をしてまいりたいと、このように考えております。

次に、重点プロジェクトの具体的な展開方策であります。基本計画における部門別進行計画や実施計画において位置づけている事業のうち、居住環境の整備においては町営住宅入居要件の緩和などの制度の見直し、関係人口の拡大に向けましては龍泉洞園地再整備事業による受入れ態勢の構築など、そしてまた働く環境の充実においては各産業における担い手対策や生産振興対策などの取組を重点プロジェクトにおける実施事業として位置づけ、重点的かつ戦略的に推進をすることとしております。

また、当該プランにおいて目標を設定しております2025年度以降の人口の社会減をゼロとするための各般の施策につきましては、まさに議員ご指摘のとおり魅力ある居住環境の整備をはじめとする6つの重点プロジェクトを中心とした総合的な取組が肝要であると、このように認識をしております。

このためにも国の補助、交付金事業の導入を積極果敢に挑戦をし、財源を確保すべきとの議員

のご指摘のとおり、国、県の制度上有利な財源を余すところなく活用できるよう、地方創生交付金事業などの様々な要件を勘案をしながら、これらについて調査検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、短角牛の生産振興についてであります。令和元年6月定例会でミート工房再建のご質問を頂き、短角牛生産の再構築の考え方について述べましたが、繁殖農家と肥育農家との連携による素牛価格の安定化、魅力ある牛肉づくり、生産者の積極的な販路開拓への参加の3点が重要であると認識をしており、新年度においては各生産組合の飼養頭数を維持拡大していくため家畜導入及び自家保留に対する支援を実施することとしております。

議員からの中長期的な展望を見据えた岩泉町短角牛生産振興計画策定のご提案につきましては、岩泉町酪農・肉用牛生産近代化計画を短角牛も含めた総合的な計画として位置づけておりますので、その中で短角牛の振興策も進めてまいりたいと考えております。

また、その他の品種につきましてもいずれ計画的に事業実施を組み立てていく必要がありますことから、未来づくりプランのローリングの中において適時適切な施策を進めてまいりたいと、このように考えております。

中長期的な実施事業につきましては、畜産クラスター事業などの支援制度の導入も含め、関係機関や団体、短角牛に関わる皆様とさらなる検討を重ねてまいります。

最後に、短角牛をPRするイベントの開催につきましては生産者等が実施をするイベントに対し積極的に応援をしてまいりたいと、このように考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（加藤久民君） 2番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○2番（畠山和英君） お願いします。再質問を何点かさせていただきます。

まず、順不同でありますけれども、日本短角牛の生産振興のほうから再質問させていただきます。町の短角牛の特化した計画をつくって実施してはどうかと提案しましたが、今酪農・肉用牛生産近代化計画があるので、そちらでというふうなご答弁でありました。これも大体眺めてみましたが、これ方向性示したものでありまして、やっぱりできれば具体的な計画的な整備を図ればいいかなと思っております。いずれ、実効性が上がるようによろしくお願いします。

それでまず1つ目ですが、繁殖素牛の導入による放牧頭数の維持拡大についてであります。各生産組合では、今緊急に講じなければならない対策として、放牧牛の確保とか増頭等が今喫緊の

課題だということとして、これに対する繁殖素牛の自家保留や市場での購入確保に対する支援策を望んでいまして、町のほうでも新年度で一部補助する方向で予算化がされています。

そこで、生産者とさきの議員と語る会で、いろんな意見の中で、この支援はされたわけですが、その額がもう少しどうにかならないかというふうな意見というか声が多く出されました。

そこで、町の単独事業として整備をされたわけですが、予算計上が来年度は予算でされているわけですが、今国の総合経済対策、補正予算で農林水産省ではこの畜産クラスター事業とか増頭対策についての補正も組まれているようでありますので、これらも導入できないものかなとも思っています。この補助事業の内容、この導入の見通しについてご見解を頂ければと思います。よろしくお願いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご質問の先般国の補正におきまして事業の制度化が新たに図られました家畜導入事業についてちょっと説明しながら、導入の可能性についてご説明したいと思います。

まず、導入できる家畜ですけれども、日本短角牛を含めた黒毛和種などの家畜が対象となります。現時点ですけれども、24万6,000円の国の1頭当たり支援が受けられるという事業でございまして、町単事業、今回ご提案申し上げております事業が2分の1事業の15万円ですので、それを上回る単価ということで、この事業をぜひ活用しながら、町内の短角農家はじめ黒毛和種農家におきましても導入しながら経営を規模拡大あるいは安定化を図っていきたいなと思ってございます。

導入の可能性につきましては、国の要件等がまだ定まっている状況ではございませんけれども、現時点の情報ですと、販売額、生産額が3年後で10%の向上という要件のみとなっておりますので、頭数が少頭数の農家でも実施が可能ではないかなというふうに思っています。実施するに当たっては岩泉町畜産クラスター協議会の取組として位置づける必要がありますので、そのメンバーとして位置づけながら、町の農林水産課のほうでもその計画に位置づけていけるように農家の皆さんとちょっと経営相談しながら取り組んでまいりたいなというふうに考えてございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） どうぞよろしくお願いします。

それでは次に、またもう一つの繁殖素牛の増産対策なのですが、冬の期間に繁殖牛を預託する、

共同管理する施設と申しましようか、いわゆるキャトルセンターの整備についてであります。ご案内のとおりなのですが、放牧頭数の拡大あるいは生産者の労働力の軽減あるいは高齢化対策として、これの整備が望まれるわけです。また、頭数を増やすために都会の人とか高齢者のオーナー制とかオーナー牛などもできるのかなとも思います。これらのキャトルセンターの整備をする時期にも来ているのかなとも思いますけれども、この整備についてのお考えをお伺いします。ぜひよろしくお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 短角の共同牧場になりますキャトルセンターの整備につきましては、これまでは規模の大きなもので町としては考えてございましたけれども、台風等の被害を受けまして財源的な面から断念したところでございます。

昨年中、農家の皆さんといろいろと座談会を持たせていただきました。地域で頭数が減ってきているというのが皆さん喫緊の課題ということでございますけれども、地域の産業としてこれまで歴史のある短角牛ですので、自ら皆さんが地域の中においてどのような形で頭数を維持していくかというのを考えていただきたいなということを考えてございます。つきましては、そのキャトルセンターにつきましては現時点ではまだ構想等計画ございませんけれども、やはり地域の皆さんが本当に必要だということで皆さんが団結して取り組むという姿勢が出てくるのであれば、町としてもそれなりの事業を準備しながら、再構築の一つでございますので取り組んで検討、研究してまいりたいなと思ってございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 再構築についてよろしく、整備についてよろしくご検討をお願いをします。

次に、今度は牛肉の消費拡大についてなのですが、この短角牛肉は広くこの町内でも消費できるようにミート工場の再開も望むわけではあります、またこれに向けても課題も解決してからということでもあります。

それで、この短角牛肉の出口対策について、例えばこれまでやっていた会員などを対象とした販売戦略、前やっていましたが、あとは料理店への提供とか、ホテル等も含めてですが、地域内の消費の拡充も含めまして、これらについてやっぱり町が主導して、中心になって関係者と協議してこれに取り組むべき時期であるなど、台風災害も大体の方向性も見えてきましたので、やっぱりなりわいと申しましようか、肉牛のこの消費拡大にも取り組んでほしいなど、そのように思

います。

そこで、この点について、短角牛の消費拡大あるいは短角牛のPRについてどのようにお考えか、お伺いをします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 短角牛の消費拡大についてでございます。これまでは平成に入りまして農協主体で取り組んできました会員制度、それからスタートして順次拡大し、岩泉産業開発のほうで取り組んだミート工房ということで、いろいろと事業を展開しながら実施してまいりました。

しかしながら、近年、数年前から短角牛の子牛の素牛価格が上昇して、肥育の頭数が今減少している状況でございます。その肥育頭数を確保するのは当然そのとおり必要とは考えてはおりませんが、それを行うためにもまずはやはり牛肉の魅力づくり、先ほど町長の答弁にございます再建の考え方の一つでございますけれども、魅力ある牛肉をまず再構築していかなくてはならないだろうというふうに考えてございます。皆さんご存じのとおり短角牛の魅力は粗飼料で育つという特徴でございますので、そちらのほうの原点に返った牛肉づくりを基本に据えながら、やはり生産者が自信持って届けられる牛肉をまずつくるといふ、そういった取組をしていきたいなど。それにつきましては、町も指導、先導的に役割を果たしていきながら、皆さんとともに取り組んでまいりたいなというふうに考えてございます。

消費拡大のほうは、それを受けましているんな多方面、やはり生産者自らが出向いてPRする形も取りながら、地域の食材として根差したものでとにかく取り組んでまいりたいなというふうに考えてございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 津波震災から9年、台風から間もなく4年というふうになるわけですが、畜産農家とか組合、生産、短角牛の振興に取り組む姿勢が、やっぱりこの台風、大災害がありましたので、これらに行えなかったこともあるのかなと、ここでじわじわとここに来て効いてきているのかなという声があります。

それで、先ほど質問でも触れました生産組合、先を見据えてここで振興対策と申しますか、投資を回らないと先がないと、危機感も抱いております。今やるのが10年先のことだということでもあります。このようなことなどを踏まえてこの畜産振興と申しましょうか、日本短角牛の生産

から今言いました牛肉の消費拡大、この取組を頂きたいと思います。今ご答弁があったわけではありますけれども、これについてのご所見を頂きたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 改めて、短角牛の振興につきましては、生産者の皆さんと座談会、意見交換を交えて、中長期的な展望を踏まえながら検討していきたいと思っております。短角牛につきましては、まちづくりのほうの指標にも載せてございます。頭数を維持しながら、それが消費拡大につながるよう取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） ありがとうございます。

それでは、この計画、未来づくりプランについて何点か再質問をさせていただきます。今未来づくりプランでハード事業等で、これから計画している、予定しているハード事業にふれあいらんど岩泉の再整備とか龍泉洞の、この前説明ありました新洞科学館とか、そのほか空き校舎等も出てくるのかなと思います。これらのハード事業が予定されるわけですが、これら整備するのにはやっぱり財源がネックかなというふうに思います。

それで、先ほど質問をしました地方創生交付金あるいは地方創生の拠点整備交付金をぜひ導入して、これらの整備に向けてもらえないかなと思います。考えているとは思いますが。

この前のふれあいらんどの説明では、事業費がかかる、財源が大きいのでとの一つの理由として、陸上トラックを除く案が示されました。まだ決まったことではないのですが、財源がもし理由等々であれば誠に残念でなりません。そういうふうなことでして、地方創生の拠点整備交付金などを、これを導入して、何か見ますと、地方再生計画などの採択にはかなりハードルも高いようではありますが、ぜひこれらに挑戦してやっぱりやらないとこの事業も、あるいは未来づくりプランも進まないのかなと、そのように思います。ぜひ優秀な職員もいっぱいいるわけですので、これらに果敢に挑戦してやっぱり財源を確保して取り組んでいただきたいと思います。ご見解をお伺いします。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 今回の未来づくりプランに係る財源の確保につきましては、先ほど町長が答弁を申し上げましたとおり、私どもも真剣にこれは取り組んで財源確保には奔走をするわけでございます。

ただ、今の議員のご質問の中でふれあいらんどという施設が出てまいりました。ふれあいらんどの部分について私どももちろん調査研究はしたわけでございますけれども、実はどうやらこの地方創生関係、推進事業交付金関係の事業の拠点整備交付金、これにつきましては復旧・復興事業に係るような施設整備はどうやらなかなか対象には難しいというようなことでございます。拠点整備交付金は箱物施設に係る交付対象のようであるということが分かってまいりましたので、それにはどうやら利用はできませんけれども、違った意味での、先ほど議員のご指摘の中にありました龍泉洞に係る例えば施設がございましたらそれらに、あるいは廃校の利用等々、これらに向けての利活用のほうを考えてまいりたいと、現在はそのような取組を考えているところでございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 調査研究して、よろしくどうぞお願いをいたします。

最後になりますけれども、この地方創生関連交付金の取組状況なんか見ますと、最近の報道なんかもされているの等々あれば、盛岡市の南公園のサッカー場の照明施設とか、あるいは大槌のジビエ加工施設などの報道等もされてはいます。それで、この沿岸地域、大震災津波に見舞われたこの各市町村も積極的にいろいろ取り組んでいるようであります。残念ながら実施していないのは岩泉町ほか1か所ぐらいかな、だけで全部取り組んでおります。被災に遭った大槌、陸高のような大変なところも結構いっぱいやっているようであります。

それで、この前期の現総合戦略、1期が今年度で終わりますが、5か年計画が終わります。そうした中で、この5か年の国の地方創生の中での各自治体の取組を見ても、このように差が出てきているわけでありまして。これから2期スタート、来年度からスタートするこの新総合戦略でも、取り組んでいかないと差がさらに広がる可能性もまだまだあるのではないかなとも思います。いずれ町の、岩泉町のこの意識とか覚悟が問われると思いますし、新しい総合戦略への取組推進に際しての決意を最後にお願ひしまして、質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 議員のご指摘のことにつきましては我々も十分にいま一度また肝に銘じまして取り組みさせていただきますけれども、現時点でも地方創生推進事業関係についてはいろいろ計画を今施行をしたりしているところでもありますし、いろいろソフト事業についてもそれも取組を進めているところでございます。いずれこれは、地方創生推進事業は来年度も続

きますので、毎年度制度は変わってきますけれども、来年度も続きますので、もちろん私どもは必死になって取り組む覚悟でおりますので、また今後とも議会のほうからもご指導を頂きながら進めてまいりたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） これで2番、畠山和英君の質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩（午前11時42分）

再開（午後1時00分）

○議長（加藤久民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、休憩前に引き続き、日程第1、一般質問を再開します。

4番、八重樫龍介君。はい、どうぞ。

〔4番 八重樫龍介君登壇〕

○4番（八重樫龍介君） 4番、八重樫龍介です。通告に基づきまして、次の事項についてお尋ねします。

まず初めに、英語検定料金の支援制度の拡充について伺います。施政方針で、令和2年度から小学校で新学習指導要領がスタートし外国語教育が導入されることから、国際化社会に対応できる教育を推進していくと述べています。まさにまちづくりは人づくりとも言われており、その礎を築く上で小学校教育は大変重要と思われまます。

本町では、中学生を対象に英語検定料金の支援制度があります。そこで、来年度から外国語教育が導入される小学生にも英語検定料金の支援制度を拡充すべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

次に、小規模校の交流学习について伺います。現在、本町の小学生の交流の場は、ステージ発表会、陸上記録会、年1回の岩泉・大川・有芸・安家小学校の4校、釜津田・大川小学校の2校の交流学习であります。岩泉小学校以外の児童数は10人弱であり、特にも安家小学校の児童数は来年度3人となります。小規模校のメリットもありますが、集団の中で多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会が少なくなります。現在行われている交流学习の回数を増やすなど対策を講じるべきと思いますが、教育長の考えを伺います。

次に、災害時の指定避難所及び仮設住宅の設営の在り方について伺います。東日本大震災時は指定避難所が開設されてから仮設住宅への入居が開始されるまで約2か月、台風10号豪雨災害時は約3か月半を要しています。この間、硬い床に雑魚寝を強いられ、プライバシーのない過酷な生活が続きました。高齢者や子供はなおさら、健康な人でも体調を崩してしまいます。

先日新聞にも掲載されていましたが、災害時の避難所の改善は95%の地区町村が必要としており、半数以上がプライバシーの保護が課題であるとの調査結果が出ています。ほかにも寝具の問題、更衣室や授乳室、さらに感染症対策など、環境改善が望まれています。

本町においても避難所の改善、機能の強化は急務と思われるますが、町長の見解を伺います。

また、仮設住宅の設置は県管理の下に行われますが、昨今これらの問題をクリアする方法の一つに短期間で設置可能なトレーラーハウスが活用され始めています。ストレスや災害関連死のリスク軽減にもつながります。トレーラーハウスは、平時の利用としてふれあいらんど岩泉や龍泉洞園地内で活用し、災害時は高齢者世帯や小さい子供がいる世帯の避難所として使用が可能です。さらに、要望があれば近隣自治体へ貸し出すなど、多種多様な活用が見込まれると思いますが、町長の見解を伺います。

以上でこの席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁お願いします。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 4番、八重樫龍介議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、指定避難所等の在り方についてであります。避難所の改善・機能強化については議員ご指摘のとおり、本町においても避難所環境の改善が必要であると認識をしており、昨年度から全地区を対象とし、その環境改善を取り進めてきたところであります。

これまでの台風などの大規模災害の教訓を踏まえ、プライバシー確保のための備品やエアベッド、段ボールベッドなど高齢者等へ配慮した避難所用備品を備えるとともに、感染症対策といたしまして消毒液やマスクを配備するなどの対策を行っております。

今後におきましては、長期避難生活も考慮し、避難された方々の心身の負担軽減が図られるよう、環境の改善や機能の充実・強化につきましても継続をして取り組んでまいります。

次に、トレーラーハウス型の応急仮設住宅の活用であります。このトレーラーハウスの搬入には専用の牽引車が必要となり、確実な搬入路が確保されなければならないところであります。

また、本町の地形では平成28年の台風災害時のように町内各地で道路の決壊による通行止めが発生をいたしますと搬入路が限られ、本町への迅速な搬入が困難になることも予想をされます。

しかしながら、議員ご案内のとおり、トレーラーハウスは災害時の活用のほか、様々な方面での活用が見込まれるものと存じますので、今後におきまして調査研究をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたくお願いを申し上げます。

以上で答弁を終わります。

1点目、2点目については教育長から答弁を申し上げます。

○議長（加藤久民君） 三上教育長、答弁願います。

〔教育長 三上 潤君登壇〕

○教育長（三上 潤君） 英語検定料金の支援制度の拡充についてと小規模校の交流学習についてご答弁を申し上げます。

まず初めに、英語検定料金の支援制度の充実についてでございますが、英語検定に係る支援といたしましては、平成25年度から中学生を対象としまして検定料を町が全額負担する仕組みで進めてきております。

英語検定の等級設定につきまして1級から5級までに分かれておりまして、各級のレベルの目安としましては5級が中学校初級程度、4級が中級程度、3級が中学校卒業程度ということになっておりまして、文部科学省では3級を中学校卒業段階での英語力の達成目標と示しているところでございます。

小学校での英語教育の取組状況でございますが、小学校では教科化となる令和2年度に向けまして、昨年度から移行措置期間として授業時間を確保し実施をしているところでございます。外国語の授業は平成20年度からスタートしたものの、英語授業を行う養成を受けた教員が少ない現況におきまして、外国語指導助手及び英語補助指導員と連携をして英語に親しむことを主眼に置きながら技能や知識の修得を進めていく考えでありまして、現在の英語検定のレベルは小学生には若干ハードルが高い感もあります。

しかしながら、学習意欲を持ち、前に進もうとする児童を応援するため、議員ご提言の小学生への英語検定の受検支援につきまして前向きに取り組んでまいりたいと、そのように考えます。

次に、小規模校の交流学習についてであります。小学生の各学校間での交流につきましては全校が一堂に会する形態と学校同士で集合する形態がありまして、子供たちが集団活動の中で相

互の理解を深め、思いやりや挑戦の心を育んでいくためにも、交流学习は重要なことと考えております。

学校での交流学习を実施するに当たっては授業時間数の確保や参加学校の日程調整等課題もありますが、小規模校にとってかけがえのない機会を集合学習として提供することは、後に大きな成果となり、そして花を咲かせるものと、そのように考えております。

今後におきましても、特に少人数児童の学校にあつては日常の学習に加えコミュニケーション及び触れ合い活動に重きを置きまして、さらに交流の機会を増やすように支援してまいりたいと、そのように考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（加藤久民君） 4番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） ありがとうございます。

初めに、教育委員会対応の英語検定、交流学习についての質問を行いたいと思います。どちらも前向きな答弁であると感じております。ただ、少し気になる答弁がありましたので、そこをちょっと触れさせていただきます。

小学生には若干ハードルが高い感じという部分がありまして、これ、ちょっと離れますけれども、今囲碁の棋士で仲邑菫という方がおられますが、この方10歳でプロの棋士になっております。英才教育は受けたのですが、年齢はこの場合それほど関係はなく、やる気があればいかなる状況でもチャレンジはできるものと思っております。

これからこういう小さい町から全国に行つて自分を守る一つの手段が知識だと思つておりますので、ぜひこれは小学生までこの検定料金は拡充をするべきと考えておりますが、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、答弁願います。はい、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 小学生の英語検定の支援につきましてですけれども、先ほど答弁のほう申し上げておりましたが、その中にもございましたが、実際英語検定のほうが日本英語検定協会のほうで実施しておりますが、今まで中学生のほうでの英語教科行つておりましたので、英語検定協会のほうの英検のほうも実際の設定のほうが、1級から5級までございまして、答弁もしていますが、5級が一番低いのが中学の初級程度という設定になってございます。ですので、今回、今後令和2年度から小学生のほうで英語科のほうが始まりますので、恐らく英検のほうも制

度自体が少し変わってくるのではないかというの見込まれております。まして、先ほど議員からもお話しございましたように、英語教科のほうですけれども、やはりだんだん国際的にも日本の英語力が下がっているような報道、メディアでも流れてございましたので、そういった部分もございまして、やっぱり英語教科、力を入れていくべきものでございますので、まして今岩泉町では中学生に英語意欲を向上するために現在、答弁申し上げましたとおり、英語検定のほうの負担のほうを支援してございます。ですので、併せて今後小学生に対しても英語力を高めるための一つの施策になるということであれば、そこのところは対応してまいりたいということでの答弁でございましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） ぜひ対象が、多分試験もあることになると思うのです。ですから、対象が小学生までになった暁にはすぐ対応できるようにお願いいたします。

続きまして、小規模校の交流についてお伺いいたします。議員と語る会を子育て世代の親御さんで行ったわけですけれども、どうしても優しくととてもいい子なのだけれども競争力がないと、安家から来られた方が言っていました、切磋琢磨するにはもう交流学习を、今年3回ですね、記録会、それから合同のやつと3回しかなくて、もっともっと子供たちにはたくましくなってもらいたい、それにはもうどうしても交流学习を増やしてもらいたいと思っているわけですが、この答弁には具体的な答弁はないわけですけれども、どうですか、来年度、今3回行っているのを増やすという考えはお持ちか、お願いいたします。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 小規模校の交流学习につきましてですけれども、こちらのほうは先ほど議員からもお話がありましたとおり、今現在は岩泉小学校、大川小学校、安家小学校、有芸小学校がまず4校交流というのを年1回実施をしております。あと、門小学校と小川小学校が今年度末で統合になるということで、そちらのほうはその2校で2回ほど交流授業を実施しておりますし、あとは児童会の打合せ等もやっております。そういった交流学习というような下で……あとは大川小学校と釜津田小学校も行っております。交流学习の名目ではそのような項目になりますが、町としては夏休み応援団、冬休み応援団ということで全児童、全中学生を対象にそちらのほうの子供たちを集めての集合学習的な部分も行ってございますし、あとは社会教育のほうでのふるさと少年隊というのがございます。そちらのほうで岩泉のふるさとの部分を学んだり、あと

キャンプファイヤーを行ったり、その際にも私どものほうでも見に行っていますが、安家の子供たちがリーダーになったりしてかなり生き生きとして活躍してございます。ですので、そういった今までやっています事業のほうもまずは継続しながら、そして先ほど議員からお話がありましたように本当に交流学习で学ぶ部分というのはかなり大きい部分になっていますし、今後の本人の人生のほうにも大きく影響してくる部分になってございますので、回数のほう、増やしていくように現場のほうと、学校のほうとも相談しながら、なかなか交流学习となると岩泉、面積がでかいので、そこに来る時間等のロスがございまして、そういった部分もございまして、学校のほうとも相談しながら回数のほうは増やしていくように進めてまいりたいと思います。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） ぜひ増やしていただきたいとは思っていますが、ここで過日テレビでも放送されましたが、ドローンを使った被災地への物資を運ぶのがテレビ放送されておりました。総合学習でこの今各地区でドローンの授業が行われております。機材等を用意、全て、業者の方が来て、あとは子供たちがプログラムを組んで飛ばせるという、前にも一般質問でしましたが、これからこのドローンの業界はどんどん伸びていくと思いますし、興味のある分野だと思っております。それをやはり小規模校のよさを使ってドローンの学習を取り入れることを検討されてはと思いますが、いかがですか。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、答弁願います。

○教育次長（三上義重君） ドローンを活用した授業への活用ということでございますが、ドローンのほうは確かに様々、観光部分に関しても、災害部分に関しても活用されてございますので、また先ほど議員からもお話ありましたとおり、プログラミングのほうも学校ですようになってございますので、ご提言として承りまして、またこれも相談しながら組み込んでいければと思っております。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） ぜひこういう子供が興味があることを使いながら交流を深めて、そしてなおかつ社会人になったときにも何らかの役には立つと思いますので、ぜひ取り入れてもらえればと思います。

教育委員会のほうの最後の質問になりますが、今このとおり少子化になってスポーツ少年団を形成するにも児童数が足りない。それで今、各地区の学校から少しずつの人数でスポーツ少年団

を結成しています。このときにネックになっているのが移動手段でございますが、今は親御さんが送っているとは思いますが、今後ある程度の人数になったならば送迎バス等を考える時期が来ているのではないかとと思うのですが、もしくは旅費を補助するとか、その辺最後にお伺いして終わります。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、答弁願います。

○教育次長（三上義重君） 確かに議員からお話があったとおり、スポーツ少年団、まして今は中学校の部活動のほうもやはり部員のほうが、児童数、生徒数の減少によりまして部活動自体の在り方も検討してございます。ですので、やはり岩泉町の場合、先ほども申し上げましたとおり、本当に面積が大きいので、そこに来る分の移動分がやはり検討しなければならない大きな要因になりますので、スポーツ少年団も含め、そして中学校の部活動も含め、現在まだ検討を進めているところでございますので、本当に岩泉町のこの特殊性といいますか、地域性ですね、を考えながら、どんな方法がいいのか、今進めてございますので、どうぞご理解をお願いします。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） ぜひ前向きに対応をお願いいたしたいと思います。

それでは次に、指定避難所の在り方について再質問したいと思います。過日新聞にも載っていましたが、避難所はどうしてもプライバシー、これの確保が半数以上の方が必要だと言われております。答弁には、備品やという回答でございます。それから、エアベッド、段ボールなどの避難用品を配備したいと。これ調べましたならば、段ボールベッド、エアベッドも高価で収容場所等もかなり取るようでございます、幅を。この辺何個備品を備えているのかと、プライバシーの確保のための備品というものはどういうものか、まずお伺いします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。佐々木危機管理監、どうぞ。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） それでは、お答えいたします。

指定避難所の指定につきましては町長の責任、そしてまた管理につきましてもこれは町長の責任でございます。

先ほどご質問のございました指定避難所のプライバシーの確保、これは新聞等でも95%の市町村が認めている。当然のことながら、当町もそのように考えております。具体的に当町で今整備しているものについてお話をさせていただきます。1点目、プライバシーの確保の部分でございますけれども、1つは間仕切りでございます。体育館等でそれぞれ区切る間仕切り、これが約56セ

ット。それからもう一点、やはり着替えの関係とか、あとお母さんが子供さんにお乳を飲ませるという部分のこの部分は、便利テントといいますけれども、かぶったような形のテント、これにつきましても一応10個準備してございます。それからもう一点、高齢者等が体育館等で居住する部分にあってやはり配慮が必要かと、このように考えまして、段ボールベッドが139台、それからエアベッドが60台、それから折りたたみマット、これ200枚、このように一応準備してございます。

なお、この準備しているところでございますけれども、やはり地区の拠点となる支所あるいは町民会館を中心とした指定避難所あるいは空き学校のほうに一応置いているという形でございます。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） この数で足りるかどうかは分かりませんが、今言いました近隣市町村との連携を図るといってお考えはあるかどうか。相手のあつてのことですが。

この間、19号のとき、普代地区はあのように入滅的に被災しました。ですが、岩泉町では小本地区があのとおり被災はしましたけれども、それほどこの備品等は使わなくても済んでいると。これを普代のほうに供給するとか、また逆のこともあると思うのですが、こういう連携を今後はとっていくべきだとは思っていますが、お考えを伺います。

○議長（加藤久民君） 佐々木危機管理監、どうぞ。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） お答えいたします。

広域の連携につきましては、当然のことながら、指定避難所の備品の関係もございまして、私はまず最初に広域の災害の連携というのは一つ重要視してございます。今年度の防災訓練もそういった意味で田野畑さんとか葛巻さんのほうにお声かけしましたけれども、ちょっと実現しませんでした。できれば、来年度はぜひ災害時の連携をしたいというのが一つでございます。

それからもう一点、指定避難所の備品の関係でございます。台風10号等の部分で他市町村に行った部分もございまして、当然のことながら必要があれば他市町村のほうにお貸しするという部分については考えておりますし、あるいはこうなつてきますと広域連携しながら指定避難所の備品というのを整備する時代に入ってきているのではないかなと、このように思っております。こちら辺につきましても、広域市町村と連携しながらできれば進めてまいりたいと、このように

考えております。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） ありがとうございます。そのように備えておれば、備品等が足りないとか、そういうことを防げると思います。

この避難所に関しては最後になりますが、それほど多くはないと思うのですが、備えていなければならないと思っているのは外国人の対応と、あとどうしても今はペットを子供のようにかわいがられている方の避難、この対応については現在どういう取組をされているか、お伺いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木危機管理監、どうぞ。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） まず1点目でございますけれども、災害時における外国人対応、この部分につきましてはやはり一番重要な部分でございます。そういった意味におきまして、昨年防災マップをつくらせていただきましたけれども、その中に1つは英語、それから1つは中国語ということで、危険場所等の部分についてある程度表記させていただいております。

それからもう一点ですが、実は昨年台風19号災害のときに、旧浅内小学校におきまして中国の方々が避難されて、自主防の方がちょっと大変だったという部分がありました。そこら辺をやはり教訓としまして、今後自主防の方々にこの多言語の部分で対応できるような、この部分を少し検討していかなければならないと、このように考えております。

それから、2点目のペット避難でございます。実はこのペット避難につきましても、平成23年の東日本大震災を教訓としまして、環境省のほうで平成25年にガイドラインを出しております。

当町におきましては、まさか大丈夫かなと思っていたところでございますが、実は昨年台風19号災害のとき、小本支所にペットを連れて避難してきた方がいらっしゃるとい部分で、これは駄目だということで、ペットの避難につきましてもやはり対応しなければならないということで、来年度の予算にペット用のケージ、これをぜひ計上してお願いしたいと、このように考えておりました。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番(八重樫龍介君) ぜひペットの対応にも抜かりなく備えていただきたいと思っております。

それで、トレーラーハウスの使用、活用についてお伺いしたいと思います。実際19号の西日本豪雨のときに、岡山の倉敷で採用されております、このトレーラーハウス。何が利点かと申しますと、やはり避難所生活が短くて済む、設置がすぐ、1週間もしないうちに設置可能であると、避難所生活が長引けば長引くほど関連死の危険性も増えるわけです。台風10号のときですか、3か月雑魚寝の状態で過ごして体調崩された方が多々いたと伺っております。

それで、このトレーラーハウスを被災自治体で希望した場合に、プレハブ住宅、それとトレーラーハウスとあるわけですがけれども、被災自治体でトレーラーハウスを希望した場合には対応可能かどうか、そこをお伺いしたい。

○議長(加藤久民君) 佐々木危機管理監、どうぞ。

○危機管理監兼危機管理課長(佐々木重光君) お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、平成30年の7月の西日本豪雨のとき、倉敷市のほうで最初にトレーラーハウスを仮設住宅にしたという部分で、私も実際役場のほうに電話をかけて情報収集いたしました。まず1つが、災害救助法の適用におきましてトレーラーハウスもいわゆる借上げの仮設住宅という該当になるという部分を確認してございます。当然のことながら県の事務になるわけですが、やはり町長のほうからお話しございましたけれども、トレーラーハウスを引っ張ってくるということになれば、長さが何か20メートルぐらいになるそうでございます。当町の地理地勢あるいは被災地の道路の部分の復旧を見ますと、早急に持ってこれないのではないかなというのがまず1点目でございます。

それから、2点目でございます。これは倉敷のほうからも確認しましたがけれども、やはり広い場所がないと駄目だということで、倉敷のほうは被災地の手前に仮設、1つのトレーラーハウスの団地を造ったということでございます。そうしますと、当町みたいにある程度被災地にコミュニケーションを取れる仮設を建てるという部分がちょっと合致しない部分があるのかなと思いついて、そこら辺を考慮して、ただ今後やはり費用が少し安いと、それから少し早く来るという部分でございますので、ぜひ調査研究は取り進めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長(加藤久民君) 4番、どうぞ。

○4番(八重樫龍介君) 今課長は20メートルと言っておりましたが、中には11メートルぐらいの

ものも、多種多様なものがありますので、ぜひここは検討していただきたいと思います。

最後になりますが、このトレーラーハウスを龍泉洞園地、今計画中でありますが、昨今キャンプ、あとアウトドアライフを楽しむ方が多くなっております。それで、今計画中の龍泉洞園地にこのトレーラーハウスを設置することを盛り込んでみる考えはないか、お伺いします。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 龍泉洞園地の構想につきましては、議員各位にもご説明を申し上げたところでございます。具体的な部分につきましては新年度以降に検討ということになりますけれども、来ていただく観光客の皆さんから楽しんでいただく、満足していただくのはもちろんでありますけれども、そういった有事の際にも使える施設ができないかどうかというのも念頭に入れながら検討していきたいというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） これで4番、八重樫龍介君の質問を終わります。

次に、5番、三田地久志君。はい、どうぞ。

〔5番 三田地久志君登壇〕

○5番（三田地久志君） 5番、三田地久志でございます。通告に基づきまして質問をいたします。趣意酌み取りいただき、明確な答弁をお願いいたします。

まず初めに、中国で発生した新型コロナウイルスは日本国内においても感染者が確認され、死亡者も出ています。感染ルートが不明確な発症もあり、感染の拡大が懸念され、国民は不安の中にあります。早期の終息を願うものであります。

また、このことによりインバウンドや中国からの輸入が停滞し、日本経済に大きな打撃を与え始めていることも事実であります。

町としては、回覧板やホームページにおいて情報発信していますが、今後も国、県の情報を町民に正確に発信することをお願いするものであります。

さて、町長の施政方針において、地域資源を活用し、新しい価値が咲き誇るなりわいの花づくりを掲げ、農林水産業、商工業、観光振興の施策を主な分野としていますが、このうちから農業振興策についてお尋ねをいたします。

農業は、日本の食卓を支える重要な役割を担っているわけですが、日本の農業の現状や課題、どんな動きがあるのかについて、農業関係者以外で詳しい人はそう多くはないと思われま。農業就業人口は2000年の389万1,000人から18年には175万3,000人と半減しています。このうち120万

人が65歳以上の高齢者で、平均年齢も2000年の61.1歳から18年には66.5歳に上昇しています。企業なら定年退職をしてのんびり暮らしている世代の人たちが、日本の農業界の主力選手として暑い日も、寒い日も、雨の日も、風の日も農作業をしています。しかし、稼ぎは多いとは言えず、1995年に891万7,000円だった農家総所得、これは農業所得と農業外収入を足したものです、は2017年に526万円まで下がっています。これは、1人当たりの所得ではなく、1経営体の所得であります。農業全体の産出額のピークであった1990年、11.5兆円と2017年、9兆2,740億円の内訳を見ると、畜産だけは3.1兆円から3.3兆円に増加していますが、顕著に減少しているのは米、野菜、果実で、90年の6.8兆円から2017年には5兆円に落ち込んでいます。当然ながら農作物の作付面積や生産量も減少の一途をたどっていますが、より深刻なのは90年からほぼ倍増した耕作放棄地です。その面積は42万3,000ヘクタール、これは15年のデータです、に上り、滋賀県の面積に匹敵します。過酷な労働や明らかに低収入のまま働き続けてきた生産者が高齢になり疲弊、その姿を見てきた息子、娘はバトンを受け取らず、どうしようもないから農地を放棄しているのが現状です。その結果、日本の自給率は2018年度にカロリーベースで過去最低の37%を記録、これが日本全国で起きているのです。

国も諸施策を行ってきていますが、活性化の起爆剤にはなっておりません。大規模化についても、農地中間管理機構が整備され一定の成果を上げてはいますが、中山間地では限界があると思われれます。

さらに、追い打ちをかけるようにTPP、EPA、日米貿易協定が結ばれ、農林水産物の関税が段階的に撤廃、削減され、関税ゼロになる品目は農林水産物の82%に及ぶとされています。

町長は、過日の施政方針において、農業の担い手確保対策として新規就農支援、種子及び苗の購入費支援、農地中間管理事業の活用などを挙げています。

また、ワサビの生産については苗の供給、土壌分析、施肥設計支援、病害虫防除の推進などにより、高齢者でも取り組めるよう調査研究を行うとしています。

酪農は、畜産クラスター協議会と連携し新たに町独自のかさ上げを実施し、日本短角種においては市場導入及び自家保有に対する支援を行うと、町長は述べております。

この施策で地域資源を活用し新しい価値が咲き誇るなりわいの花づくりができますでしょうか。中居町政でなければできなかったというようなもっと思い切った施策を打ち出すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

町では、関係課あるいは町民巻き込んで、岩泉の地理地形ならではの施策を考えていくべきではないかと思えます。今行政運営に必要なことは、内部の目、外部の目をいかに活用できるかです。生産から流通、消費までを外部の人材や町民の皆さんに参加していただき、ワークショップなどで提言を受け入れるべきではないかと思えますが、町長の考えを伺います。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 5番、三田地久志議員のご質問にお答えをいたします。

農業振興策についてであります。議員ご案内のとおり、高齢化による離農、後継者の問題など様々な要因により農業の就業人口は減少し、大変厳しい状況が続いており、町の農業におきましても全国と同様に農家人口や家畜飼養頭数が減少しており、耕作放棄地も増加をしている状況であります。

このような状況の中で全国の先駆的、実践的な成功事例から学ぶことは多く、新たな発想による施策は農業振興による地域の活性化に結びつくものでありますことから、ご提言を賜りました内部、外部からの視点や外部人材、町民参加のワークショップの開催などは、ぜひとも取り入れていかなければならないものと感じているところであります。

新年度より予定をしております人・農地プランの実質化の取組による集落の方々との話合いが魅力ある農業づくりを地域全体で考える第一歩と捉えておりますことから、ご提言は様々な山積する課題を解決をしていく手段として生かしてまいりたいと、このように考えております。

昨年は、新たな試みとしてこれから普及していくスマート農業の試験を行ったところでありますが、このような新たな技術導入のみならず、ソフト面の専門的知識を持った人材の活用、他業種の方々のアイデア、ご意見を生かしていくことも必要となってくるものと感じているところであり、未来づくりプランに掲げております次の世代につながる農業の振興に向け、先を見据えた取組につきましても鋭意努力をしてまいりたいと存じておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で答弁を終わります。

○議長（加藤久民君） 5番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 議長に許可をお願いをしたいのですが、先にコロナウイルスに関連したことをちょっとお願いを発言したいのですが、よろしゅうございますでしょうか。

○議長（加藤久民君） お願いですか。

○5番（三田地久志君） お願いします。

○議長（加藤久民君） はい。

○5番（三田地久志君） 実は今朝、議会に来る前に途中のお店屋さん何人かというか20人、30人並んでいまして、私止められて、どうしたのですかと聞いたならば、子供のためにマスクを購入しに来たけれども、なかなか手に入らない。行政で何とか、1箱とは言わないが、幾らかでも配布する手段ができないのだろうか。でも、かかっていなければマスク要りませんよと言ったら、いや、コロナだけではないと、これから花粉症も出てくるので、ぜひ手元に置いて、いざ、まさかるときには子供にマスクをつけさせたいのだというふうなことを言われまして、そのことについても大変恐縮なのですが、発言をさせていただきたいと思います。ぜひ対応できるものであれば対応していただきたいと思います。

それでは、質問をさせていただきます。それこそ遊休農地の関係でまず申し上げますと、過日農業新聞に、農水省のほうでは有機農業についてもこれからは幾らかの伸び代があるものと認められるので施策を展開していきたいというようなことが記事になりました。基本的には、農地が農薬や化学肥料を使っていないことが基本でございます。しかも面積は広大でなくてもいいわけです。岩泉みたいな農地だとそんな広くないところがあってやりやすいだろうということを見ると、岩泉ですぐにでも有機農業ができますよというような情報発信がやりやすいのだろうなと思うのですが、担当課長はその辺についてどういう認識なのか、まずお伺いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご質問の有機農業について、当課の考えでございますけれども、有機農業は今後拡大していく方向にあるだろうというように私も思っております。というのも、やはり消費者の皆さんの認識が10年前とかなり飛躍的に変わっている状況があるということだと思います。その際の課題なのですが、やはりその有機農業をどのようにしてやっていくかというのが取り組むに当たっての一番大きな課題というふうなことも認識しております。そのとおり遊休農地は化学肥料も数年使っていない、農薬も使っていないという状況があるので、すぐにでも起こしていけば有機農業という形にはなるのですけれども、もろもろ課題がございます。ご案内はできたとしても、その先の取組をどのように町でも組み立てていくかというのができないうちはなかなかできないのかなというふうにも考えてございます。引き続き有機農業について

はちょっと勉強させていただきたいなと思ってございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） わざわざそういう土地を探して全国では事例があるわけですので、やらない手はないだろうなど。面積的にもさほど広くないから取り組みやすい。しかも、これから三陸自動車道が、復興道路が完成すると、八戸あるいは仙台圏にもかなり短時間で行ける。別に東京見なくてもいいのではないかなというふうな気はするのです。そうした中での取組というのはこれからぜひ必要であろうと思います。農業の現場だけではなくて、そういう視点でもってやるためには、例えば質問でも書いてありますけれども、外部の目、内部の目をもっと活用しろというふうな話を書かせていただきました。例えば大学生、インターンシップを活用して、岩泉町では交通費から、宿代から出してインターンシップだと呼んでいます。その人たちの考え方を聞く、店舗でいらっしゃいませというのもインターンシップかもしれませんけれども、農業のこういう抱えている課題、そして岩泉に移住するとこんなことができるのだよというふうなことを、そのインターンシップで来た学生にもぜひ植え付けるような仕組みというものが、これ担当課だけでは難しいかもしれないけれども、考えるべきではないかなと思うのですが、いかがでございませうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） まさにそのとおりというふうに考えてございます。やはりいろいろな方からの意見を聞くという意味で、インターンを逆にうちのほうで利用するというのは本当に重要なのかなと。中にいけば分からない視点が、外部からの視点が加わることによって有機的にいろんなことが考えられるのではないかなというのは期待性は持ってございますので、いろんな機会をそういった視点で一応考えながら取り組んでいきたいなというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 町長は、就任当時からボトムアップということで皆さんに話をしています。そのボトムアップの原点というのは、やはり担当の職員の方々の方がもっと外の人からも話を聞く、そして見てもらって意見を聞くということが必要でございますので、ぜひその辺についても課内だけの話ではなくて、外からの情報というのをもう少し拾っていただければなと思いますので、よろしく願いをいたします。

それから、答弁書については私が思ったとおりの答弁書だったので、そんなに今日は多く再質問はしませんけれども、いわゆる行政の予算づけの仕方というのがどうしても対処療法というか、課題について解決するためにはという形で予算づけをしていく。なかなか民間企業のように投資してこうしていくという発想が若干欠けているのかなと思います。これからの時代、生き延びていくためには、対処療法ではない、町としてはこういうふうな方向に進むためにこのぐらいの投資をしてやるのだというような明確な意識づけがこれからは必要なだろうと。現業のとにかく食の部分、農業の部分には非常にその視点が必要だと思います。対処療法ではないものをやるためには、課長がどう考えているかですが、少しでもそういう思いがあれば答弁をお願いしたいと思います。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

先を見据えた投資的な事業の展開についてでございますけれども、現在当課は人・農地プランの関係で地域に入っていくことをしてございます。この先の農地の活用についていろいろと検討していくこととしてございますけれども、将来この農地がどのように使われていくのかなというふうな先の姿を見ていくと、それに向けた整備、生産基盤の整備も当然必要になってくるだろうと思っています。その話合いによってそういった未来の農地の姿、農村の状況等をすることが投資なのだろうと、それに向けては今回の未来づくりプランも位置づけてございますので、そういった形で投資的な事業の立案についても今後検討していきたいと、考えていきたいと思っています。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 要は各課とも、これは農政課だけに限ったことではないのですが、各課ともどっちかという対処療法的な予算組みだなと思って私は感じていましたので、ぜひ同じように各課、その予算をつくるときに将来的にはこういうふうなものという考えの基に、そして町民の皆さんに発信しながら実行していただきたいなと思います。

それで、もう一つだけ質問をさせていただきますが、食育プラン、先ほど午前中でも食育計画のことで答弁のほうで出ていましたが、ここには実は食育計画つくるところと、農政課で現場でいわゆる野菜やら、肉やらつくるところ、ここの意見交換がなされていないのではないかなと思うのですね。そこはなされているかどうかというのは、農林水産課長でいいのですが、そこにつ

いて若干お聞きしたいと思います。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご質問の食育のプランのほうと町内で地産地消していく上での栽培という関連のことの質問かと思えますけれども、プランを作成するに当たっては当課のほうもメンバーに入ってはございますけれども、綿密な論点を整理しながら議論しているという状況ではないのかなと。農政サイドにおきましてやはり販売主体のほうをどうしても主眼に置いてやっているものですから、地産地消という視点でのそういったプランというのはちょっと欠けていたのかなというふうにも思っております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 地産地消も販売ですよ。要は食育のためにそこに供給するということは販売で、お金が発生する、対価が発生する、そうすれば販売ですよ。そうしたときにやはりお互いに何を望んでいるのかが分からない。だから、お店にお願いして、市場にお願いしてよそこから持ってくる。地球温暖化で油かけてまで岩泉に持ってきて子供たちにはい、どうぞというのと、地元でこの時期にはこのぐらいのものが必要なのだけれども、やれるのかねというまず議論があってもいいのではないかな。そういうことが農業について子供たちに理解を深めさせることができると思うのですが、いかがですか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） すみません、ちょっと補足させていただきます。地産地消の関係のプランづくりについては、うちのメンバー入って、例えば学校給食センターとかもろもろの関係で産直施設との連携とか、そういった関係で調整させていただきながら、できる限り町内のものを町内で消費するという取組は検討はしております。ただ、農業者の視点から見ると、どうしてもやはり出荷先、生産量確保して出荷先ということが常日頃の活動でございますので、そういったことで連動性のほうは弱いのかなというふうにも感じてございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） さっき言った、有機の話をしましたが、やっぱり食べ物は子供のときからおいしいものを食べてほしいわけですよ。本当の味がする、化学肥料を使わないで、岩泉の畜産で出てきた堆肥をちゃんと使っておいしいものを食べてほしいわけです。そのことが丈夫な体をつくり、丈夫な心を育てていくわけですから、米についてはそういうふうな現状であるのは私

も認識していますが、野菜関係はそうではないのだろうなど。天候にも左右されるし、なかなか難しいとは思うのですけれども、そういうことで農家の育成を図っていく。そういう視点でもやはり担当課としては必要なのではないかなと思うのですけれども、もう一度お願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） そのとおり、町内の農業者、野菜の部分については、畜産分野とかに比べたら生産額も大きくない状況にあります。この先を見た中でもやはり野菜部門のほうの強化というのは当然必要になってくるというふうにも思っています。生徒数も少なくなってきた状況にある中において、やはり食育というのは非常に重要だろうというふうに私も思いますので、どのように農家の育成と絡めていくのか、まだ具体的な私も持ち合わせていない状況でございます。いろいろ外部の目とか、観光の視点とか、いろんな視点を加えながら勉強させていただきながら取り組ませていただきたいなというふうに思います。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 1月末の岩泉町の人口は9,130人ぐらいだったと記憶しています。今までの減り方でいくと今年度中に9,000人を切ってしまうかもしれないという状況の中で、社会増のところというのは、富山とか、島根とかは社会増になっている。岩泉はなかなかその自然減、社会減をどんどん、どんどん今のところ行っている。自然増は無理にしても社会減を何とか減らす、社会増に転じさせるためには、先ほど言った有機農業の切り口で、逆に困っているものを情報発信して行ってやりませんかというような発信をしていくというような取組も私は必要だと思えます。ぜひ外の目、中の目で考えていただきながら、農林水産課だけではなく、他の課も同じようにどうすればいいのだ、いつも言うように脳みそから汗かくくらい考えてもらって、困ったら外部の目あるいは町民の皆さんから声を聞くというようなことを繰り返すことで恐らくいい計画、企画ができてきて、町民のためになるようなものができると思います。ぜひ各課長さんにはそういうふうな考え方をさせていただいて、将来は笑って過ごせる岩泉町になればと思い、終わります。

○議長（加藤久民君） これで5番、三田地久志君の質問を終わります。

次に、10番、合砂丈司君。はい、どうぞ。

[10番 合砂丈司君登壇]

○10番（合砂丈司君） 10番、合砂丈司でございます。通告に基づきまして、一般質問を行います。

平成28年台風10号豪雨災害から3年半が経過し、河川改修等復旧工事などが本格化し、大きな

節目を迎えております。安家地区では、地域の復興と活性化には欠かせない中核的役割を担う複合施設の工事が令和2年5月の完成を目指して進められているところであります。町長はじめ関係各位に感謝申し上げる次第であります。

まず1点目は、安家地区複合施設の有効活用についてお伺いします。現在の支所、生活改善センターや公衆トイレ、バス待合所、消防屯所、安家診療所が1か所に集約整備され、まさに地域住民の利便性が向上するわけであります。

しかしながら、安家地区におきましてはこの先を見据えた場合、人口減少、少子高齢化のため地域づくりにおいても非常に厳しい状況となってきました。

私は、復旧工事の完了に向かい人口減少に拍車がかかり、さらに過疎化が進むのではと危惧しています。

そこで、ハード面の施設整備に併せソフト面の施策を充実させることが、地域の活性化を図る上で重要であると考えます。高齢者サロンの事業内容を拡充し、入浴機会の確保を図るためデイサービスのよう福祉的サービスの提供や、コミュニティー醸成のための企画情報の提供等により地域の方々が笑顔で安心して暮らしていけるよう、施設の運営管理に工夫が必要と思われれます。

人員配置を含めたソフト面の充実について、町ではどのような方針、方向性でその整備や活用をお考えか、町長の見解をお伺いします。

2点目は、道の駅の整備についてお伺いします。岩泉町では国道455号沿いの乙茂地区に道の駅いわいずみと三田貝地区に道の駅三田貝分校が整備され、岩泉町の観光案内、地域の特産物販売などにより交流人口の拡大と地域振興が図られてきており、岩泉町にとってその効果は相当大きいものがあると考えております。

安家地区においては県道7号久慈岩泉線があり、久慈市等沿岸北部から龍泉洞への観光ルートになっています。また、平成28年台風10号豪雨災害においては多くの河川、道路が決壊しましたが、その中であって年々地区から御沢峠を経由してグリーンロードへつながる道が、岩泉町とほかの市町村をつなぐ重要な道路にもなったところであります。

安家には安家洞、安家川、PT境界層などがあり、自然の宝庫です。特に全国的に有名なマツタケの生産地としても知られております。

このように道の駅の趣旨に十分に沿った資源が豊富にありますので、交流人口の拡大と地域振興につなげるため県道沿いに道の駅を整備する考えはないでしょうか。東の玄関口からの来訪者

は道の駅いわいずみへ、西の玄関口からの来訪者は道の駅三田貝分校で、北からの来訪者は（仮称）道の駅あっかで歓迎するという構想をぜひとも実現させていただけないでしょうか。町長の見解をお伺いします。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁をお願いします。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 10番、合砂丈司議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、安家地区複合施設につきましては様々な地域活動に有効活用ができるものであり、加えて近年の大災害を教訓とし備蓄倉庫や非常用電源設備等を備え、避難者の負担を軽減させる機能を併せ持つ避難施設にもなっております。

地域の活性化及び防災拠点として地域において幅広く利活用することが重要であると考えておりますことから、適正な管理ができる人員配置を行うなどソフト面の充実も図ってまいりますので、積極的に活用をしていただきたいと、このように思っております。

また、安家地区複合施設が安家地域の皆さんにとって地域での交流の場、健康づくりの場、生きがい活動などの活動拠点として地域の和を広げる場となり、この施設が地域の団体のみならず、高齢者関係の事業所等も巻き込みデイサービスの取組の場ともなるよう、町も一緒になって取り組んでまいりたいと、このように考えておりますのでご理解をお願いを申し上げます。

次に、道の駅の整備についてであります。本件につきましては十分な駐車場用地の確保や財源の問題、道路管理者との調整などクリアすべき課題が多く、一朝一夕に成し遂げられるものではないと現在は認識をしておりますが、道の駅に類似する施設として、以前地域からご要望を頂いておりました産直施設の整備につきましては、町といたしましても災害からの復旧・復興の観点から支援をしてまいりたいと考えておりますので、これまでの議論なども検証をしつつ、いかにぎわいのある地域を創出できるか、復旧の先を見据え、ともに知恵を出し合いながら実現に向けて取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（加藤久民君） 10番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） まず、安家地区複合施設の有効活用についてお伺いします。完成した暁には地域の活性化あるいは防災など幅広く利活用することは、もちろんのことだと思っております。答弁書にもあります適正な管理のできる人員配置を行い、ソフト面で充実を図っていくとしてお

りますが、具体的にどのような考えでいるのか、お伺いします。

○議長（加藤久民君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 今回の複合施設は現施設をまとめた施設ということで、議員も認識していただいていると存じますけれども、基本は現体制で考えてございます。ただ一方では、施設が集約したことによりましてどのような人員配置が必要かというのは、今後活用してみながら、必要な部分につきましては補充をしてみたいし、現体制で大丈夫な場合であればそのままの体制で管理運営をしていきたいと考えてございます。基本的には、施設が大きくなりましても集約したことによりまして有効的に運用ができるものとは考えてございますので、現体制で集約したことによって管理力がオーバーフローした分が充実というような認識でおります。

○議長（加藤久民君） 10番、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） 私は、以前に一般質問でデイサービス通っている人、遠方から大変であり、何とか安家地区にできないかという質問をいたしました。高齢者関係の事業等に巻き込んだデイサービスの取組になるよう取り組んでいくとしておりますが、具体的にどのような取組をしていくのか、お伺いします。

○議長（加藤久民君） それでは、三上町民課長、どうぞ。

○町民課長（三上久人君） 町民課といたしましては、高齢者の方々の対応となってございますが、私のほうで安家地域振興協議会等からその利活用についてご相談も受けておりまして、その中で一般の元気な高齢者も含めて、主に一般の高齢者の元気な方も含めて集まれる場をつくりたい。具体的に言うと、安家の小学校だったかな、そういうような地域の人たちを巻き込んだ学校のような集いの場をつくりたいというご相談を受けていました。その中で町民課としてはそういう高齢者の百歳体操とかそういうところに支援を行いながら、あと町内の事業所等とも連携を取った活動ができるかなと今のところは思っております。

○議長（加藤久民君） 10番、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） 高齢者が、独り暮らしの方々が入浴もできないでいる方もいると思うのです。そういうように、住民に、高齢者に沿った形で利活用できるように、ぜひ支援というか、ソフト面でのフォローをしていただきたいと思います。これは要望でございます。

次に、道の駅の整備についてお伺いします。この道路は主要地方道、県道久慈岩泉線、さきに大月峠道路が整備によって利便性がよくなり、通勤通学などなど利用者が安心して通行できるよ

うになりました。交通量も多くなってきておるように見えます。特に大型トラックが通行が多いように見受けられます。よく私が聞かれますのが、トイレ休憩所がないかと聞かれますが、安家の支所まで行けばありますよと答えるのですが、やっぱり県道沿いにトイレ休憩があればなど、いつもそう思っております。その中核に安家地区があるわけです。北は八戸、久慈方面、南は岩泉、盛岡方面、東は三陸海岸から野田方面、普代方面、田野畑方面、西からは葛巻方面へと、まさに十字路線の重要な地点にもなっている安家地区であります。特に氷渡洞、安家洞など数々の資源が豊富にある観光地としても有名であると思います。これを何とか活用できないかと思っています。特に近年、三陸道が開通することによって必ずや人の交流が図られると思っています。

そこで、道路管理の整備などクリアすべき課題が多くあり、成し遂げられるものでないと思っておりますとありますが、具体的にこの内容についてお伺いします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 道の駅の整備につきましては、先ほど町長のほうからご答弁いただいた内容となります。議員ご承知のとおり、道の駅につきましては休憩であったり、情報発信であったり、地域連携というふうな、道路を利用する方、地域の方々にも重要な役割を持っているというのはそのとおりでございます。

先ほどクリアすべき課題というのは、答弁の中でもありました用地であったり、財源の問題、財源の問題も先ほども出ましたけれども、あとは道路管理者との調整というのも出てきますので、こういった部分も踏まえて簡単にできるものではないですよというふうなニュアンスでのお話をさせていただきました。

ただ、議員からお話のあったように、この道路、重要な道路が集まった箇所といいますか、そういうところはまさにそのとおりだとは思っておりました。

あと、先ほど議員からもお話があった三陸沿岸道路、令和2年度中に完成というふうに伺っておりますが、その完成によって人の流れ、車の流れがかなり変わってくるということも想定をされますので、そういった周りの状況を慎重に見極めながら、あとはトイレの必要についてはこちらでも調査をしたり、あとは道路管理者のほうとも調整をしながら、そこに利用者の方に喜んでいただけるような施設ができるかどうか、ちょっと検討させていただきたいと、道の駅についてはなかなか厳しいというふうな内容となっております。

○議長（加藤久民君） 10番、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） 産直でも済むとしても、なかなか高齢者であったり人口も減ってなかなか経営していくのが大変だと思っております。そこで、町も支援しながら協働で、協働というか、町の支援で何とか産直も運営できるような施設を町民もぜひ望んでおるかと思っておりますので、ぜひこれに町も一生懸命取り組んで実現するようにお願いして、質問を終わります。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） これで10番、合砂丈司君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（加藤久民君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 2時20分）

令和 2 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 4 号)						
招 集 年 月 日	令 和 2 年 2 月 3 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会 、 開 議 、 散 会 延 会 、 閉 会 の 日 時	開 議	令 和 2 年 3 月 4 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 2 年 3 月 4 日 午 後 2 時 0 8 分				
出 席 及 び 欠 席 議 員 出 席 1 4 人 欠 席 0 人 (凡 例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	1 0	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	1 1	畠 山 直 人	○
	4	八 重 樫 龍 介	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	三 田 地 久 志	○	1 3	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○	1 4	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三 田 地 和 彦	○			

会議録署名議員	1 1 番	畠山直人	1 2 番	三田地泰正
	1 3 番	野館泰喜		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局長	箱石良彦	副主幹兼 議事係長	大森淳一
	主査	佐々木美穂子		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町長	中居健一		
	副町長	山崎重信	副町長	末村祐子
	教育長	三上潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木重光
	総務課長	應家義政	政策推進課長	三浦英二
	会計管理者兼 税務出納課長	中川英之	町民課長	三上久人
	保健福祉課長	田鎖英明	経済観光交流課長	馬場修
	農林水産課長	佐々木修二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木真
	上下水道課長	三上訓一	消防防災課長	和山勝富
教育次長	三上義重			
議事日程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議事の経過	別紙のとおり			

令和 2 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 2 年 3 月 4 日 (水曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

開 議 の 宣 告

議 事 日 程 の 報 告

日 程 第 1 一 般 質 問

散 会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎一般質問

○議長（加藤久民君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

8番、三田地和彦君。はい、どうぞ。

〔8番 三田地和彦君登壇〕

○8番（三田地和彦君） 8番、三田地和彦でございます。通告書に基づきまして質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

今回の質問も住宅対策についてであります。今まで何とか私の考える住宅対策を認めていただき人口減少、後継者対策（担い手）にと思いいから、表題を変えながら今回で8回目の質問となりますので、よろしくお願いいたします。

当町においても住宅対策は以前から行ってきており、私も認めるところであります。特に災害時における住宅対策のご苦労には、頭が下がるものであります。本当にありがとうございました。

質問に入る前に、現在岩泉町で管理する住宅は教員住宅を除き合計300戸、112棟ございます。内容は3種類でございます。1つに、公営住宅法に基づく住宅が276戸、94棟、その内容は一般住宅162戸、48棟、そのうち一般住宅、これは町営住宅になるわけですが、138戸、31棟、町単事業住宅24戸、17棟、災害公営住宅114戸、46棟、この内訳が震災分が51戸、8棟、台風分が63戸、38棟、そして2番目に定住促進住宅が12戸、6棟、3番目に子育て応援住宅が12戸の12棟となっております。

ます。居住者は542人、300戸で1戸平均が1,806人です。町管理住宅にも人口減少、高齢化の波が押し寄せております。

私、前段でも述べましたとおり、平成26年12月から住宅対策について質問してまいりました。一番の問題である人口減少、後継者及び各事業の担い手対策には住宅施策が一番と考え、質問してまいりました。国においても地方創生、人口減少は地方から立て直そうとしてはおりますが、末端にまでは良案（対策予算）が行き届いておりません。

最近の災害でふるさとを後にした方など人口減少が続いておりますことから、今まで私が質問してきた内容とあまり変わらない施策に、宮城県七ヶ宿町で行われている地域担い手づくり支援住宅があります。前回、平成30年9月の一般質問でも述べた内容を確認するため、私は今年の1月14日、宮城県七ヶ宿町に伺い、内容と実績を確認してまいりました。

その6点に絞り確認内容を申し上げます。1つ、七ヶ宿町地域担い手づくり支援住宅入居者募集、2つに募集世帯、当初は3世帯であったわけですが、現在2世帯を募集しているとのことです。そして、敷地面積が300平方メートル、間取り、入居者と設計者とで話し合う。4つ目に、20年入居すれば無償で住宅及び土地を譲渡する。5つ目に、家賃3万5,000円／月であります。敷金3か月分、10万5,000円。6つ目に、入居の資格、七ヶ宿町外に在住する者、子供がいる40歳までの方。以上が主な内容であり、詳細の写しは担当課に渡してあります。

前回の一般質問の場合においては、中居町長より、住宅対策の幅を広げていく必要があり、内部にて検討組織を立ち上げてまいりたい旨の答弁を頂いております。

また、末村副町長より、国の地方創生、人口減少の歯止めは地方からとのスローガンは出たが、都市や過疎地域の条件の違いがあり、国の施策や再構築が迫られる状況と思われるが、町として財源の措置を考えていくためには積極的に国に働きかけをしていきたいという、ソフトなようで簡単でない答弁を頂きました。

七ヶ宿町では、5年間で10世帯、40名の実績があり、新年度においても2世帯の募集を計画していることを確認してまいりました。

当町においても人口減少、後継者及び各事業の担い手対策の一環として、このような事業を行っている町もありますので、前向きな対応策を早急に行っていただくことの答弁をお願いし、この場からの質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁をお願いします。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 8番、三田地和彦議員のご質問にお答えを申し上げます。

住宅対策についてであります。議員ご案内のとおり、人口の減少、後継者の対策及び各事業の担い手の確保に住宅対策は欠かせないものと認識をしているところであり、まさに町の重要課題であると考えております。

ご案内を頂きました宮城県七ヶ宿町の地域担い手づくり支援住宅について、課題解決のために研究を頂き、さらには具体的な資料も提供頂きましたことから、今後の住宅対策に活用をさせていただきたいと、このように思います。

来年度からの住宅対策につきましては、居住環境の施策を地域整備課に一元をし、取り組んでいくこととしており、まずは町営住宅の入居基準の緩和、住宅用地の分譲を進めるとともに、他市町村の住宅対策の状況などについても視察や研修を重ね、併せて財源、手法も研究をしながら、新たな住宅対策に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（加藤久民君） 8番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○8番（三田地和彦君） まず、答弁を頂きましたことは本当に、町のほうでも重要課題という言葉頂きました。そして、内容から見ると、何ととっても現在町営住宅ですか、この住宅入居基準の緩和、これを行っていくという答弁を頂きました。そしてあとは、私のまず誠意もあったのかなと、七ヶ宿町も行ってまいりまして、まずこの内容を確認はしていただいたのかなと、他の市町村の住宅対策という文言も入れていただきました。そして、やっぱり何ととっても、何をやるにも財源、町の財源が大変厳しいということは私も感じております。そこで、私はただ単に住宅、住宅と言っているのではありません。当町の財源から見ても厳しいのは分かります。特に令和2年度の10事業で合計予算が135億9,000万円ほどあるわけですが、その中の一般財源は101億3,700万円、構成から見ても74.5%、この一般財源を100に見ましても自主財源は、私堅く見ると8億円ぐらいかなと認識しております。その8億円を私が考える一般住宅予算で考えますと、住宅1棟大体2,000万円かかるということで、3棟ですと6,000万円、2棟ですと4,000万円、8億円を見ると2棟で5%かかります。ですから、非常に大変厳しい1事業と、私のこの住宅を認めていただけるとなるわけですが、人口減少を考えると、早急に何らかの事業を起こしていかなければ

ば手後れになります。私が5年以上前から言っていますので、手後れかもしれません。そこでまず、以前にも述べましたが、国で打ち出した地方創生、人口減少の歯止めは地方からと考えております。ただ、行政の内容によっては後れる行政もあるということを述べております。

そこで、宮城県七ヶ宿町では町の人口が1,376人ながら、町単事業で実際に行っております。ただ、私が残念だったことは、何が自主財源を持てるような収入があるのか、そこだけは確認してこなかったものですから残念だなと思っております。そこで、町においてもこの事業を行っていただきたい。そこら辺の考えを、答弁をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） まずは、議員のほうからこういった七ヶ宿町の視察を頂き、資料も頂きました。大変ありがとうございました。

こちらのほうもいろいろ調べさせていただいております。まずは、町のほうとしましては取りあえず早急に手をつけられるところから、令和2年度につきましては町営住宅のほうの入居要件の緩和を即進めながら、入居を図っていききたいと。併せて、分譲につきましても進めていきたいというふうには考えております。

その中で、こういった事例もございますので、この住宅につきましてもいろいろ調べましたならば、この1,300人の町でございますが、住宅を譲渡できるとか、あと宅地につきましても何かこれも譲渡できるというようなこともホームページでも見させていただきました。こういったことは、我々のところでもかなり参考にできる部分はあるなというふうに考えておりますので、これは引き続き検討材料としながら令和2年度についてはこちらについてもどのような手法を取れるか、皆さんのニーズに合った形でやれるかというあたりは調べてみたいと思います。

まさにこの七ヶ宿町という住宅の話題が、この他県の岩泉町でもこういった形で話題になるということも、全国に広がっていくような形でPRにもつながると思っておりますので、そういった部分ではこういった新しい手法についてもぜひ検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（加藤久民君） 8番、どうぞ。

○8番（三田地和彦君） まず、私の考えでも、法的に見ると厳しいというのは以前から私も述べております。ということは、個人財産に関しての助成と……助成というのですか、補助というのは、これは大変厳しいものがあります。そしてまた、この内容につきましては前回、平成30年の

ときも町長あるいは副町長からも答弁を頂いております。それで、何とかこの事業について国の予算確保、内容から見ると、今も言ったわけですが、大変厳しいのがあります。それでも国で出した地方創生、人口減少は地方から立て直すと、今後この事業を進めていくためには当町の財源確保を考えていかなければなりません。予算確保には国の政策に詳しい再度末村副町長に答弁をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（加藤久民君） それでは、末村副町長、どうぞ。

○副町長（末村祐子君） 答弁させていただきます。

議員のご質問の中にもございましたように、以前の私のほうの答弁におきましても国の地方創生について言及させていただきましたように、地方創生の国の政策そのものの着眼点、重要点についても変化が見られます。特にも令和2年度以降は第2期の地方版総合戦略に入っていく時期に差しかかるということもございまして、第1期の5年間の間に国が着眼していくポイントというのもしつづつ変化しているところでございます。

内容としては、これまでは、第1期の初期においては中央で企画を頂いたような内容であったものが、1期の5年間に各自各地で皆様が真剣に取り組まれて実践をされ、そこから見えてきた課題、それをいかに実現していくのかというような内容が盛り込まれるようになってきたわけでありまして。

具体には、情報技術革新をしっかり推進をし、活用をしていくということ、また新たな概念である持続可能性、SDGsの概念をしっかりと取り組んでいくということ、またこれまでは仕事を中心とした地方版総合戦略だったわけですが、ここに人と、それから町といった要素もしっかり組み込み、多様なアプローチでトライアルをしていくのだというようなことが明言化されていること、そして財源運用の柔軟化、一定の限界はあろうかと思っておりますけれども、こういった内容が具体的内容になろうかというふうに思っております。

また、居住政策を岩泉町においてしっかりと一元化した体制で取り組んでいくということについては、先ほど町長からの明確な意思の表れとしてご答弁いただいたように、体制についてはしっかりとした着実なものを、実現できるものを準備してまいります。

議員がこれまでも何度となく住宅政策についてご質問を頂きましたのは、何を置いてもこの岩泉の地に人にしっかりと定住をしていただきたい、住んでいただきたいというところに着眼をされてのことというふうに言及を頂いており、ご質問にございました財源の部分についても、こ

の第2期の地方版総合戦略においては住宅政策というそこだけに着眼したものではありませんが、例えばふるさと納税を企業の側が寄附をしやすくする、寄附の控除ですね、そういった枠が拡大をされることであったり、それが国の補助金と同時に運用されると、足らずの部分に充てていくというようなことも可能だと、一定可能にしていくのだというような方針も出されているというふうに理解をしております。

地方自治体としては、しっかりそれらを、ご研究を頂きました七ヶ宿町が例えば特定の財源を持っておられるかどうかというところの研究も含めてですけれども、当町にはそういうものがないのであれば、こういう新たな国の政策というものをしっかり実にしていく、町の実にしていくのだという決意で企画、研究に臨んでいく必要があるというふうに思っております。

以上です。

○議長（加藤久民君） 8番、どうぞ。

○8番（三田地和彦君） 何といても財源確保が大切なものですから、今副町長のほうからも答弁頂いたのですが、私もふるさと納税を少しは考えてみたのですが、ふるさと納税も7,000万円ぐらいだったかな、予算の計上がですね、少しだったのですが、これだともう2棟やると4,000万円を使うし、7,000万円もらっても返金分がある、そうなると実際の実が何ぼかなっても実際の5,000万円ぐらいで止まるかなと思って、これは少し無理だなということで、国のほうからお願いしたいということの考えで私は質問しております。

それが大変まず難しいのですが、いろいろ今の答弁等を課長さんたちも、議事録にも載ると思いますが、そこら辺を勉強したり現場、私は七ヶ宿町に行く前に和歌山県、それから議員の研修で行ったときの地区でもやはりそういうのをやっている町村があったものですから、それから私もこれがいいことだなと思って頑張って質問しておりますので、何とかお願いしたいと思えます。

特にもこの間人口減少、合併当時を振り返ると2万7,800人余りの人口があったわけでございます。そして、現在が、2か月前に、1月1日に調べたのが9,158名になっておりました。その当時から見ると今回3月2日に人口を見ましたら9,105人なのです。この2か月の間にも53名が少なくなっていると。これは内容を見ると死亡したのか、地区外転出になったのか、これは内容までは確認していませんが、こういうようにスピード化して、昨日のどなたかやったのですが、今年度中に9,000人は切るのではないかというふうに述べた方もおります。9,000人は少し、これはもたし

ていただきたいと思う面からも何とか、このいろんな対策はあると思いますので、ただ住宅というものを私は一本に絞ってきているものですから、我々の漁業に関してもやはり住宅というのが一番でございます。

これからはやっぱり地元で復活できる人口というのは何か厳しいなと私も考えるものですから、そこら辺を皆さんで検討いただき、また町長の答弁にもありましたとおり、他市町村の住宅対策を勉強して何とかこの岩泉町の人口減少に結びつけていきたいというような、これは答弁かなと私も理解しておりますので、何とかその点を早急に考えていただき、できるのであれば実費でも私もついていきたいと思っておりますから、何とかそういう人口減少等を考えた施策をお願いして、この場からの質問は終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（加藤久民君） これで8番、三田地和彦君の質問を終わります。

次に、3番、小松ひとみ君。はい、どうぞ。

〔3番 小松ひとみ君登壇〕

○3番（小松ひとみ君） 3番、小松ひとみです。通告に基づきまして一般質問を行います。

1つ目は、うれいら商店街への交流拠点施設の整備についてです。かつて向町にあった岩泉中央公民館は、2014年、平成26年8月1日に閉館となりました。建築後45年が経過し、老朽化と耐震不足により取り壊されました。図書館も併設し、結婚式も挙げられた地域と密着した施設でした。その公民館という概念は、戦後の荒廃し混乱した社会状況の中で新しい日本を築き上げるには、各地に郷土再建の拠点をつくる必要があるということでした。今は岩泉町民会館がその役割を担っておりますが、町の中心地にこのような施設がなくなってしまったことでの閉塞感がどんどん大きくなっています。

私は3年前、岩泉らしさを伝える新感覚の拠点施設が必要であると一般質問をいたしました。それから、社会状況の変化を考えると、岩泉らしさ、新感覚でなくても、ますます交流の場の必要性が緊急の課題と実感しております。それは、ミニ公民館的な人が集い寄り添う場所です。地域コミュニティは、交流、協力、つながりの強化を目指す大切なものです。

ぜひともうれいら商店街の空き店舗や空き家を生かして、台風災害からの郷土再建、これからの希望のまちづくりを担う拠点施設の整備をする考えがないか、町長の見解をお伺いします。

2つ目は、町独自の町の顔が見えるマップ作りについてです。少子高齢化、人口減少、それは日本全国どこも同じ悩みですが、そこを逆手に考えると、一人一人の顔が見える町にもなり得る

と思います。

町では、台風災害後に地域防災計画を見直し、防災マップを作成しました。そこで、さらに住民が参画してつくる、もっと細やかな地域図ができないでしょうか。各戸の家族構成や年齢、そこに至る付近の道路の表示もある絵地図のようなものです。この情報は公開するわけではなく、あくまでも地域力の把握であり、福祉にも役立つことです。町で各自主防災協議会に働きかけ、顔が見え、地域で共有できる住民マップを作成することを提案しますが、町長の所見をお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁をお願いします。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 3番、小松ひとみ議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、うれいら通り商店街への交流拠点施設の整備についてであります。少子高齢化の進展と核家族化、共働き家庭の増加などにより地域の支え合う機能が低下をしている中、人が集い、寄り添うミニ公民館的な交流の場は、地域コミュニティの維持、強化に必要であるとの認識は、議員と共有するものであります。

このため、自治会等により町内各地に整備をされている集会施設には維持管理分の助成を行っているほか、新規に施設整備や改修等につきましてはその基準額の9割を補助するなど、後押しをしてきているところでもございます。

今後におきましては、うれいら通り商店街や関係する自治会、住民の皆様からのご意見をお聞きしながら、交流拠点施設の必要性や整備の意向について、どのような支援ができるか、調査研究をしてまいりたいと、このように考えております。

次に、町独自の顔の見えるマップ作りについてであります。町では平成28年台風第10号豪雨災害を教訓に、新たに河川の洪水浸水地域を表示をした防災マップを昨年2月に策定をしたところであり、各種の災害リスクを周知することによって町民の皆様が迅速な避難行動や安全確保に役立てていただけるよう、全世帯に配布をしております。

また、各地区自主防災協議会では町地域防災計画に付随をする地区防災計画を策定をしておりますが、この計画による取組の一環として、小川地区及び大川地区においてはどこに避難するかなどを表示をした地区独自の防災マップを作成をしており、まさに地域で共有できる地図である

と、このように認識をしております。

議員ご提案のございました家族構成や年齢等を表示をしたマップを行政が作成をし、配布することは、個人情報保護の観点から難しいものと考えておりますが、防災の面からは、地域で活用するマップにつきましては自主防災協議会や自治会等が主体となって作成をしていただくよう、自主防災協議会とも連携を図り、働きかけをしてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長（加藤久民君） 3番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○3番（小松ひとみ君） まず、交流施設のことについてです。岩泉町内各地に多くの集会施設があることに改めて驚き、その維持管理もこうやって行っていることに、とてもよいことだと思いますけれども、この向町の施設が壊された時点で、あそこの向町、中町、下町の人たちはその後次に次のものが用意されるとは思っておりました。その壊した時点での次への計画等がありましたら、それを教えていただきたい。

あと、今の使用状況、利用状況を教えていただきたいですが、どうでしょうか。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 元の中央公民館と申しますか、それが耐震と老朽化の関係で取り壊しをしたということにつきまして、その後にそこに公民館を整備をするという計画自体は、特には存在はしていなかったのかなという認識をしております。

利用状況というのは、町民会館の利用状況ということでしょうか。

○議長（加藤久民君） 3番、どうぞ。

○3番（小松ひとみ君） 取り壊した後のその用地の利用状況です。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 今は更地のような状況になっておりますけれども、必要に応じて地域の皆さんにもご自由に使っていただいたり、町関係のイベント等には駐車場等として使用をされているというふうに認識をしております。

○議長（加藤久民君） 3番、どうぞ。

○3番（小松ひとみ君） やはり町の核としての、地域の核としての役割を最近とても考えておられて、例えば龍泉洞の観光客の商店街への誘客等の計画もありますが、商店街として空き店舗

が増えたり、空き家があったり、力不足は否めないところがありました。あと、福祉の面でもあづまりっことか、人が集うところを民間の家をお借りしてそこで行っているわけですが、あと例えばどの蔵で文化的催物をやったり、あとあつけら館というところでお客を迎えたりということではありますが、やっぱり民間施設はその都度椅子を40個借りに走ったりという、そういう人的労力がとても必要で、本当にとってもその人たちに頼っている状況なので、そこでやっぱりその空き店舗、空き家、私たちは新しいところを、立派なところを造ってほしいというよりは、本当にそういうところを利用して、水回り、台所、トイレ等水回りをきちんと整備していただきたい。そうすると、これから子ども食堂だけではなく大人食堂だったり、皆の集う勉強の場にもなりますし、皆さんを迎え入れる場に使いたいわけですよ。そういうものを個々に、社会福祉協議会があづまりっことして拠点をお借りしていたりという、あと認知症カフェも横屋さんをお借りしてという個々にありますけれども、もう少し使い勝手のよい、いろんなことができる拠点がとても欲しいと思います。

当局がおっしゃる調査研究という、これから本当に近々の課題でこういうところを早く整備しているような催物、いろんなことに使いたいと思うことに、調査研究というのはどのようなことを考えられておるのでしょうか、お聞きします。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 今議員からご指摘を頂きました種々の使用形態等々につきましては、いずれまず第一義的には町民会館のご利用を考えていただく、これは従前からお答えをしてきたとおりでございます。そのほか、この岩泉地区、俗に言う岩泉町内におきましては、例えば惣畑でありますとか、沢廻でありますとかにしか公民館的なものは整備されておらないわけでございます。そのほかの地区の方々には町民会館を使っただくということを基本に、いわゆるコミュニティーの維持機能発展に使っただくということを進めてきているわけでございます。また、議員ご指摘の集まる交流拠点の場所ということにつきましては、現在は空き店舗を活用する場合の補助あるいは、これは空き店舗を活用してそこで操業をしていただくという補助でございますし、あるいは住宅のリフォームに対する補助、この補助、それから公民館の地区集会施設の計画等に関する補助、町で考えられる補助といたしましてはこの3種類ぐらいだなというふうに思っております、議員の今のご指摘の機能を満たすご支援というのは直接のものは今は町に存在はしておらないわけでございますので、それがどのような形でその特定の方々に使っていた

だく施設としてご支援を申し上げられるのかどうなのか、どういう制度設計が必要なのか、その中身を調査研究をするという意味でのご答弁でございます。

○議長（加藤久民君） 3番、どうぞ。

○3番（小松ひとみ君） とても今、先ほど副町長がおっしゃったように、地方創生の向き方が変わってきた、地方の、地域の方々の思いを酌むような国の施策になってきたというのをお聞きしましたが、食というのがやっぱりとても重要だと思ひまして、かつては食品加工の場も乙茂地区、道の駅の近くだったらしいですけれども、そういう場もあったと。食の場所、町民会館の例えば食の施設もやはり老朽化も進み、ちょっと使い方が雑ではないかというのが、例えば女性たちと語る会でそういう意見も出されました。やはりこれからみんなが集う、食を通じての食の重要性というのはとても思ひますので、ぜひとも私たち住民の声をもっと一緒に行政と話し合いながら、新しいそういう手だて、最低限のそこを整備する手だてを一緒に考えていきたいと思ひますので、一緒にこれからこっちを向いて私たちとつながってぜひとも整備していきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

あと、次は顔が見えるマップ作りについてでございます。社会福祉協議会で支え合いマップというのを作っておりました。それは、地域福祉を進めるには、公助、共助、自助ということがありますけれども、顔が見えなければ、その公助の福祉で拾い切れない課題を、個別課題を住民同士の支え合いで対応するためには、やはりそこから取組課題を引き出すということが必要だということで、細かな手作りの地図を書いて、ここに家があってと、ここに福祉の面での手助けが必要だとか、ここは健康的な人が3人家族だとか、それ以上に踏み込んだ年齢まではありませんでしたけれども、この人はここと親戚だとか、その連絡場所とかも書いてあったとても見やすい支え合いマップでした。そういう個々に作っている、例えば地域振興協議会での自主防で作ったマップも見せてもらった地域もありますが、やはり地図の上で、住宅地図までいなくて地形図の上に乘せた地図だったわけです。そうすると、それから踏み込んだここに誰がいてという、各地区でそれは情報を持っていていいと思うのですが、そこで次につながる支援とか課題策というのはとてもそれで見えると思ひましたので、それをぜひ共有してほしいと思ひました。

個人情報とおっしゃいますけれども、やはりそういう公開するものではなくて、町民同士の、私たちがほかの地域に行って地図を見せられたときに地名も読めなかつたりするわけですよ、ふりがなも振らない、その地域の人たちは分かりますけれども、やっぱり助けるための地図で

はなくて、そこの住民の顔が見えるという、その地域力が出ると思うのですが、そういうやっぱりある程度の同じスタンスでというか、個々に任せたそれぞれのマップではなくて、一応基準をつくってここまでのマップというのを各地区それで共有してほしいのですよ。そうでないと何かほかから行ったときにそこが見えてこない。何とか共有できないものでしょうか、ある程度のこととで。

社会福祉協議会のふれあいマップは、支え合いマップは、保健福祉課のほうではどのように見ることがありますでしょうか、どうでしょう。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） ただいまの福祉協議会で作成していますマップでございますけれども、私個人的にはまだはっきりとそれを確認したものはございません。その有効性というものを確認した上で、町のほうとしては活用するかどうかは確認したいと思いますが、まずは町のほうの取組としまして福祉のほうでは障害者を中心とした避難者の支援の名簿、この作成に取り組んでいるところでございます。いかんせん、その名簿作成につきましてはやはり本人からの同意、あとは支援者の同意等、その一個人に対するとてつもない労力を要するものでございまして、昨年10月の時点では約130名に対して約40名しか作成できていないのが実態でございます。これにつきましては、引き続き当課のほうでも委託事業等出しまして作成に努力していくところでございます。

現在の社協の支え合いマップ、これらも確認しながら、今後どのように支援をしていけばいいのか、模索しながらいきたいと思っているところでございます。

○議長（加藤久民君） 3番、どうぞ。

○3番（小松ひとみ君） とてもすばらしい踏み込んだマップなので、ぜひとも目にしてほしいと思いますし、その情報がある程度の、上だけでもいいですので、共有して生かしてほしいと思います。それは障害者というだけではなくて、やっぱり独り暮らしが増えている中で、この人がちょっと不調になったときに、では誰に連絡したらいいかというのも、もう少し顔が見えるマップとして作っていただきたいと思います。これからどんどん共有して、そういういい面は共有していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

その商店街での交流拠点施設ということと顔が見えるマップづくりについて、これからどんどんと住民と話し合いながらぜひとも実現するように努力しますので、どうぞよろしく願いいた

します。

これで終わります。

○議長（加藤久民君） これで3番、小松ひとみ君の質問を終わります。

次に、6番、林崎竟次郎君。はい、どうぞ。

〔6番 林崎竟次郎君登壇〕

○6番（林崎竟次郎君） 6番、林崎竟次郎でございます。令和2年第1回町議会定例会に当たり、町民の切実な声、その要求実現のために一般質問を行います。どうかよろしくお願いします。

当町の大災害をこの直近10年間で見ると、平成23年3月、東日本大震災、平成25年7月、国境・見内川集中豪雨災害、平成28年8月、台風10号豪雨災害、令和元年10月、台風19号豪雨災害と、4つも発生しています。世界に目を向けますと、オーストラリアの山林火災など数え切れません。そして、2月には南極で初の20度超えが報じられるなど、もはや温室効果ガス排出による気候変動と言わざるを得ないと考えます。

さて、未来づくりプランでも述べられていますが、当町は起伏に富んだ山々が連なり、豊かな緑を蓄えた山林、そして太平洋に接しています。龍泉洞をはじめ鍾乳洞群、国立公園の小本茂師海岸、県立自然公園の早坂高原、北上高地に広がる櫃取湿原など、優れた自然が数多くあります。これらの多彩で美しい自然は、町民全ての貴重な財産であり、誇りでもあります。

地球温暖化に起因する気候変動は、本町にとっても極めて深刻な脅威であると考えます。雄大な自然の恵みを受けてきた当町だからこそ、町民とともに気候変動に対して何らかのアクションを起こさなければならないと考えます。

今全国の自治体では、気候非常事態宣言をすることが出始めています。今こそ当町でも岩泉町気候非常事態宣言をすべきと考えますが、町長の所見を伺います。

次に、被災者支援の在り方や考え方について伺います。頻発する自然災害の中で、町の被災者支援に対する一定の考え方が形成されてきていると思います。それは過去に、災害の内容や規模にかかわらず被害を受けた町民は皆同じ被災者、東日本大震災と同等の考え方を持って対応していきたい、被災者生活再建支援法の適用の有無にかかわらず、自然災害で一定の規模以上の被害を受けた被災者への住宅再建の支援をしていきたいという答弁があったからです。つまり被災者の命と暮らしを守ることが、町の最大の使命だということです。

町長の施政方針では、国民健康保険の一部負担金と介護保険利用料の減免について、東日本大

震災及び台風10号豪雨災害は延長することとし、台風19号は台風10号と同様の軽減として12月まで延長すると述べました。評価するものです。

中居町政に替わり2年、被災者支援の在り方や考え方に変わりがないのか、町長の所見を伺います。

次に、ふれあいらんど岩泉の再整備について伺います。2月13日、町議会全員協議会でふれあいらんど岩泉の再整備について説明がありました。それによると、平成31年1月24日の説明と大きく異なる事項がありました。それは、陸上競技用トラックがなくなっていることでした。

陸上競技用トラックは、台風10号豪雨災害以前まで、学校の陸上記録会やその練習、福祉スポーツ大会や岩泉地区の町民運動会などなどに使用されてきました。また、健康づくりに取り組む高齢者や歩き・走りのファン層も利用していました。これらの関係者は、ふれあいらんど岩泉のトラックが復旧するものと心待ちにしています。

また、説明資料によると、設計業務を除いて概算工事費が約7億9,000万円となっています。以前の基本計画より概算工事費が2億6,000万円減ったとはいえ、大変大きな金額です。再整備してから後戻りはできないと考えます。ここは一旦立ち止まり、数年かかるかもしれません、予算を含め議論、検討を尽くしてから前に進むべきと考えますが、町長の所見を伺います。

次に、高齢者への補聴器購入補助についてです。未来づくりプランによると、当町の高齢化率が2020年に44.1%となっています。これまでふるさと岩泉町の中で生き抜いてきた高齢者の皆さんに敬意を込めて感謝申し上げます。

さて、高齢化に伴い、耳が聞こえにくくなって仕事や社会生活に困る高齢者の難聴者が増えています。加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因になります。

しかし、補聴器は平均価格15万円と高額で、健康保険の適用がないため全額個人負担となり、高く買えないとの声も上がっています。高齢者の補聴器購入に補助を行うことで、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができると考えます。認知症の予防、ひいては健康寿命を延ばし、医療費の抑制にもつながるのではないのでしょうか。高齢者の補聴器購入に対して補助をすべきと考えますが、町長の所見を伺います。

次に、高校卒業までの医療費助成について伺います。施政方針では、子育て支援については8月から医療費の現物給付を中学生まで拡大、子育て支援センターや放課後児童クラブの運営を支

援、準要保護の認定範囲と援助対象項目の拡充、岩泉高校への支援の継続や4月からの学校給食の配食、さらにこども園の副食費の無償化をするための検討を進めると、前向きの姿勢でした。評価するものです。

しかし、以前にも一般質問をしておりますが、高校卒業、18歳までの医療費助成がなされておられません。今、県内33市町村のうち22市町村が助成しています。当町でも高校卒業、18歳までの医療費助成の検討の速度を上げるべきと考えますが、町長の所見を伺います。

次に、特定健診受診料等の無料化について伺います。総務常任委員会では1月30日、岩手町に健診事業、学童保育についての視察研修に行ってきました。

その中で、生涯現役の町づくりを目指して～健診推進体制「岩手町方式」の確立へ～と題して学びました。その中で強い印象に残ったのが、平成30年度の特定健診受診率が60%という高さです。長い取組の中で行政・保健推進員・町民等の意識が変わり、健康づくりが地域づくりへと発展していったのです。それを支えたのが健診料金自己負担の無料化だと思いました。

岩手町の令和元年度の各種健診委託料などは約7,000万円とのことでした。この健診無料化がどのようにして始まったのかと質問したところ、町長の決断ですという回答でした。人口1万3,000人の岩手町が健診受診率60%で、各種健診委託料等が約7,000万円、当町に当てはめると4,000万円強になると思います。健診受診率を上げることで健康に対する町民の意識を高め、医療費の抑制につなげるため、町長の決断で特定健診や各種がん検診等の受診料自己負担の無料化について検討を始めようではありませんか。町長の所見を伺います。

最後に、国民健康保険税についてです。令和元年度の国保税は高いという悲鳴の声が多く上がりました。国保税の問題は、高過ぎるということです。協会健保保険料の約2倍です。全国知事会、市長会、町村長会の提言方針でも、国保税を協会健保の保険料並みにと求めています。

さらに、宮古に学び、子供への均等割の減免を検討すべきです。そして、国保税の引上げを抑えるため、一般会計からの法定外繰入れを継続すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

以上です。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。

[町長 中居健一君登壇]

○町長（中居健一君） 6番、林崎寛次郎議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、気候非常事態宣言についてであります。地球温暖化に起因する気候変動は、議

員ご指摘のとおり、世界的に深刻な問題であると、このように認識をしております。

気候非常事態宣言は、2016年にオーストラリアで初めて宣言をされ、その後アメリカ、カナダ、そしてイギリスなどのヨーロッパ各国で行われ、国内では15の自治体で、そして県内でも1自治体が宣言をしているものと、このように承知をしております。

ご提案のありました気候非常事態宣言につきましては、岩手県、県内市町村、特に近隣市町村とも連携を図りながら、協調し宣言することが有効かと存じますので、その機運の醸成のために今後調査研究をしてみたいと存じます。

次に、被災者支援の在り方や考え方についてでございますが、町民の皆様の生命・財産・暮らしを守ることは町といたしましても重要な使命であると認識をしております。頻発する自然災害の中で被災をされた皆様の暮らしや住まいの早期再建のため、住宅の再建支援や国民健康保険の窓口負担の減免等を講じ被災された皆様に寄り添った支援に努めてきたところでございます。

今後とも被災をされた皆様に対しましては寄り添った支援を行っていく考えに変わりはありませんので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

次に、ふれあいランド岩泉の再整備についてであります。議員ご案内のとおり、小本川河川改修工事に伴う河川の拡幅などで施設用地が狭まったことから、被災前の姿に戻すことは困難な状況になってございます。この現実を踏まえ、さきの町議会全員協議会におきまして再整備の一つの方向性をお示しをし、この中で町が重要課題として位置づける子育て支援、交流人口の拡大、健康増進の観点から、子供の遊び場とランニングコースの整備及び交流拠点としての機能を有するものとしてご説明をし、議員各位からも様々なご意見を頂戴をしたところでございます。

今後におきましては、限られた財源の中で町民の皆様にとって有益となる、かつ次世代の負担にも配慮をした施設としての再整備が実現できるよう、議会の皆様とも十分に議論を尽くしながら方向性をまとめてまいりたいと、このように考えております。

次に、高齢者の補聴器購入補助についてでございますが、補聴器は眼鏡や車椅子を含む補装具の一つとして位置づけられており、身体障害者手帳所持者や軽度、中等度の難聴児を対象として補聴器の給付や助成を行っております。

議員ご案内の補聴器の購入支援につきましては、来年度において第8期高齢者福祉計画、介護保険事業計画に向けたニーズ調査などを予定をしておりますので、その中で高齢者の皆様の実態や必要なサービス等を把握をし、サービス等の見直しと併せて補聴器の補助も検討をしてみたい

たいと、このように考えております。

次に、高校卒業までの医療費の助成についてであります。子育て世帯は医療費の負担のみならずさまざまな費用負担が生じている現状は承知をしているところでございます。町といたしましても、これまで医療費助成の現物給付化の拡大をはじめ、こども園、小学校、岩泉高校への支援、さらには岩泉高校から大学への進学支援など、あらゆる角度から子育て施策を実施をしております。

高校卒業までの医療費の助成拡大につきましても、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、特定健診受診料の無料化についてであります。健診受診率を上げ、病気の早期発見、早期治療により病気の重度化を防ぐ観点から、大変重要なことと認識をしておりますので、今後他市町村の動向や費用対効果等を総合的に調査研究をした上で判断をしてみたいと、このように考えております。

最後に、国民健康保険税についてであります。1人当たりの医療費の増加、財政調整基金の枯渇等によりやむなく税率改正を行いました。急激な負担増とならないよう一般会計から財源補填を行い、予算を編成をしている状況もでございますので、引き続き丁寧な説明に努めてまいりたいと、このように思います。

子育て世帯における国保税均等割の減免につきましては、子育て支援の重要な視点の一つであると認識をしており、全国町村会等におきましても全国一律の制度として実施するよう国に働きかけている状況でもございます。

いずれにいたしましても、子育て世帯に広く行き渡る支援の展開が子育て国保世帯の負担軽減にもつながるものと考えているところでございますので、子育て支援の観点から総合的に検討をしてみたいと存じます。

また、一般会計からの法定外繰入れにつきましては国からの要請としては市町村国保保険者に対して法定外繰入れの削減が求められておりますことから、まずその点についてもご理解を賜りたいと存じますが、一方で国保保険者として必要に応じて適時適切に判断もしてみたいと、このようにも考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で答弁を終わります。

○議長（加藤久民君） 6番、再質問はございませんか。6番、どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） 環境省によりますと、気候変動の進行は健康問題ではウイルス等感染症にかかりやすくなるとの懸念も出ております。相次ぐ自然災害の大型化と考え併せると、気候変動の抑制は人類の未来にとって死活問題と考えますが、改めて認識を伺います。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） ただいまの地球温暖化につきましては、私も大変危惧するところであると認識しております。

さきの定例会におきましても、ごみの減量化からそのような対応がこの温暖化を防いでいくというふうなところも捉えているところでございます。

いずれにいたしましても、気候非常事態宣言というのはやはり広域で行う、県で行う、そういった取組が必要と考えておりますので、今後の地球温暖化に対する対策といたしましては、住民自らがそれに気を配りながら一番身近なところでそれらの対策行動を起こすことが一番大切なというふうに考えているところでございます。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） 答弁にもありましたが、世界的に今非常事態宣言をする自治体が増えていきます。世界で見ますと、1月26日現在で1,328を超えました。

私が調べていく中で特に感じたのは、長野県の白馬村の高校生がスウェーデンのグレタさんに呼応するかのように署名を集めての村に対しての要望でした。長野県ですが、白馬村12月定例会の村長冒頭挨拶に、その中で気候非常事態宣言の署名となりました。この報道が長野県の県内世論を高め、長野県としての気候非常事態宣言になりました。

今県議会が開かれていますが、その中で非常事態宣言を岩手県でもということで請願がありまして、各会派から紹介議員になり、県議会に請願が出されています。これらを考えると岩泉町でもゆっくりもしていただけないと思います。今議会にでも非常事態宣言が上げられるようにと私は考えますが、所見を伺います。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 早急に非常事態宣言をというふうなところを議員のほうからご提案されましたところでありまして、長野県の動き、そして今県内における動き、今のところ陸前高田市のみというふうにごちらでは捉えておりますけれども、そういった中で岩手県の動きというふうな全体の動きが出てくるようであれば、それに呼応する形で取り組んでまいらな

ればならないのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） その点についてはよろしくをお願いします。

次に、ふれあいらんどの問題についてですが、陸上競技用トラックについて伺います。私は、陸上競技用トラックは是が非でも造るべきだと考えます。そして、どのようにして造るのかというのですが、台風10号豪雨災害からの復旧・復興でご活躍されております地元の大手建設業者の皆さんのご理解を頂き、またボランティアの工夫やクラウドファンディングを活用して陸上競技用トラックを造る。その際には協力者の皆さんと建設実行委員会のようなものをつくって、そして完成の暁には年1回の陸上記録会を協力者、関係者で実行委員会をつくり感謝をする。こういうふうにして進めれば実現できると考えますが、いかがでしょうか、お願いします。

○議長（加藤久民君） それでは、馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、まずふれあいらんどのご質問頂きましてありがとうございます。この間、先日の全員協議会におきまして、町としての一つの方向性についてはお示しをさせていただきました。それに至るまでの経緯については今日はちょっと省略をさせていただきますけれども、いずれふれあいらんどの中、特に陸上トラックに関わる皆さんの思いというのが非常に重くて大きいものだというのは認識をしているところでございます。

答弁の中にもありましたけれども、財源であったり、あとは次世代の負担にも配慮したということはもちろんでございますが、もう一つ大きな部分としては限られた用地の中というふうなこともございますので、この件につきましては急いで結論を出すべきものではないと、施政方針の中でもうたっておりましたけれども、町議会とも協議をしながら決めていきたいというふうな大前提、大方針がありますので、これに従いまして議員各位のご意見等も頂戴しながらじっくりと方向性を出していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 私が提案した、陸上競技トラックの問題ですが、もしクラウドファンディングを活用しての陸上競技場ができるようになれば、交流人口も拡大できるし、そして何よりも協力者が一緒になって実行委員会をつくって毎年1回大会をやっていくと、そういうふうなものを考えると、交流人口の拡大という点ではすごく素晴らしいものと自分勝手に考えているのですが、この点についてはどのように考えるのでしょうか。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、まずご提案頂きましたクラウドファンディング等その斬新な考えについてはちょっと私どもでは思い浮かばない、非常に素晴らしいアイデアであるというふうに思っております。ただし、町の事業でそういったものを使用したことがあるか、ちょっと確認、検証させていただきませうけれども、いずれ可能性の一つとしてはそういったものもあるのかなというふうに認識をしております。

あとは、陸上トラックが持つ効果といたしましては、先ほどの健康増進もそうですし、児童生徒の競技力向上もそうですけれども、その交流人口になる拡大の材料というのが陸上トラックだけにあるのではなくて、そのほかにも交流人口を拡大させるためのいいツールといいますか、ものがあるかと思っております。

あとは先ほども申し上げましたけれども、その限られた財源、限られた場所の中で何ができるかというのをまず検討をして、議会の皆様と同じ方向を向いて、あとはそれに向けて町のまちづくり計画で掲げるそれぞれの目的がございますので、それらを達成できるように議会と一緒にこの事業に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） 私は、答弁の中で検討するということがすごく好きです。やっぱり検討するところから前に進んでいくわけなので、これは本気になって検討してまいりましょう。

次に、高齢者の補聴器の問題ですが、答弁の中で第8期高齢者福祉計画に向けたニーズ調査というふうに書いてあります。その中での高齢者の実態などを調べていくわけですが、このところも検討してまいりたいと言っていますので、しっかりやっていきましょう。この点についてはどういうふうに考えますか。

○議長（加藤久民君） 三上町民課長、どうぞ。

○町民課長（三上久人君） ニーズ調査等実行いたしまして、あとそれに併せて現在の一般財源を使用している高齢者の支援、サービス等の中で見直しながら補聴器も含めて検討してまいり考えてございます。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） 答弁があったのですが、高齢者の耳が聞こえないということについての切実さというか、そのところを本当に知っているのか、分かっているのかなというような感じ

もするのですが、難聴は40代から始まると言われています。そこのこう……分かりますか、耳が聞こえないという、そこのつらさ。40代は過ぎているようなので、40代から始まると申しますが、自分とか、自分の周りを見て改めて所見というか、感じているものを伺います。お願いします。

○議長（加藤久民君） 三上町民課長、どうぞ。

○町民課長（三上久人君） 個人名では出せないのですけども、この役場の課長の中にも難聴の方もいらっしゃいますし、あと私の親族の関係にも70、80近い方で補聴器を買ってつけている方もございますので、その辺の現状は認識していると思っております。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） ありがとうございます。

そこで問題なのは、質問でも言いましたが、平均して15万円という、これやっぱり何ともならないということで、そういう点含めて検討をしっかりと進めていってほしいと思います。

次に、高校卒業までの医療費の問題ですが、福島県の大玉村というところなのですが、1975年から現在まで一貫して人口が増えているのです。東日本大震災と福島原発のときに2年間下降線、減ったのですが、1975年から見るとずっと一貫して増えています。ここの村では高校の医療費無料化がなされています。そのほかにも子育て支援がやられているのですが、村なのにそういうふうに一貫して増えているというのを考えると、やっぱり子育て支援というのもすごく大事ななど考えます。

答弁でも繰り返し言っているのですが、高校になると医療費は、無料化をしている自治体の関係者から聞きますと、お金はそんなにかからないと言うのですよ。丈夫になっているからと言うのです。だから、その点を考えれば無料化の検討のスピードを最速ギアに変えて、一日も早く示してほしいのですが、その点についてはどうでしょうか、お願いします。

○議長（加藤久民君） 三上町民課長、どうぞ。

○町民課長（三上久人君） 町の医療費助成につきましては、高校拡大も一つの選択肢でございますが、そのほかにも現在の医療費助成の制度にも様々な検討をする事項があると思っております。その医療費助成が現在の町の子育て支援につながって定住化にもつながるようなものになるように、総合的な視点を持って検討していかなければならないと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 次に、国保税の問題です。質問でも述べましたが、令和元年の国保税の納付書をもってから、わあ、高いなとびっくりというか、悲鳴というか、そういうふうな声がすごく聞こえてきました。そういうふうな声は担当課のほうには聞こえてこなかったのですか。お願いします。

○議長（加藤久民君） それでは、中川税務出納課長、どうぞ。

○会計管理者兼税務出納課長（中川英之君） お答えします。

昨年6月に国民健康保険税の納付書が発布になりましたが、その後数件の電話での問合せと来庁されてのご相談というのがございましたけれども、金額というところではなく制度の内容、それから算出方法等のご相談ということで、その後納税に対してのご相談というのもございました。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 国保税の問題で一番大きなのは、協会健保の保険料の約2倍ということなのです。この点を考えると、これは国が責任を持ってやっていかなければならないのですが、そうなっていない中でもやっぱり町村長会が提言しているように、やっぱり担当課としても国に対して積極的に発言というか、しゃべっていかなければならないと思うのですが、そういうふうなことはやっているのですかね。やっているのですよね。お願いします。

○議長（加藤久民君） 三上町民課長、どうぞ。

○町民課長（三上久人君） 国としても医療制度改革の中で市町村の公費の追加増という制度というか、こういう、来年度予算に対しても大幅な国の予算も上げている状況もございますし、あと市長会、あと全国知事会、あと全国町村会を通じてそういう制度の拡充を求めている状況でございます。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 次に、国保財政の法定外繰入れの問題ですが、やっぱりこれは国のほうでは一応法定外繰入れをするなどというし、でも実際に町民の現実を見ると、現場を見ると、町民にばかり全てを押しかぶせるわけにもいかないと、そういうことでやっぱり的確に判断すべきと思うのですが、そのときには国の立場に立つのか、それとも町民の立場に立つのかということがすごく大きくなると思うのです。私は町民に立つべきと思うのですが、担当者としてはどういうふうに考えますか。

○議長（加藤久民君） 三上町民課長、どうぞ。

○町民課長（三上久人君） 国の方向性としては、まず県統一で、保険料水準の統一化を目指しておりまして、県内市町村全体でそういう方針を取って統一化に向けて進んでいるところでございます。

ただ、そういった時点で保険料が急激に上がるとかそういう場合は法定外繰入れもお願いする場面も出てくるのかなということは町民課としては思っております。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） ありがとうございます。以上です。

○議長（加藤久民君） これで6番、林崎竟次郎君の質問を終わります。

それでは次に、13番、野館泰喜君。はい、どうぞ。

[13番 野館泰喜君登壇]

○13番（野館泰喜君） 13番、野館泰喜でございます。町長の施政方針演述に関連して一般質問を行います。

令和という新しい時代を迎え、国においては東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた機運の高まりが沸騰する中で、新型コロナウイルスという新たな脅威が懸念されている真ただ中であります。

本町においては、平成28年第10号豪雨災害から3年半が経過し、その復旧も佳境を迎えております。まず、生活の基盤である住まいについては災害公営住宅並びに被災者用移転地の整備も完了し、順調な推移を示しております。公共土木施設については66契約中61契約が本年度内完成ということで、これもまた順調な推移と判断していいのではないのでしょうか。中居町政のこれらの取組に対しまして、特に被災者に寄り添った対応に傾注した基本的姿勢に、衷心より敬意と感謝を申し上げます。

時代の変遷とともに、その価値観もまた変遷の歴史をたどってまいりました。昭和期の右肩上がり経済から平成に入って右肩下がり社会構造に大きな転換がなされ、構造的少子高齢化は揺るぎのない人口減少社会を確固たるものにしております。その社会構造に対しまして持続あるまちづくりのために町長は、基本姿勢として行政の推進力をこれまで以上に高めていく必要があると言われました。全くそのとおりであります。ここに本町の将来がかかっていると言っても過言ではありません。職員の政策形成能力を高め、改善・改革の意識を強く持つことが重要であり、その環境づくりに努めていくとしておりますが、できるだけ町民に見える形でその具体策をお示

してください。職員個々の職員力を高めるためのより具体的な道筋をお示してください。

時代の変遷とともにストレスファクターも多様化し、身体的には楽になっているように思いますが、メンタル的な重圧は増えています。そんな社会状況の中で、個々のモチベーションを維持し向上させるための手法は、決して簡単ではありません。専門的な指導も取り入れながら、確固たるマニフェストを備え、第三者的に理解可能なロジックを備えなければなりません。どこまでの決意で遂行するのか、町長の真意を伺います。

新しい総合計画、岩泉町未来づくりプランでは、人口減少対策がメインテーマになっております。自然減、社会減に対応した施策がちりばめられておりますが、自然減の根幹である出生率の向上に関する施策が弱いと感じております。出生率2.08を下回れば人口は減少すると言われておりますが、その出生率を高めるために不断の努力を傾注するべきではないでしょうか。第3子以降は大学卒業までの医療費、学費等の助成を打ち出し、社会減対策としてそれらの助成にふるさと回帰をひもづけするなど、施策は有効だと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、結婚対策についてはこれまでの施策の延長でしかありません。これではさしたる希望を見出すことはできないのではないのでしょうか。近代国家たるゆえんである社会保障制度の拡充と雇用機会均等法などの差別回避策の充実が、一方で生涯独身を標榜する方を増やし、身近に頼る人をつくらなくても国とか地域社会がそこに取って代わる社会構造が確立しています。そのこと自体もちろんすばらしいことではありますが、同時にやるべきであった家庭の持つ意義とか人生における家族の有用性の啓蒙がおろそかにされてきたのではないのでしょうか。いま一度原点に立ち返って、本町における家族の在り方とか、子供の存在が社会に与える好影響をもっともっとズームアップした施策が必要であります。

本町議会では、数年前から議会だよりの表紙に7人以上の大家族を掲載しています。既に18回を数えます。これに写真だけではなく、何らかの報奨制度を張りつけることはできないものではないでしょうか。大家族を維持していること自体、町政運営にどれほどのプラスをもたらしているかを考えれば、あつてしかるべき制度ではないのでしょうか。

結婚については、これまでにないマッチングシステムを考えていかなければなりません。夏季・冬季合宿とか、合同ボランティア活動とか、合同の作業といった生活を伴ったマッチングシステムのほうが、着飾って一時的な飲食をともにするよりも、より人間性を見つめる機会の提供になることは間違いありません。前例がないからの言葉で片づけることなく、ぜひチャレンジして

いただきたいものだと思います。この結婚と出産に係る自然減少対策は、切れ目なく継続しなければ減少率の低減を果たすことはできません。

そして、社会減対策としてI・J・Uターンの掘り起こしに全力を傾注する必要があります。その中で特にふるさと回帰のUターン希望者の調査を実施してはいかがでしょうか。まず40歳から65歳に絞ってデータベースを構築し、定期的に本町の情報を送付することは可能だと思います。そこに就職情報に始まって空き家情報、遊休農地情報、地域おこし協力隊情報とかを掲載すれば、一、二%の成果は得られるのではないのでしょうか。

ちなみに、本年3月に閉校する小川小学校では、閉校事業の協賛金集めにおきまして、地域内協賛金より32%も多く地域外卒業生が協力してくれています。首都圏の脅威が増している昨今の状況と考え併せますと、需要は存在するものと考えられます。

人口減少に対しては、自然減、社会減を合わせて常に何がしかの手だてを継続することが肝要であります。それが唯一減少カーブを緩める手法だと信じております。まさに職員力を駆使して持続あるまちづくりの要である人口減少対策に真正面から取り組んでいただきたいと願うものであります。町長のご見解を求めます。

なりわいの花づくりでは、第1次産業の振興をうたっております。特に農林水産業においては多岐にわたって6本の新規事業を計画し、その積極的な取組は評価に値するものだと思います。

しかしながら、広く、浅くという感は否めないというのが実感であります。利用件数の確保まで想定した計画になっているのでしょうか。10%のかさ上げで100%、つまり2倍の効果をもたらすということはよくあることであります。細かい点につきましては、予算審査特別委員会で伺いますが、総じて財政の圧縮、圧力に屈した印象を禁じることができません。

農業の振興策については、今後増えるであろう遊休地対策を避けて通るわけにはいきません。しかし、相変わらず農地中間管理事業を積極的に活用するとしております。既に国のこの事業では本町のような狭小地の点在する地形には不向きだという結論が出ております。この地に即した岩泉型の農地管理システムを導入しなければならない時期に来ています。全町の遊休農地リストを作成し、固定資産税レベルの賃貸料で利用者募集するなど、先頃の意向調査の結果を踏まえて抜本的対策に着手すべきと思いますが、いかがでしょうか。そして、現在の農家戸数の減少に歯止めをかける施策の展開も待ったなしの状況にあります。減少要因を分析し、働き方改革も含め、思い切った施策の展開が必要であります。

その観点から、畜産酪農ヘルパーの拡充は喫緊の課題であります。利用者組合の動向を見ながらという他力本願の姿勢では、流れを変えることはできません。当事者同士の話し合いの中でこれまで運営してきたヘルパー利用者組合であります。その中で残念ながら戸数減少の流れとなったものであります。これを一転させるためには外部の力が必要であります。しかも強い力です。歴史を振り返っても、前例を踏襲した役所感覚から劇的な変換を遂げた事象の裏側には、常にキーパーソンが存在しました。本町の畜産酪農を守り育てるという強い意識を持って引っ張っていく気概が必要であります。隣の葛巻町の酪農振興は、まさにこの引っ張っていくという継続した気概がもたらしたものだと思っています。町長の所見を伺います。

次に、畜産クラスター事業に関連し、新規事業で10%の単費かさ上げを計画しています。このことも評価に値すると認識しております。ただし、この事業は当初から生産者を規模の大小で差別する側面を持っています。中小を含めて全ての農家に機会の均等を付与するべきではないでしょうか。少なくとも本町においては規模拡大を目指している農家には均等にその機会を与えるべきと思いますが、いかがでしょうか。国の制度は資格要件とか、規模要件とかに縛られる場合が多々ありますが、人口減少社会を迎えた今、その施策の転換が求められています。四隅を照らす政策が求められているのです。中居町長の就任以来の基本的姿勢は、町民に寄り添ってであります。その姿勢こそが価値観の多様化した今の時代に即した考え方ではないでしょうか。胸を張って邁進していただきたいと切に願うものであります。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 13番、野館泰喜議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、職員力についてであります。議員ご案内のとおり、職員の能力の向上はまちづくりの重要な要素の一つであると認識をしております。改善・改革の意識は機会あるごとに職員に意識させ、新たな視点を持ち職務に取り組むよう指導をしているところであります。常に高い感性を持ちながら、町の課題解決に向け積極果敢に取り組む職員を育成することが、ひいてはよりよい町民の皆様のサービスの提供に直結するものと確信をしております。

このような中から、本年改定をいたしました岩泉町職員人材育成基本方針に沿って職員力を高めていく考えでありまして、全国規模の研修、OJT研修など適時適切な研修を実施をし、職員

個々に定期的に受講させるよう取り組んでまいりたいと、このように考えております。

また、人材資源の有効活用の観点からワーク・ライフ・バランスにも配慮をした良好な職場的の形成に努めるとともに、職員の心身の健康管理に留意をし、良好なコミュニケーションづくりやメンタルヘルスなどの推進にも力を入れて取り組んでまいります。

次に、人口減少対策に係る大家族奨励制度についてであります。現在本町では出産祝い金として第1子5万円、第2子7万円、第3子以降10万円の祝い金を贈っているところであり、またこども園におきましては保育料、副食費について第3子以降は免除を行っているなど、子育て支援の観点から大家族の方々に対しまして一定の支援となるものと考えております。

全国の自治体の中には住宅取得、リフォーム、引っ越しなどへの助成などが行われている事例もございますことから、議員ご提言の大家族報奨制度につきましては今後調査研究する必要があるものと存じておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

次に、結婚対策についてであります。町ではこれまで議員のご提言と類似した事業にも取り組んだことがありましたが、残念ながら特筆すべき成果を上げるまでには至りませんでした。このような反省を踏まえ、本年度からは結婚活動にノウハウと実績を有する民間事業者に業務を委託し、新たな知見を得るよう事業を実施しているところであります。

議員からご提案を頂きましたマッチングシステムを用いた取組につきましては、町民の皆様の幸福につながるさらなる可能性を秘めているものと考えておりますので、多様化する結婚活動サービスの動向などを見極めつつ、前例にこだわらない柔軟な発想の下で一組でも多いご成婚に結びつくよう、関係者一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

次に、UIターンの掘り起こしについてであります。移住を希望する方は主にインターネットを通じ情報収集していることから、岩泉町の専用サイトの開設やフェイスブックなどのSNSの活用、またUIターンに係るインターネットサイト運営事業者による募集などを行ってきたところであります。このうち本町からの情報提供を希望する方に対しましては、町及び移住コーディネーターが空き家などの現地情報を直接提供をしながら詳細を説明するなど、機会を捉えて対応しているところでもあります。

これにより現に来町する方も増えておりますことから、今後におきましても持続あるまちづくりの要となる人口減少対策に真正面から取り組んでまいりたいと存じます。

次に、農業の振興策についてであります。初めに、農地に関するご質問につきましては、遊休

農地が増加していくことは否めない状況にありますことから、5年から10年後の農地の状況を地域の方々と話し合うことが重要と思っております。

ご質問のありました農地の遊休地リストを作成をし、利用者を募集をして貸し出す抜本的な対策につきましては、国におきましても議員ご指摘の問題認識を持っており、農地貸借の円滑化のため全国農地ナビによる農地検索システムを構築をし、取り組んでおります。

町といたしましても、個人情報取り扱いなど全国的な課題を検討をしながら、国と連動をして取り組んでまいります。

次に、酪農ヘルパーの拡充を例にご提言のありました畜産酪農の振興についてであります。これまでの農家数の減少は様々な要因により生じてきたものであり、町も農家の経営存続に向けた支援対策を講じてきたところでありますが、今後は議員ご指摘のとおり、将来の発展に必要なすべきことはさらに強い気概を持ってやらなければならないと認識をしております。

酪農ヘルパーにつきましても、方法論の選択肢を広げて検討をしてまいります。

次に、畜産クラスター事業についてであります。本事業は生産量を5または10%増加、あるいは生産コストを同率で減少させることを要件に、町の平均飼養規模への生産拡大を目指す農業者については申込みが可能になっているものであります。

本町のように比較的小規模経営が多い地域にとって本事業は推奨していかなければならない事業と捉えておりますので、事業の周知をはじめ個々の経営状況に即し相談を重ねながら対応をしてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長（加藤久民君） 13番、再質問ありませんか。はい、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 12時になりましたが、2点ほど再質問をさせていただきます。

まず、大家族奨励制度の中で5万円、10万円という出産祝い金、これはいつできたのかをお示しくください。

いつできたかが問題ではなくて、時代がここまで動いている中で、これが増額すべきだと思います。明確に、そして第1子10万円、第2子15万円、第3子20万円、第4子30万円、こういう町民に分かりやすい形で広報していくべきだと思います。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） ただいまの出産祝い金の増額というふうな点につきましては、過

去からの議会でもあった経緯がございました。もっと大きな金額だったと私のほうは記憶しているところがございます。ただいまの金額、増額をしていくというふうなことにつきましてでありますけれども、これにつきましてはまた財源の確保等もでございます。今現在子育て支援としては保健福祉課のほうでは第3子以降の保育料、副食費の免除等を行っておりますけれども、この祝い金、確かに歴史は長いものがあると思います。第3子保育料は平成7年からですが、申し訳ありません、こちらのほうはちょっといつからというふうなことは記憶しておりません。今後この第3子以降といいますか、第1子からの金額の増額、これにつきましては関係課等とも協議しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） ありがとうございます。全体として非常に満足な答弁を頂きました。実は再質問も10項目ぐらい用意していたのですが、委員会のほうに移したいと思います。

それで、1点だけ最後に、私質問の中で農業振興にかかってやっぱり歴史的に見ればキーパーソンがいたのだという話をしました。そして、私の思いの中で、このキーパーソンはまさに農林水産課長そのものであります。したがって、そのキーパーソンたる佐々木課長に思いの丈をご答弁いただきまして、私の再質問を終わりたいと思います。

○議長（加藤久民君） それでは、佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 町長のほうの答弁のほうにもありますとおり、強い気概を持ってやらなければならないという気持ちは私も同じでございます。全く予想もしない再質問でございましたので、何も準備してはございませんでしたけれども、畜産、酪農の振興につきましては長い歴史もございますし、議員ご指摘のとおり引っ張っていく人材が必要だろうというふうにも感じております。

しかしながら、町がつくった計画をそのとおり実施するというわけにはいかないだろうと、この先そうだろうというふうに考えてございます。力強いリーダーシップを発揮しながら、農家さんの目指すべき方向を、同一歩調を取りながら進めていきたいなと思っています。選択、集中ということで、これまでと違った事業展開が必要になろうかなと思います。しっかりとした施策を立案できるように、今後とも頑張っていきたいなと思ってございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（加藤久民君） 13番に申し上げます。休憩は午後1時半までありますので、もしなんであ

れば山崎副町長に対する質問はございませんか。13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 職員のモチベーションを維持し上げていく場合に、適材適所という言葉があります。この適材適所という言葉が実は非常に重要だと思います。そして、今まさにその時期であります、異動に際しまして本人の希望というのはどの程度かなえられているものでしょうか、山崎副町長。

○議長（加藤久民君） 山崎副町長、答弁願います。

○副町長（山崎重信君） 異動に関してどこまで希望がかなえられているかというふうなご質問でございますけれども、職員の異動希望については自己申告書という形で個々の職員から提出を頂いております、その中で異動を希望するか、そのままの所属にいたいのか、希望する場合にはどの所属に行きたいのかということを書いていただいております。

異動に関してはできるだけ職員の希望に添ってできるようにというところは十分に配慮しておりますけれども、その時々、異動の兼ね合いによってはそのとおりにならない場合もあるというのが現実でございます。

どの程度、実際にその異動希望とかなえた職員の人数というので出しているわけではございません、今手元にはございませんけれども、職員のモチベーションにもつながるものだという認識の下で、できるだけ希望に添うような形では検討して決定しているというところでございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） あと1つ、2つ。今社会的にハラスメントが、いろんな種類のハラスメントがあふれておりますが、本町における想定されるハラスメントはどのように捉えていますでしょうか。山崎副町長にご答弁を頂きたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 山崎副町長、どうぞ。

○副町長（山崎重信君） ハラスメント、どのようなものが想定されるかということですが、いろんなハラスメントがございますが、職場の中でありがちなのは、まずは上司から部下へのパワーハラスメントということで、不当な圧力とか、厳しいことを言うとか、大勢の職員の前で叱咤をするとかというようなことが一つありますし、あとはセクシャルハラスメントというようなことで、性的な部分で不快に思われるような言動を取るといったようなこともあります。

今町の中でハラスメントがあるかどうかということについては、明確に自己申告書等でそういった申出が出てきているところはございませんけれども、これはいつ、どこかで発生してもおか

しくない、常にやはり心に留めておかなければいけない問題だというふうに思いますので、機会を捉えてそういったことがないようにということをお互いに確認をしているというところがございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） ついでにもう一個、ワーク・ライフ・バランスという言葉がありますが、まさに今の時代に出てきた言葉でありますけれども、これは管理する側としては、職員のワーク・ライフ・バランスはどうあるべきかということを示しているのでしょうか。この言葉が答弁書にも出てきておりますので、かくあるべきということがあるのかどうかについてはいかがですか。

○議長（加藤久民君） 山崎副町長、どうぞ。

○副町長（山崎重信君） ワーク・ライフ・バランスの在り方というか、ということのご質問でございますけれども、ワーク、仕事もライフの一部でございますので、その個々の職員がどのような生活をしていきたいのか、その中での仕事の位置づけというものもどう捉えているのかということとしっかりと管理職のほうで把握をしながら、またその個々の職員の能力とか希望にもしっかりと配慮した形で業務の差配であるとか、担当を決めていくとかというふうなところをしていくと。それで、できるだけ気持ちよく仕事をしていただいて、そして定時になりましたら趣味の活動であったり、家庭の活動であったりというふうなところを、しっかりとそういった時間も確保できるというような形で仕事の質と量、それからその人の、職員の希望、そういったもののバランスを管理職としてきちんと配慮していくというふうなところがワーク・ライフ・バランスを取っていくということなのかなというふうに認識をしております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 最後です。データベース、いわゆる本町を離れたふるさと岩泉の方々のデータベースを構築してほしいということを、私はやろうと思えばできると思うのですが、これはぜひ末村副町長にご答弁を頂きたいと思いますが、一度つくってしまえば毎年少しずつ足していくだけでいいわけですか。そして、そのデータベースを基にして希望者、非希望者を振り分けながら、必要な情報を定期的に、年に4回程度送付するということがふるさと回帰につながってくるのではないなという思いを強く私は持っておりますが、この点について全国にそういう例があるとか、あるいは不可能だとか、そういう所見を頂ければと思います。

○議長（加藤久民君） 末村副町長。

○副町長（末村祐子君） お答えします。

当町におけるUターンを想定した名簿づくりについては、議員のご提言のとおり一定の効果ということは見込めるものであらうと思いますので、取り組んでいく可能性というのは十分にあるかというふうに思います。

加えて、先ほど国の地方創生の変化について少し述べさせていただきましたけれども、連動いたしますと、各地方自治体での取組を見ておりますと、地縁、血縁だけにとどまらない多様な関係性というものにしっかり焦点を広げて、視野を広げて、そういった取組をなさっているところも、それぞれの各は、アプローチの仕方は対象ごとに確実に正しい方法、適切な方法または効果があるであらう方法というところを吟味して取り組んでおられるという印象でおりますので、どこかに限定するというだけでなく、多様な関係性というようなものをしっかり幅広に構築をしていくということが地方創生、地域の活性化という点では大変重要だというふうに認識しております。

以上です。

○議長（加藤久民君） これで13番、野館泰喜君の質問を終わります。

昼食のため午後1時半まで休憩します。

休憩（午後 零時16分）

再開（午後 1時30分）

○議長（加藤久民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、休憩前に引き続き、日程第1、一般質問を再開します。

12番、三田地泰正君。はい、どうぞ。

〔12番 三田地泰正君登壇〕

○12番（三田地泰正君） 12番、三田地泰正です。通告に基づきまして、町長並びに教育長に質問をいたします。

まず初めに、人・農地プランの実質化について質問をします。

昨年10月の台風19号被害など自然災害が多発し、被災地では生活の再建や営農の再開に向けて懸命に取り組んでいるところであり、改めて関係各位のご努力に敬意を表しますとともに、一日

も早い本格復興を成し遂げるため、行政並びに関係機関の力強いご支援をお願いします。

さて、長年にわたって農業就業人口、耕地面積も減少するなど、農業生産構造の脆弱化が急速に進展しています。町の農業・集落が大きな転換期を迎え、令和という新しい時代の幕開けの時に当たり、今こそ担い手や農地など弱体化する農業生産基盤を速やかに再構築し、持続可能な生産構造へ再編することが喫緊の課題となっています。また、農地利用の最適化をはじめとする地域の人と農地の課題解決への取組を一層強化することが求められています。

今年、特にも行政はもとよりJAや関係機関、団体との一層の連携強化により地域農業マスタープランの実質化と実践をすることにより、今使われている農地を使えるうちに使える人に引き継いでいく人・農地プランを強力に推進し、未来の農業基盤づくりが重要だと考えます。取組の状況と展望についてお伺いをします。

次に、教育の働き方改革と新学習指導要領について、教育長にお伺いします。平成から令和へと年号が変わった中で、平成元年以降の30年間での最も大きな動きは学校週5日制の導入、教育委員長を廃止するなどの地域教育行政改革、教職員の働き方改革、部活動改革、学校の再編計画等々が挙げられます。

人口減少と過疎が進行する中で、教育行政の在り方もそれに応じた環境を整えていかなければと思います。特にも教員の長時間労働の深刻な実態、多忙さをどう改善するのか。また、新しい学習指導要領が完全実施されるが、どう受け止め、どう対応するのか、お伺いします。

様々な教育改革が進む中、自身が考える学校教育の課題は何か、お伺いします。よろしく願いします。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 12番、三田地泰正議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、人・農地プランの実質化についてであります。議員ご案内のとおり、農業人口は町の人口減少、とりわけ労働力人口の高齢化に比例をし減少しており、耕作者の減少と相まって耕地面積も減少をしているところであります。まさに地域農業の大きな転換期を迎えており、今後5年から10年先を見越した農業の展開を考えていかなければならないと、このように認識をしておりますことから、基盤となる農地の現状を把握をした上で、集落と行政が一体となって将来の地域営農を描いていくことが必要だと考えております。

ご質問の人・農地プランの実質化の取組の現状についてであります。先行実施いたしました地域を除き町内在住の農地所有者に対しアンケート調査を実施をし、現在は農業委員、農地最適化推進委員の協力も得ながらアンケートの回収率向上に努めている状況にあります。また、このアンケート結果に基づき、耕作者の年齢、農地対策の希望の有無などの情報について、3月中旬を目途に地図に落とし込む予定となっております。

今後の展望につきましては、農地の全容が明らかになってくることから、データ資料を基により具体的な情報を地域の皆様へ提供をし、話し合いを重ね、5年から10年先を見据えた担い手への農地の集約化、効率化対策など、よりよい農業基盤づくりに努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

教育問題につきましては教育長から答弁を申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（加藤久民君） 三上教育長、答弁願います。

〔教育長 三上 潤君登壇〕

○教育長（三上 潤君） 学校の働き方改革と新学習指導要領につきましてお答えをいたします。

教職員の多忙化解消につきましては本町におきましても喫緊の課題であると考えており、業務量は学校規模や児童生徒数に関わらないために、小規模においてはむしろ数少ない教職員で全体を担わなければならないという状況を抱えております。現在仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のために中学校の部活動指導は休養日を設け、その徹底を図っているところであり、教職員の時間外労働の実態を把握するとともに、体制整備について具体的な対策を検討し、効果的な改善策を講じてまいりたいと、そのように考えております。

新学習指導要領につきましては、教育活動の基本目標として「生きる力の育成」が掲げられております。また、このことを実現するために知識・技能、思考力・判断力・表現力そして学びに向かう力・人間性、この3項目をバランスよく養い、主体的かつ対話的で深い学びの実現に向けた教育に取り組むこととしております。

新年度は新学習指導要領の本格実施となりますが、子供たちを取り巻く環境が著しく変化する中で、いかにして子供たちに確かな学力と豊かな人間性を身につけさせ、生きる力を育てていくかが教育の重要課題であると認識しているところであります。

町内各校の連携を図りながら、一つ一つの課題を早急に解決し、教育活動が円滑に進められるよう支援を行ってまいりたいと、このように考えております。

また、私自身が考える学校教育の課題についてであります。新年度の大きな項目といたしまして、支援が必要な児童生徒への対応、本町の児童生徒の身体的な課題として、県平均と比較してやや高い傾向の肥満度、さきにご答弁をさせていただいております小規模校への対応、そして生徒数減少による中学校の部活動への対応、この4つを主要な課題として捉えております。

これら喫緊の課題を解決するためには、これまでの取組を検証を行い、学校、保護者との協議及び各関係機関との連携強化がさらに重要となってまいります。

これまで、児童生徒が基礎・基本を確実に身につけ、それを基にして自らが学び、考え、主体的に行動し、問題解決できる能力の育成と豊かな人間性を育む教育を展開してきたところでございます。

今後におきましても、東日本大震災や台風災害の教訓から、命の大切さや復興における自分自身の役割、地域との関わり方など復興教育と防災教育にも重点を置きながら、児童生徒がさらに自ら考え行動でき、主体的かつ対話的で深い学びを得る教育を目指して教育行政を進めてまいりたいと、そのように思っております。どうかご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（加藤久民君） 12番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） よく一般的に失われた10年というようなことが言われるのですが、まさに当町におきましてはあの3.11の東日本の大震災、そしてまた度重なる豪雨災害等々によりまして、それこそ農業の生産基盤であるそのものが相当な打撃を受け、また関係する農畜産物も放射能の影響等々によりまして長年セシウムの対応に追われ、出荷の規制なり、あるいはまた流通のストップなり、様々な弊害があって大変な苦しい思いをしたわけですが、関係者の皆様のご努力によって今それこそほぼ復旧・復興のほうに近づいてきたと、改めて当局に対して感謝を申し上げますところでございます。

その中でやはり何とんでもこの10年というのは、考えてみますと、当時60歳の方も70になると、いずれ10年何もなければ今の岩泉町の農業はどうなっていたのかなという思いで、改めて思いをはせているところでございますが、いずれにしましても今くしくもこのまちづくりの総合プランが策定され、スタートすると。そしてまた、農政関係ではこのように全国で人・農地プランの実質化がスタートすると。改めて再生に向けて車の両輪となって、私は大いに期待しているわけでございます。

その中で、さきに答弁にありましたように、いわゆる農地の所有者に対してアンケートを取ったということでございます。これは、担当課として回収率をどのぐらいに見込んで、目標なり期待感を持って回収したのか。そしてまた、そのプランはたしか10の地域を設定するようですが、それぞれのプランの地域でどれぐらいの回収率があったのか、まずお伺いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

人・農地プラン、地域農業マスタープランのアンケートの回収率の状況でございます。まず、全体で申し上げますと、現時点で55.8%の回答率になってございます。これは、国のほうで50%以上という指針が出てございますけれども、その単位が耕地面積になってございますので、それでの割合が55.8%という状況で、当課といたしましてはその50%をクリアということをまず目標に取り組んできたところでございます。

10集落に分けての各プランの回収率の状況ですけれども、全地区におきましては50%を超えている状況でございます。

○議長（加藤久民君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） 町内の農地の流動化も進められてきた中で、大体貸手と借手と農地中間管理機構が間に入って進めているわけですが、その中でやはり畜産関係、あるいはまた水稻関係がやや方向性が見えたかなというふうな、私は感じがしております。

その中で、今までも規模改正なり競争力ということで、大規模化に向かったようないわゆる産業政策が町のほうの方針だったと思うのですが、考えてみれば今なかなか担い手が集落にいないと。しかし、高齢者の方々はおるわけです。やはりこれからの農業の発展なり振興は、もちろんこの担い手の方々の農地の集約は大事ですが、いわゆる中小規模あるいはまた家族経営をなされている、そういう高齢化を対象とした、いわゆる体に無理のないような作目の導入でもって、そして集落に活力を与えると。幾ら高齢化になってもまだまだ農業で頑張ろうという熱意のある方々は恐らくいると思うのです。そういう方々にこれからの施策をどのように展開するかというのが、私はこのプランに向けての非常に重要な鍵かと思っているのです。そしてまた大事なのは、取りも直さずその集落にいる方々の熱意というか、やる気がなければ、幾ら行政が旗を振っても産業なり集落の発展はないわけです。そしてまた、それこそ町の発展にもそれはつながらない、そういうふう思うわけございまして、そこでこれからのこのプランの進め方として、集落と

の話合いを重点項目に答弁として上げているのですが、この集落の話合いはどのような形でいわゆるそこに住んでいる方々の熱をくみ上げるか、私は事務局の努力が非常に大事だと思うのですが、話合いの持ち方をどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

集落に入っただけの座談会でございますけれども、先ほど10地区の集落プランで申し上げましたけれども、さらにそれを細分化して、やはり地域のつながりのある形の単位で集落に入っていきたいというふうに考えてございます。その中でやはりいろんな課題が見えてくるだろうなと思います。現在でも、座談会を開催するに当たって、やはり参加者が低いということがこれまでも課題となつてございました。熱意のある方は参加されるのですが、地域の農地を今後どのようにしていくかという課題がありますので、できるだけ多くの方に参加していただきながら、その中でどのような作物を今後展開していったらいいのか、そういった話合いをしていきたいというふうに思っております。まずは集落の皆さんの参加率を上げていくために、声をかけながら参加を高めていきたいというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） まさにそのおっしゃるとおりで、私もそう思うわけです。これからの地域農業、あるいはまた農村の在り方までも含めたこのプランのまさに目に見える形の実質化が進んでいっていただければいいなと、そういう思いがしております。

そこで、やはりこれだけの面積の、そしてまた多くいるこの農地所有者の方々の話合いとなれば、当然このプランを進めるに当たっていわゆる事務局といいますか、担当課といいますか、相当の職員体制がなければ思うように進まないのではないかというふうに危惧されるわけで、それで改めて伺いますが、このプランの実質的な構成員はどのような方々を考えているのか、お伺いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

この人・農地プランの今後の体制につきましては、町当局、農協あるいは共済、あとは県の方々を含めまして、あとは機構の職員、県農業公社の職員になりますけれども、この方々の構成で地域に入って検討していきたいと、話し合いたいというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） それでは次に、教育委員会のほうにお伺いします。

いよいよそれぞれの学校で4月から新しい人事体制の下で学校がスタートするわけで、その中で指導要領の中で今度小学校に英語教育が科目として設けられたと。そういう中で、問題はそれを教える先生方の指導力とといいますか、理解度とといいますか、あるいはまた先生方が用意する教材の研究とか様々、移行期間の中でも時間的にやられたと思うのですが、今度の英語教科によることによって先生方のこの配置なり対応は十分になされているのかどうか、お伺いします。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、答弁願います。

○教育次長（三上義重君） 新学習指導要領の全面実施、この4月から始まりますけれども、外国語教育のほうに関しましても実はもう昨年度から補助員とといいますか、元英語教員の方をお願いして、そちらの方と、あとAETとともに現在3名で、各学校のほうを回りながら4月に向けての準備を進めてございます。

また、学校の先生方にも一緒に、4月からの部分になれば一番の担当はその学校の先生になりますので、まずは主に先生にその意識を持ってもらいながら進めると。そのところにAETとか英語の教師ですね、そちらの先生のほうがフォローに回りながら進めていければということで、また研修等も、外国語学習に限りませんが、プログラミングのほうも始まりますが、研修等のほうも、県のほうでも今研修開催ございますので、そちらのほうにも今積極的に先生方から出ていただいているような形で準備のほうは進めているところでございます。

○議長（加藤久民君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） 全て新しいことを始めるときにはそれなりの負担がかかると思うのですが、今度の英語教科が設置されることになって、保護者の負担があるのか、ないのか、お伺いします。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 外国語学習に関しましての保護者負担ということでございますが、時間数のほうは3年生、4年生のところは35時間で、5、6年生が70時間という教科のほう増えますが、子供さんたちのほうはやっぱり学習時間のほうは少し増える感じになります。保護者のほうへは負担というものはございませんが、ただ家庭学習とか、やはりその辺英語部分等も出てきますので、保護者の方にも一緒に勉強してもらいながら、子供たちがより英語のほうに親しみを

持てればということで、実際は中学校からは文法とか重視されますが、小学校のところはまずは英語に親しむ、楽しむ、そういった授業を展開できればと考えているところでございます。

○議長（加藤久民君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） 若干その働き方改革に触れるかと思うのですが、岩泉町の教育委員会が実施している、あるいはまた働き方改革についてしようとする、そのことを総合的に実施した場合に、いわゆる国が示した上限の労働時間、これを超えるようなことがないのか、その範囲でできるのか、見通しについてお伺いします。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、答弁願います。

○教育次長（三上義重君） 教職員の時間外のほうの業務につきましては、その働き方改革の中でも目標を目指すということがございますが、ただ現状としますと、小学校の教員の場合は学校行事等があればやはりその月には時間外出ております。ただ、中学校に比べればそれほど時間外のほうはないのかと。中学校のほうはやはり部活動がございますので、そういったものあるいはあとは生徒指導の部分ですね、その辺がございまして、時間数のほうは現在把握している数字ですと、なかなか国から出されている目標のところには収まっていないような学校もございます。

ただ、そちらのほうですが、やはり2年前に比べれば、最近の時間数のほうを見ましてかなり時間数のほうは減っているということで、現場のほうでも努力はしているところでございます。

また、先生方のワークシェアといいますか、仕事のほうも担当も分けていただいたり、あとは部活動のほうも外部指導員もお願いしたりということで、目標の数字に向けて努力のほうは進めていきたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） 今年の中学校の部活動において、外部の指導者制度があったのですが、それは今年はどうな状況になっているのか、お願いします。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長。

○教育次長（三上義重君） 外部指導者ということで、実際国のほうで報酬を払ってという方法もあったのですが、そちらのほうは国のほうは3年という時限の制度でございまして、現在もう中学校のほうの部活動のほうにはそういった報酬はなくて、OBなり地元の方が来ていただいているところでございます。岩泉中学校にしましても、小川中学校にしましても、やはり野球部なり、卓球部なり、その部のほうには地域の方からご協力を頂いて指導を頂いているような形ではござ

います。

○議長（加藤久民君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） 無報酬でお願いしているということですか、確認です。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、答弁。

○教育次長（三上義重君） 中学校のほうの部活動には地域の方から応援を頂いて、そちらのほうには報酬のほうは出ていない状況でございます。

○議長（加藤久民君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） それから、たしか数年前だったのですが、この指導要領の中で、体育の中に武道が必修化されたと。それで当町は、時の教育次長は柔道を取り入れたということを知ったのですが、今もそのまま柔道をやられているのか、それとも何か科目変更したのか、お伺いします。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長。

○教育次長（三上義重君） その武道に関する部分は、現在も柔道のほうで進めております。当時やはり踊りのほうと、あと武道のほうは国のほうからということで方針が入りまして、進めているところでございます。

○議長（加藤久民君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） 私もいろいろ報道のものでよく、あるいは見聞で見ますが、その当時はほとんどの学校がやっぱり柔道を取り入れたような経過がある。ところがこの近年、教職員の働き方改革がにわかに出てきたときに、やはり柔道というのは、想像もつくのですが、畳を敷いたり、また片づけたり、相当な時間がかかる。それから見れば、今空手のほうが全国的に、場所も取らない、そしてまた危険も少ないということで、相当の中学校で柔道から空手のほうに移っている、そういう状況も私は聞いたのですが、参考になるのであれば、そこらもこれからの在り方としてひとつ検討していただければいいかなと、そのように思っているところでございます。

それから、教育長のこれからの学校教育の考えについて伺いましたのですが、その中で、私もくしくも見たのですが、岩中の学校だよりですか、あれを見れば、確かにそれぞれの産業医の先生方も教育長が言うとおりの肥満が増えてきていると記事を見た。そしてまた一方では、歯科のほうでも指摘してもなかなか歯医者に行って治療を受けないと、こういう2点があったのですが、そういう問題点が提起された中で、教育長はどのような今年解消策を考えているのか、お伺いしま

す。

○議長（加藤久民君） 三上教育長、答弁願います。

○教育長（三上 潤君） お答えいたします。

これは、学校だけではなかなか限界があるというように思っております。そういった部分で、やはり家庭との連携というのが一番求められるのかなというふうに思っております。そういった部分では、学校ではそれなりに運動の時間等も設けますが、帰宅してからの時間の過ごし方といえますか、こういったものはやはりそれぞれ家庭に帰ると、現代っ子といえますか、ゲームとかそうした体を動かさない生活をしているというものが多くあります。そういった部分では、規則正しい生活の中でやはり自分のすべき目標なりそういったものをきちんと家庭と協力を頂きながら取り組んでいかなければならないなというふうに思っているところでございます。そういう面で体力の調査をしましても、そういったような数値が出ておりますし、それから栄養面といえますか、そういったような部分から見ても、学校でいろいろ栄養指導しても家庭での食事はまた、もうそれぞれの家庭で進めていくというようなことがありますので、これは教育委員会もそうでございますが、学校と家庭、地域の皆さんとの連携といえますか、そういったような協力体制をしっかり取っていくということが大事かなというふうに思っております、これに力を注いでまいりたいなというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） 最後になりますが、先般くしくも4番の八重樫議員も質問されたかと思うのですが、今いわゆる小学校の生徒の減少によってスポーツ少年団の活動が非常に単独でチームをつくれないうような状況が既に発生をしている。そして、数年前から小川から岩泉に通って野球やると。何か最近聞けば、小本の小学校も単独ではチームもできないので、複数人岩泉のほうと一緒にやらせてくれというような要請があったというのか、それでやる方向になったようですが、そう考えてみた場合に、教育長はひとしく教育の機会を皆さんに与えるということをやっているのですが、親の送迎から、私は大変だなと思うのです。町内にいてさえ大変なわけです。これを20キロも遠いところから、何人になるか分からないけれども、好きな野球をやりたいということで、保護者と選手が一緒になって練習に励む、そういう中において教育の面においても何か送迎の支援ができないのか、あるいはまた災害共済、万が一のことを考えて何かそういう保険の適用のほうの補助ができないのか。私はこれからやっぱり考えなければならない事態

だناと思って質問するのですが、ご見解をお伺いします。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長。

○教育次長（三上義重君） 昨日の4番議員からのご質問にもあったとおりでございますが、現在は学校の統廃合等も進んでいます。本当に児童生徒の数が減少してございました。予想を上回るスピードでの減少かと思っております。ふれあいらんどの先ほどの陸上競技場の関係もございませうけれども、本当に当時、ふれあいらんどができた頃の平成の10年近辺のときの児童生徒数は、大体小学生が930人とか、中学生が500人とか1,500人強でした。20年近くたっていますが、今は把握している児童生徒数のほうが、ちょうど今のゼロ歳児、1歳児の子供たちが入ったとしての令和7年度現在だと、もう今の推計で小学生が280人、中学生175、460人ぐらいの見込みになってございます。ということで、3割減ではなくて7割減、この20年でも子供たち減っています。本当に、先ほど来申し上げていますが、スポーツ少年団にしろ、中学校の部活動にしろ、岩泉町だけに限らず、宮古の管内でも中学校の部活動さえまならないような状況になってございました。

ということで、昨年から中学校の校長先生あるいは顧問の先生、あとスポーツクラブの推進員等を対象にしながら今部活動の在り方なり、岩泉町のスポーツ少年団の分も考えながら検討を進めてございます。

話題に出ていましたとおり、本当に一番は足の確保が問題になってございますので、そういったスポーツ少年団にしろ、中学校の部活動にしろ、統合となるとそここのところは確保を考えていけないと前に進まないのかなということでございますので、それも含めて検討は進めてまいりたいと思っております。

○議長（加藤久民君） これで12番、三田地泰正君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（加藤久民君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 2時08分）

令和 2 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 5 号)						
招 集 年 月 日	令 和 2 年 2 月 3 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 2 年 3 月 1 0 日 午 後 2 時 3 0 分				
	閉 会	令 和 2 年 3 月 1 0 日 午 後 3 時 1 6 分				
出 席 及 び 欠 席 議 員 出 席 1 4 人 欠 席 0 人 (凡 例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	1 0	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	1 1	畠 山 直 人	○
	4	八 重 樫 龍 介	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	三 田 地 久 志	○	1 3	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○	1 4	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三 田 地 和 彦	○			

会議録署名議員	1 1 番	畠山直人	1 2 番	三田地泰正
	1 3 番	野館泰喜		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局長	箱石良彦	副主幹兼 議事係長	大森淳一
	主査	佐々木美穂子		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町長	中居健一		
	副町長	山崎重信	副町長	末村祐子
	教育長	三上潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木重光
	総務課長	應家義政	政策推進課長	三浦英二
	会計管理者兼 税務出納課長	中川英之	町民課長	三上久人
	保健福祉課長	田鎖英明	経済観光交流課長	馬場修
	農林水産課長	佐々木修二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木真
	上下水道課長	三上訓一	消防防災課長	和山勝富
教育次長	三上義重			
議事日程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議事の経過	別紙のとおり			

令和 2 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 5 号)

令和 2 年 3 月 1 0 日 (火曜日) 午後 2 時 3 0 分開議

開 議 の 宣 告

議事日程の報告

- 日程第 1 議案第22号 令和 2 年度岩泉町一般会計予算 (新年度予算審査特別委員長報告)
- 日程第 2 議案第23号 令和 2 年度岩泉町国民健康保険特別会計予算
(新年度予算審査特別委員長報告)
- 日程第 3 議案第24号 令和 2 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算
(新年度予算審査特別委員長報告)
- 日程第 4 議案第25号 令和 2 年度岩泉町介護保険特別会計予算
(新年度予算審査特別委員長報告)
- 日程第 5 議案第26号 令和 2 年度岩泉町観光事業特別会計予算
(新年度予算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 議案第27号 令和 2 年度岩泉町公共下水道事業特別会計予算
(新年度予算審査特別委員長報告)
- 日程第 7 議案第28号 令和 2 年度岩泉町大川財産区特別会計予算
(新年度予算審査特別委員長報告)
- 日程第 8 議案第29号 令和 2 年度岩泉町水道事業会計予算
(新年度予算審査特別委員長報告)
- 日程第 9 行政報告
- 日程第 1 0 同意第 1 号 岩泉町副町長の選任に関し同意を求めることについて
- 日程第 1 1 同意第 2 号 岩泉町教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 1 2 議案第36号 財産の貸付に関し議決を求めることについて
- 日程第 1 3 議案第37号 財産の貸付に関し議決を求めることについて
- 日程第 1 4 閉会中の継続審査申し出について (総務常任委員長申し出)

日程第15 常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

(総務常任委員長申し出)

(産業常任委員長申し出)

日程第16 令和2年度議員派遣について

閉会の宣告

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午後 2時30分）

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎議案第22号～議案第29号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、議案第22号 令和2年度岩泉町一般会計予算から日程第8、議案第29号 令和2年度岩泉町水道事業会計予算までの8件を一括議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

新年度予算審査特別委員長、三田地泰正君。はい、どうぞ。

〔新年度予算審査特別委員長 三田地泰正君登壇〕

○新年度予算審査特別委員長（三田地泰正君） 令和2年3月10日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。

新年度予算審査特別委員長、三田地泰正。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果。

議案第22号 令和2年度岩泉町一般会計予算、原案可決。

議案第23号 令和2年度岩泉町国民健康保険特別会計予算、原案可決。

議案第24号 令和2年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

議案第25号 令和2年度岩泉町介護保険特別会計予算、原案可決。

議案第26号 令和2年度岩泉町観光事業特別会計予算、原案可決。

議案第27号 令和2年度岩泉町公共下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第28号 令和2年度岩泉町大川財産区特別会計予算、原案可決。

議案第29号 令和2年度岩泉町水道事業会計予算、原案可決。

以上です。

○議長（加藤久民君） ただいまの新年度予算審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

議案第22号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎行政報告

○議長（加藤久民君） 日程第9、行政報告を行います。

山崎副町長、はい、どうぞ。

○副町長（山崎重信君） 済生会岩泉病院医師確保についてご報告を申し上げます。

地域医療の確保は、町政の最重要課題の一つであり、特にもその核となる医師確保につきましては、町としても済生会岩泉病院への財政支援のほか、議会との連携を図りながら岩手県などの関係機関に対し、医師確保の要望を行ってきたところであります。

そのような中、今般岩手県から令和2年度医師配置計画において、済生会岩泉病院への医師派遣を決定していただいたところであります。

派遣される医師であります、氏名は、鳥居拓磨氏、30歳であります。出身大学は、自治医科大学を卒業しております。専門診療科は外科であります。現在は、県立宮古病院に勤務されております。

常日頃議会からも力強い応援とご理解をいただき、新たに医師確保の運びとなりましたことに

対しまして、改めて感謝を申し上げる次第であります。

今後におきましても、済生会岩泉病院と連携を密にして、よりよい地域医療の確保に努めてまいる所存でありますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

以上で報告を終わります。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第10、同意第1号 岩泉町副町長の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 同意第1号 岩泉町副町長の選任に関し同意を求めることについて。

次の者を岩泉町副町長に選任することについて、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

氏名、佐々木宏幸。

令和2年3月10日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町副町長が令和2年4月1日から欠員となることに伴い、新たに副町長を選任しようとするものである。

次のページ、参考資料として略歴書を添付してございますので、御覧願いたいと思います。

なお、これまで副町長2人制でございましたけれども、今回から1人制という体制で考えてございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） これから同意第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから同意第1号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本案は同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

ただいま副町長に選任されました佐々木宏幸君がおいでになっておりますので、ご挨拶をいた
だきたいと思います。

○佐々木宏幸君 ただいま議会のご同意を賜りまして、副町長を拝命いたしました佐々木でござい
ます。微力ではございますが、中居町長を補佐し、職員の皆さんと力を合わせ、台風災害からの
復旧、復興を初め町勢の発展に向けて誠心誠意努めてまいり所存でございます。議員の皆様にお
かれましては、特段のご指導とご鞭撻を心からお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、
私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第11、同意第2号 岩泉町教育委員会教育長の任命に関し同意を求め
ることについてを議題とします。

除斥の対象ではございませんが、教育長は席を外していただきます。

（教育長 三上 潤君退席）

本件について提出者の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 同意第2号 岩泉町教育委員会教育長の任命に関し同意を求めること
について。

次の者を岩泉町教育委員会の教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に
関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、三上潤。

令和2年3月10日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町教育委員会教育長、三上潤が、令和2年3月31日をもって任期満了となることに伴い、同人を再任しようとするものである。

次のページに参考資料として略歴書を添付してございますので、参考をお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤久民君） これから同意第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから同意第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。本案は同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

教育長はお戻り願います。

（教育長 三上 潤君復席）

○議長（加藤久民君） ただいま教育長に再任されました三上潤君からご挨拶をいただきます。はい、どうぞ。

○教育長（三上 潤君） ただいま教育長の再任をいただきましたが、改めてその職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

東日本大震災から9年が経過しようしておりますが、この間津波からの復旧、台風10号の豪雨災害、そして新型コロナウイルスの脅威を受けまして、弱い立場にある子供たちをいかに安全に守っていくかということ、防災教育の大切さを痛感をしているところでございます。また、児童生徒数の減少から平成23年に20校あった小中学校が来る4月には11校となりますが、適正な教育環境の整備も喫緊の課題であると、そのようにも考えてございます。新年度から学習指導要領が本格実施をされますが、学習内容の見直しや学校運営の在り方などにつきまして、新たな対策が求められております。子供たちがこれからの社会を生き抜く力を持った人間として成長していく

ため、地域の皆さんのご協力、ご支援をいただきながら学校長等との連携をしっかりと組み、教育委員会と学校が両輪の形で教育行政に取り組んでいきたいと、そのように考えてございます。

微力ではございますが、誠心誠意努力してまいる所存でございますので、今後ともご指導、ご鞭撻をいただきますようよろしくお願いいたします。

簡単でございますが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第12、議案第36号 財産の貸付に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第36号 財産の貸付に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1、貸付けの目的。地域経済の活性化と雇用の維持確保を図るため、菌床しいたけ生産振興施設等及び同用地を貸し付けるものである。

2、貸付けする財産。別紙のとおり。

3、貸付けの相手方。住所、岩泉町浅内字下栗畑68番地11。氏名、株式会社岩泉きのこ産業、代表取締役社長、柳畑正勝。

4、貸付け方法。使用貸借。

5、貸付け期間。令和2年4月1日から令和4年3月31日まで。

令和2年3月10日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。株式会社岩泉きのこ産業に菌床しいたけ生産振興施設等及び同用地を無償で貸付けしようとするものである。

次のページ、別紙に財産貸付け物件一覧を記載してございますので、御覧願いたいと思います。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。これから議案第36号について質疑を行い

ます。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第36号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第13、議案第37号 財産の貸付に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第37号 財産の貸付に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1、貸付けの目的。地域経済の活性化と雇用の維持確保を図るため、龍泉洞温泉ホテルを貸し付けるものである。

2、貸付けする財産。施設名、龍泉洞温泉ホテル。所在地、岩泉町岩泉字府金48番地。種別、宿泊施設。構造、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建。面積、2,977.22平方メートル。

3、貸付けの相手方。住所、岩泉町岩泉字府金48番地。氏名、株式会社岩泉総合観光、代表取締役社長、木村成美。

4、貸付け方法。使用貸借。

5、貸付け期間。令和2年4月1日から令和4年3月31日まで。

令和2年3月10日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。株式会社岩泉総合観光に龍泉洞温泉ホテルを無償で貸付けしようとするものである。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。これから議案第37号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第37号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（加藤久民君） 日程第14、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

総務常任委員長から、目下委員会において審議中の請願第4号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める請願、請願第5号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願及び請願第6号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願について、会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。総務常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（加藤久民君） 日程第15、常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

お手元に配りましたとおり、総務常任委員長及び産業常任委員長から常任委員会の閉会中の継続調査申し出が提出されております。

お諮りします。申出書のとおり閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎令和2年度議員派遣について

○議長（加藤久民君） 日程第16、令和2年度議員派遣についてを議題とします。

お手元に配りました議員派遣一覧表のとおり、地方自治法第100条第13項及び岩泉町議会会議規則第126条の規定により議員を派遣したいと思います。

お諮りします。別紙議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎副町長の発言

○議長（加藤久民君） ここで副町長より発言の申出がありますので、これを許します。

山崎副町長。

○副町長（山崎重信君） 例年お願いしております町税条例の一部改正と補正予算の専決処分につきまして、ご了承いただきたくご説明申し上げます。

初めに、町税条例の一部改正についてであります。年度末に予定されております地方税法及び関係税省令等の改正に伴い、町税条例の一部を改正するものであり、令和2年4月1日施行となるものであります。

主な改正内容といたしましては、まず個人住民税についてであります。未婚のひとり親に対

して現在の寡婦と同様のひとり親控除が設けられることとなります。また、この控除の追加に伴い、寡婦控除の要件や控除額を整備するとともに、障害者等で所得が一定額以下の者に対する人的非課税措置の対象にひとり親を加え、併せて要件の見直しを行うものであります。

次に、固定資産税についてですが、所有者不明土地等に係る課税上の問題への対応といたしまして、土地等の現所有者である相続人等に対して所有者である旨の申告を求めることができる。または、現所有者が判明しない場合に、使用者を所有者と見なして固定資産税を課税することができる等の改正を行うものであります。

次に、町たばこ税ですが、1本当たりの重量が1グラム未満の軽量な葉巻たばこにつきまして、令和2年10月と令和3年10月の2段階の経過措置を設けた上で通常の紙巻きたばこ1本に換算する改正を行うものであります。

最後に、国民健康保険税に関する改正となりますが、2点の改正となります。1点目が賦課限度額の引上げで基礎賦課額については、61万円から63万円。介護納付金については、16万円から17万円へと、それぞれ引上げとなります。

2点目は、低所得世帯に対する軽減の判定に用いる所得の見直しで5割軽減及び2割軽減の対象世帯を拡大する内容となります。

以上のことから、あらかじめ町税条例の一部改正の専決処分についてご了承をお願いするものであります。

次に、補正予算関係でございますが、令和2年度におきまして、一般会計では、現段階で歳入予算である特別交付税、町債、地方譲与税等に未確定の部分がございます。また、簡易水道特別会計では、令和2年4月1日に公営企業法を適用する水道事業に移行することから、3月末での打切り決算となり、水道使用料の収入額に未確定の部分がございます。

これらの額の確定をもって予算措置の状況を見極め、令和元年度の最終補正予算を必要に応じて編成する場合があるため、あらかじめ予算の専決処分についてご了承のほどをお願いするものであります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

◎町長の発言

○議長（加藤久民君）　ここで町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

中居町長。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） まずもって令和2年第1回岩泉町議会に執行部としてこの議案を提案させていただきました。全て満場で議決を賜りました。改めて感謝を申し上げたいと、このように思うところであります。

そしてまた、条例補正予算特別委員会の三田地和彦委員長さん、そしてまた新年度予算特別委員長の三田地泰正委員長さんには、大変お世話になったところであります。改めて感謝を申し上げたいと、このように思うところであります。

さらには、本年は11人の議員の皆さんからも一般質問をいただきました。しっかりとこれを検証しながら令和2年度の施策に反映をさせていきたいと、このように思っているところでございますので、どうかよろしく願いを申し上げたいというように思います。改めて感謝を申し上げたいと、このように思います。

そして、先ほどは新たな副町長の人事、そしてまた、新たな教育長の人事についてもお認めをいただきました。これまた、感謝を申し上げたいと、このように思うところであります。

今年度をもってこれまで副町長2人制をしきまして、災害復旧に全力投球をしてきたわけですが、今回をもって山崎副町長、そしてまた末村副町長が退任をされるということでございます。この間、私の両腕になっていただきまして、本当に復旧、復興が加速をしたなど、このように思っております。残念なことではあります。3月31日をもって退任ということでございます。お二方から議会に対しましてもご挨拶を申し上げさせていただきたいと、このように思いますので、議長、どうかよろしく許可をお願い申し上げたいと、このように思います。

それでは、お二人から議会に対してご挨拶を申し上げさせていただきますので、どうかよろしく願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） それでは、先に山崎副町長からお願いいたします。

〔副町長 山崎重信君登壇〕

○副町長（山崎重信君） 副町長退任に当たり一言御礼を申し上げます。

2年間という短い間でしたが、皆様に支えられながらここまで務めることができました。本当にありがとうございました。

岩泉町との最初のご縁は、平成28年9月、台風第10号豪雨災害被災直後の当町において県の現

地災害対策本部員として災害対応に当たったことでした。応急対策のさなかの9月いっぱい、そのときは離任することになり、とても心残りがあったことを覚えています。幸いにも平成30年4月から副町長として再びこの岩泉町に貢献する機会を与えていただき、中居町長の下、台風災害からの復旧、復興、そしてその先のまちづくりを見据えた職員力、組織力の強化などに微力ながら努めてまいりました。

しかし、振り返りますと、私ができることよりも、皆様から学ばせてもらったことのほうが圧倒的に多く、今の心境としては感謝の気持ちと、やはり少しの心残りがあるというのが率直なところです。

私は、4月から県職員に戻りますが、これからの時代は、県と市町村がより一層連携を深め、協働していく必要があると考えております。今後は、皆様からのご恩に報いるため、別の立場から岩泉町に未来の花が咲くよう力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、引き続きご指導のほどをよろしくお願いをいたします。

2年間、大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（加藤久民君） それでは、末村副町長、お願いいたします。

〔副町長 末村祐子君登壇〕

○副町長（末村祐子君） 退任に当たり一言ご挨拶させていただきます。

3年4か月前、台風第10号で全町に及ぶ甚大な被害を受けられた姿を目の当たりにし、小さな存在ではあれ、皆様の再起を支えたい、そんな思いで町に来させていただいたのがつい昨日のことのようにも思えます。

当初は、災害からの復旧、復興に特措法ではない制度の中、模索をしながら担当の皆様と邁進をし、副町長に就任してからは、農林水産、経済観光、地方創生、第三セクターと、より幅広い課の皆様となりわいの復興に当たらせていただきました。

自然環境の厳しいこの地を今の環境に整えるまでに、皆様のご先祖がどのような思いでこられたのかに思いをはせ、また中山間沿岸地域における1次産業は、生きることそのものといったことを海に、山に教えていただきながら、時には唇をかみしめるような思いもし、ですが、大抵は大変楽しく、得がたい時間を過ごさせていただきました。

2年前の就任に当たり、私の信条は、開かない扉はない姿勢で取り組むことと述べましたが、岩泉での日々は信条ひとつときも揺るがずの時間になりました。それは、中居町長を確たるリーダー

一とした町長部局の皆様、教育長、教育委員会事務局の皆様、町民皆様、そして議員の皆様にごおらかに応じていただいたから実行できたことにほかなりません。

特に、議会では、難しいテーマで考えを交わしながらも、最後には皆で笑い声を分かち合える岩泉の知恵に多くを学ばせていただきました。

復興庁時代からの私の仕事での歩みを信じ、地縁、血縁のないまち育ちの女性である私に任命してくださったことに仕事で十分に応えたい。また、外から町に関心を持つ方々や、これからの女性の活躍に希望を持っている方々、そういう方々にも希望を持っていただけるように、私の熱意も皆様に感謝として伝わっていれば幸いです。

それから、職員の皆様には、現場とともに歩む喜びを感じていただきたく、事あるごとに現場にご一緒いただき、対話を重ねさせていただきました。まさにOJTの日々であったようにも思っております。2年を経てこの点では、大変な手応えも感じております。やれることを愚直にやってみようと共に動いてくださった職員の皆様の応援も、議員の皆様方に引き続きお願いを申し上げたく存じます。

志あるところに道は開きます。この言葉は、皆様もご存知のとおり、奴隷解放の父としてエイブラハム・リンカーン、アメリカ第16代大統領が自身の苦労と挫折の日々の末に、それを礎としながら発した名言で、多くの人々がこの言葉に勇気づけられ、同時に道を開くためには、努力や厳しさも必要である。偉人同じでなくても、私たち一人一人にそれぞれの乗り越えるべき壁や厳しさ、そして希望、この両方があるということを教えてもらっています。

日本全体が縮小傾向にある中、沿岸を含む中山間地域を守り、維持するのは、試練の連続だと思いますが、深い縁を紡がせていただいた岩泉町が議会と町長部局の間の優れた対話でこれからも挑戦する町であり続けることを願ってやみません。

阪神・淡路での経験から東日本大震災の復興の道りに関わるには、腰掛けでは申し訳ないと覚悟をして赴いた岩手での日々も9年近くになります。密度の濃い時間を過ごした岩泉町から送り出していただくことに感謝をし、私も皆様に恥じないように精進し続けることをお誓いをし、この間のご厚情への心からの感謝とさせていただきます。

令和2年3月10日、岩泉町副町長、末村祐子。本当にありがとうございました。

○議長（加藤久民君）　ここで岩泉町議会として山崎副町長及び末村副町長に感謝の気持ちを込めて挨拶しようと思いますが、本会議中の移動が制限されていることから、残念ではございますが、

代わりに野館副議長から挨拶をさせます。

両副町長は前のほうに登壇願います。

〔副議長 野館泰喜君登壇〕

○副議長（野館泰喜君） ただいま議長からお許しが出ましたので、町議会14人を代表して感謝とお礼を申し上げさせていただきます。

ただいま山崎副町長並びに末村副町長から退任のご挨拶をいただきました。山崎副町長は、台風第10号災害発生時は、岩手県復興局生活再建課主任主査として復興にご尽力いただき、さらに平成30年4月1日に就任以来2年間、町勢発展のためにご尽力いただきました。

そして、末村副町長は、復興庁からの派遣で平成28年11月24日からご活躍いただき、さらに30年4月1日から副町長として就任、合わせて3年5か月の間、東日本大震災や台風第10号豪雨災害の復旧、復興にご尽力をいただきました。

この2年間、まさにアクシデントからのスタートで、まさに中居町長が苦渋の決断の中から火中の栗を拾って、2人体制を自分の中で決めてお二人を指名しました。そして、2年間で岩泉町まちづくりプランを策定するところまで、まさに復興の明かりが見えるところまでこぎ着けることができました。これは、中居町長のお力のみならず、お二人の副町長のお力があってこそだと議会一同が認識しております。

この2年間のキャリアは、お二人の今後の将来に必ずプラスになるものだと信じております。私どももこれからこのお二人が残した足跡をたどりながら、教えていただいた一つ一つを胸に刻みながら、この町のさらなる発展に寄与してまいりたいと全員が考えております。どうか今後とも岩泉町を見守っていただきますとともに、若いのですけれども、健康には十分に注意されながら、さらなるご活躍をしていただきたいと切に願うところであります。

本当にありがとうございました。

○議長（加藤久民君） それでは、お戻りください。

◎閉会の宣告

○議長（加藤久民君） これで本定例会の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第1回岩泉町議会定例会を閉会します。

(午後 3時16分)

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

加 藤 久 民

署 名 議 員

畠 山 直 人

署 名 議 員

三 田 地 泰 正

署 名 議 員

野 舘 泰 喜
